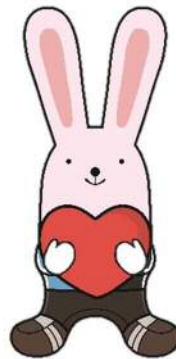




川崎市自殺対策の推進に関する報告書

(令和 2 年度版)

－第 2 次計画のまとめ－



令和 3 年 11 月

川崎市健康福祉局

はじめに

全国の自殺者数は、平成10年以降14年連続して年間3万人を超える状況が続いておりました。平成24年以降は年間3万人を下回りましたが、依然として深刻な事態は未だ続いています。

川崎市においても近年は減少傾向が継続していましたが、令和2年においては増加に転じ200人を超える方が亡くなられている現実を深刻に受け止めております。

平成25年12月に川崎市議会において、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」が議員提案により制定され、同条例に基づき平成27年3月に自殺対策総合推進計画を策定いたしました。

平成30年度からは令和2年度までを計画期間とした第2次計画を進め、身近な地域の多様な主体と協働しながら、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指して取り組んでまいりました。

今年度からは令和5年度までを計画期間とした第3次計画を進めており、新型コロナウイルス感染症等の影響も踏まえつつ、本市の自殺対策をより一層総合的に推進していくために、地域包括ケアシステム推進ビジョンと連動し、今後も「ひとりでも多くのいのちを守る」ための積極的な対策を進めてまいります。

この自殺対策の推進に関する報告書は、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づき毎年度作成するもので、第2次計画の最終年度である令和2年度の自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに本市の自殺の概要についてとりまとめ、3年間の計画期間の成果と課題を総括いたしました。

本書を御覧いただきまして、本市の自殺総合対策の現状や取組について御理解いただければ幸いに存じます。

令和3年11月

川崎市長 福田 紀彦

目 次

第1章 川崎市における自殺の概要

1	自殺の現状	1
2	川崎市こころの健康に関する意識調査における再分析について	7

第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

1	川崎市における自殺対策の経緯	12
2	自殺対策総合推進計画の推進体制	17
3	自殺対策総合推進計画の概要	19
4	自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識	20
5	地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について	22

第3章 令和2年度の自殺対策の実施状況

1	3つの会議体の開催状況	23
2	条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとの実施状況について	23
方針1 自殺の実情を知る		
(1)	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供	23
(2)	自殺の防止等に関する市民の理解の増進	24
方針2 自殺防止のためにつながる		
(3)	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	24
(4)	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に関する体制の整備	25
(5)	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実	26
(6)	民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援	28
方針3 自殺防止のために支える		
(7)	自殺防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備	28
(8)	自殺未遂者に対する支援	28
(9)	自殺者及び自殺未遂者の親族に対する支援	28
3	新型コロナウイルス感染症による取組への影響について	29
(1)	背景・各所管における影響の確認方法	29
(2)	影響の内容	29
(3)	変更や中止となった事業内容について	29
(4)	新規や臨時的に実施した事業内容について	29
4	第2次川崎市自殺対策総合推進計画における主要な課題に対する取組の経過報告	41

第4章 令和2年度における目標の達成状況と評価

1	自殺対策総合推進計画の定量的な目標について	43
2	定量的目標の達成状況と評価について	43

3	自殺対策総合推進計画の定性的な目標について	4 3
4	定性的な目標の達成状況と評価について	4 3
5	新型コロナウイルス感染症による影響と対応について	4 4

第5章 第2次川崎市自殺対策総合推進計画の総括

1	第2次川崎市自殺対策総合推進計画の概要	4 5
2	第2次川崎市自殺対策総合推進計画の達成状況と成果	4 5
(1)	第2次計画に掲げられた定量的な目標の達成状況	4 5
(2)	定性的な評価について	4 6
(3)	第2次川崎市自殺対策総合推進計画における3年間の取組に対しての成果と課題	4 6
(4)	第2次川崎市自殺対策総合推進計画における成果のまとめ	5 0
3	第3次川崎市自殺対策総合推進計画の策定及び推進に向けた課題	5 1

参考

1	計画の取組項目の令和2年度における実施状況について	5 4
2	本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見	9 8

資料

1	川崎市自殺対策の推進に関する条例	1 0 0
2	川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱	1 0 3
3	川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱	1 0 5
4	川崎市自殺対策評価委員会委員名簿	1 0 9

第1章 川崎市における自殺の概要

1 自殺の現状

＜厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い＞

厚生労働省「人口動態統計」

日本における日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上されている。なお、死因不明の場合は不明のまま処理され、訂正報告がない場合は、自殺には計上されない。自殺総合対策大綱の数値目標における自殺死亡率の基となっているほか、WHOにはこの人口動態統計を基にした自殺死者数、自殺死亡率が報告されている。

警察庁「自殺統計」

総人口（日本における外国人も含む。）を対象とし、発見地を基に自殺死体発見時（正確には認知）で計上されている。捜査等により自殺と判明した時点で「自殺統計原票」が作成される。集計項目には、原因・動機別、職業別、自殺未遂歴の有無別、同居人の状況別などがあり、より自殺の分析が可能な統計となっている。

＜統計データの留意点＞

- ◆ 本書に掲載している自殺統計については、下記の統計データを用いて、川崎市が集計・分析を行ったものである。出典表記は、下記のとおり略称を用いている。
 - ・ 公表されている厚生労働省人口動態統計（略称：人口動態統計）
 - ・ 神奈川県警察本部から提供を受けた自殺統計原票に基づく集計データ（略称：警察統計）
- ◆ 「死亡率」は、人口10万人当たりの死亡者数となる。
- ◆ 「%」は、それぞれの割合を小数点第2位で四捨五入して算出している。そのため、全ての割合を合計しても100%にならないことがある。

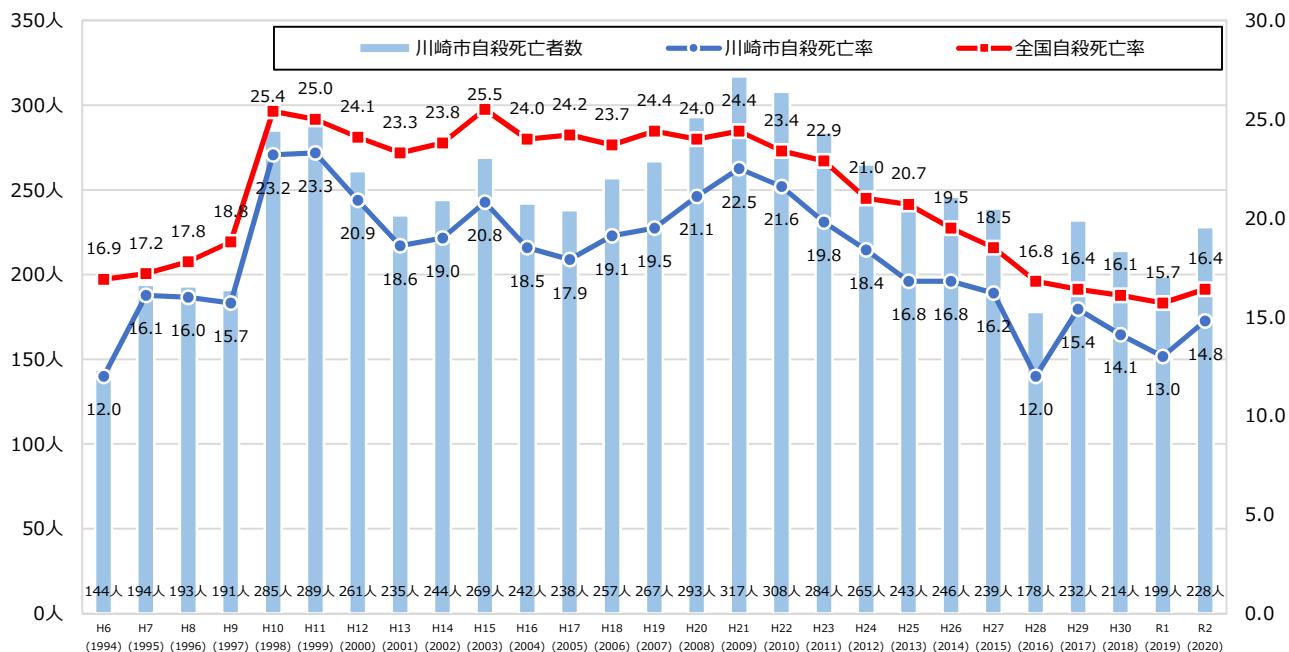
表1 川崎市における死因順位別にみた死亡割合の推移（人口動態統計）

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位		第6位		第7位		第8位		第9位		第10位	
	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合
H17 (2005)	悪性新生物	33.3%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	12.1%	肺炎	8.4%	不慮の事故	3.4%	自殺	3.0%	肝疾患	2.7%	老衰	1.5%	腎不全	1.3%	その他新生物	1.1%
H18 (2006)	悪性新生物	34.0%	心疾患	14.8%	脳血管疾患	11.6%	肺炎	8.3%	不慮の事故	3.6%	自殺	3.2%	肝疾患	2.7%	老衰	1.8%	腎不全	1.4%	慢性閉塞性肺疾患	1.3%
H19 (2007)	悪性新生物	32.9%	心疾患	15.5%	脳血管疾患	10.7%	肺炎	8.4%	不慮の事故	3.6%	自殺	3.2%	肝疾患	2.7%	老衰	2.1%	慢性閉塞性肺疾患	1.5%	大動脈瘤及び解離	1.3%
H20 (2008)	悪性新生物	32.0%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	10.8%	肺炎	8.6%	不慮の事故	3.5%	自殺	3.4%	老衰	2.7%	肝疾患	2.2%	慢性閉塞性肺疾患	1.6%	腎不全	1.4%
H21 (2009)	悪性新生物	32.9%	心疾患	14.9%	脳血管疾患	10.5%	肺炎	8.7%	自殺	3.6%	不慮の事故	3.6%	老衰	2.8%	肝疾患	2.0%	腎不全	1.6%	大動脈瘤及び解離	1.3%
H22 (2010)	悪性新生物	31.1%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	9.9%	肺炎	8.9%	不慮の事故	3.8%	自殺	3.3%	老衰	3.2%	肝疾患	2.2%	慢性閉塞性肺疾患	1.5%	腎不全	1.4%
H23 (2011)	悪性新生物	31.0%	心疾患	15.6%	脳血管疾患	9.7%	肺炎	9.0%	不慮の事故	3.8%	老衰	3.7%	自殺	2.9%	肝疾患	2.0%	大動脈瘤及び解離	1.4%	腎不全	1.3%
H24 (2012)	悪性新生物	31.0%	心疾患	14.3%	脳血管疾患	9.6%	肺炎	8.7%	老衰	4.3%	不慮の事故	3.7%	自殺	2.7%	肝疾患	2.2%	腎不全	1.6%	大動脈瘤及び解離	1.4%
H25 (2013)	悪性新生物	31.1%	心疾患	13.9%	脳血管疾患	9.9%	肺炎	8.6%	老衰	4.6%	不慮の事故	4.0%	自殺	2.4%	肝疾患	1.7%	腎不全	1.6%	慢性閉塞性肺疾患	1.3%
H26 (2014)	悪性新生物	31.5%	心疾患	14.0%	肺炎	8.7%	脳血管疾患	8.7%	老衰	5.5%	不慮の事故	3.4%	自殺	2.4%	肝疾患	1.8%	大動脈瘤及び解離	1.5%	腎不全	1.5%
H27 (2015)	悪性新生物	30.5%	心疾患	14.3%	脳血管疾患	8.1%	肺炎	0.0%	老衰	6.5%	不慮の事故	4.1%	自殺	2.3%	肝疾患	1.9%	大動脈瘤及び解離	1.5%	腎不全	1.4%
H28 (2016)	悪性新生物	30.1%	心疾患	14.3%	肺炎	8.4%	脳血管疾患	8.2%	老衰	7.1%	不慮の事故	3.3%	肝疾患	1.8%	自殺	1.7%	大動脈瘤及び解離	1.5%	腎不全	1.4%
H29 (2017)	悪性新生物	29.6%	心疾患	15.3%	脳血管疾患	7.9%	老衰	7.7%	肺炎	6.2%	不慮の事故	3.2%	誤嚥性肺炎	2.5%	自殺	2.1%	肝疾患	1.9%	慢性閉塞性肺疾患	1.7%
H30 (2018)	悪性新生物	29.6%	心疾患	14.9%	老衰	8.5%	脳血管疾患	7.1%	肺炎	6.3%	不慮の事故	3.3%	誤嚥性肺炎	2.7%	肝疾患	2.0%	自殺	1.9%	腎不全	1.6%
R1 (2019)	悪性新生物	28.5%	心疾患	15.3%	老衰	9.3%	脳血管疾患	7.2%	肺炎	6.5%	不慮の事故	3.5%	誤嚥性肺炎	2.9%	自殺	1.7%	肝疾患	1.7%	腎不全	1.6%
R2 (2020)	悪性新生物	28.9%	心疾患	14.9%	老衰	10.7%	脳血管疾患	6.6%	肺炎	5.1%	不慮の事故	3.4%	誤嚥性肺炎	3.3%	肝疾患	2.0%	自殺	2.0%	腎不全	1.5%

出典：厚生労働省人口動態統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

川崎市における死因順位別にみた死亡割合の推移では、自殺は、平成17年以降5位から9位で推移し、令和2年は9位であった。

図1 川崎市と全国の自殺死亡率の推移（人口動態統計）



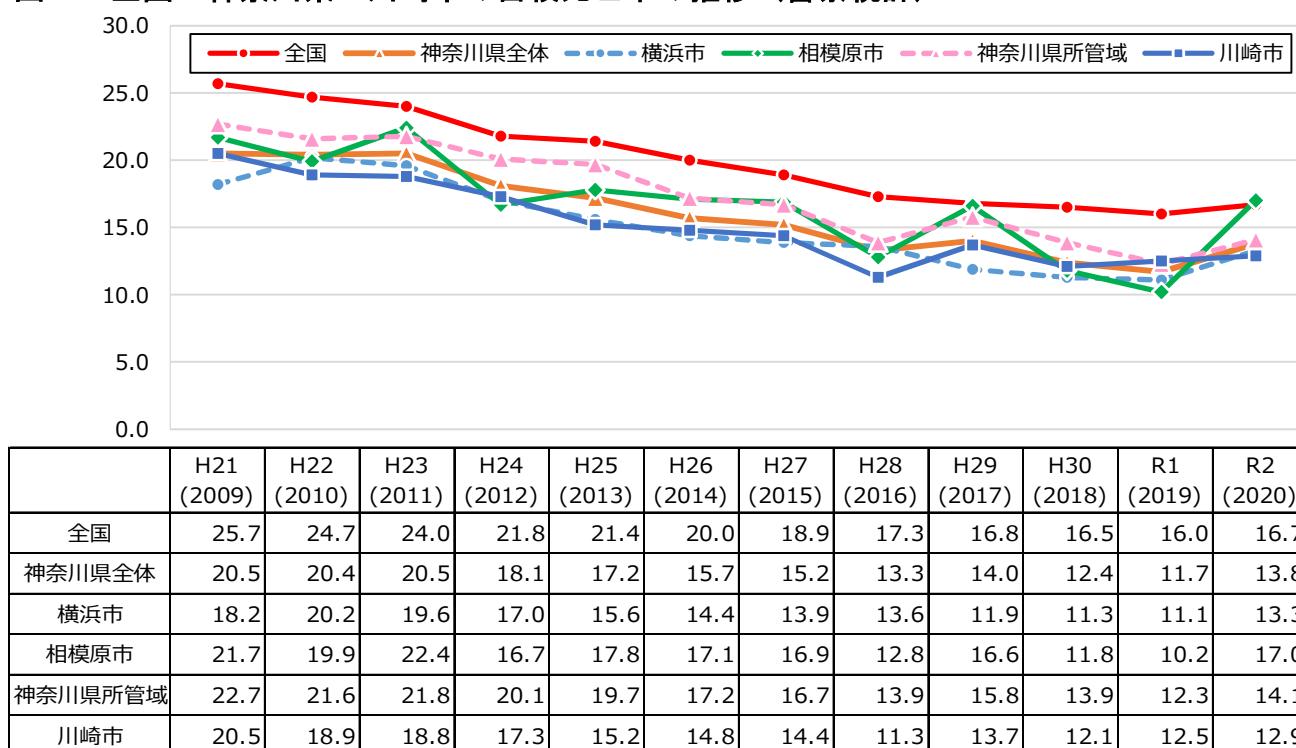
※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死者数

※2 人口動態統計は確定値を使用

出典：川崎市総務企画局統計情報課推計人口及び厚生労働省人口動態統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

川崎市の自殺死亡率は、平成10年の自殺死亡率の急増以降、増減を繰り返しながらも減少傾向にあったが、平成17年を下げ止まりとして一旦上昇に転じた。その後、平成21年をピークに再度減少が続いた。平成27年から29年にかけては大きな減少と増加があり、その後は減少していたが、令和2年は再び増加した。

図2 全国・神奈川県・川崎市の自殺死亡率の推移（警察統計）

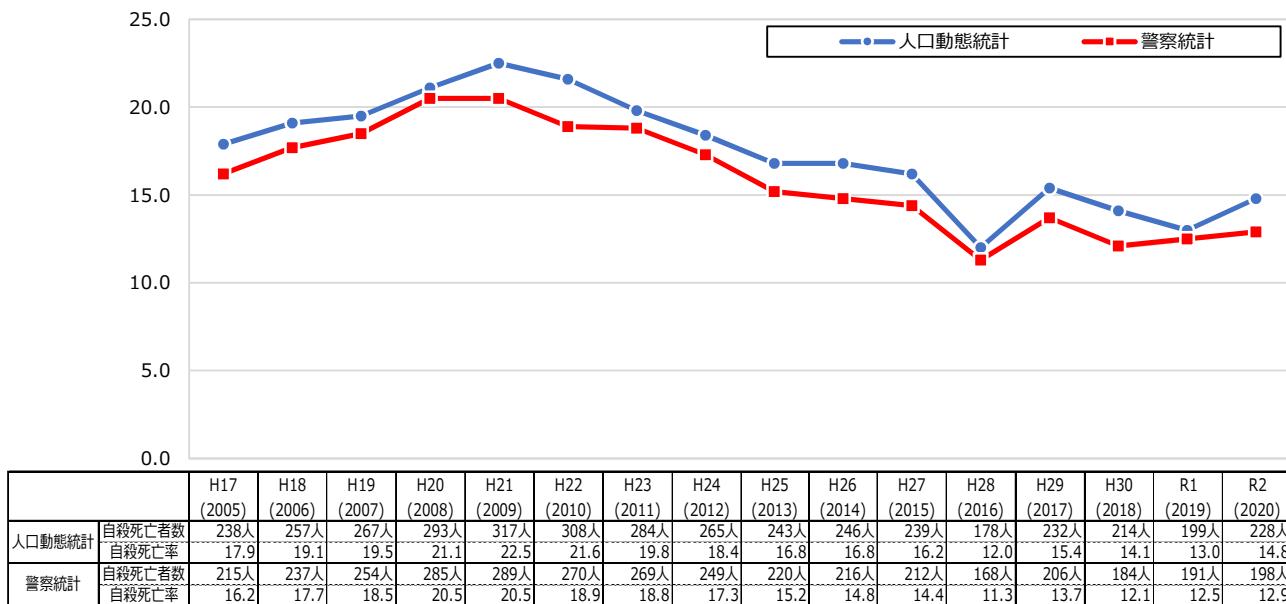


※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死者数

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

自殺死亡率は、平成21年以降、全国、神奈川県、川崎市とも減少傾向にあったが、令和2年はいずれも前年から増加となった。

図3 川崎市における自殺死亡者数・自殺死亡率の年次推移



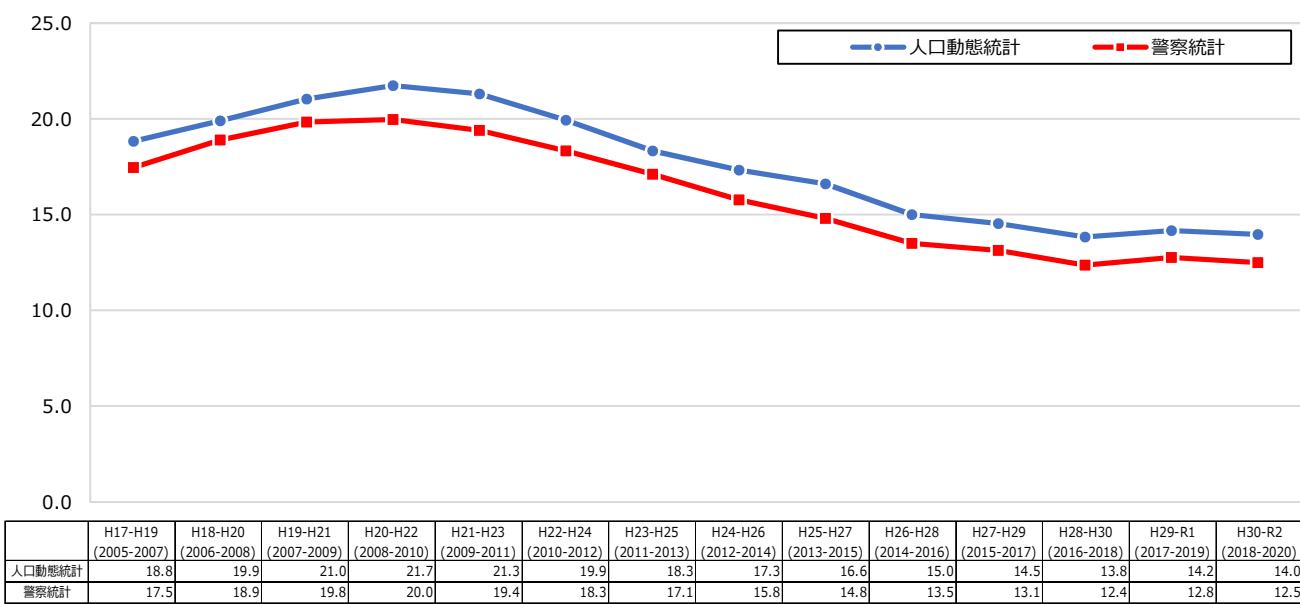
※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数 ※2 人口動態統計は確定値を使用

出典：厚生労働省人口動態統計及び警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

人口動態統計、警察統計とも、自殺死亡率は平成21年以降減少傾向にあり、平成27年から29年にかけて大きな減少と増加があった。令和2年については、いずれも前年から増加となった。

なお、人口動態統計の自殺死亡者数が警察統計の自殺死亡者数を上回る原因については、「川崎市の住民票を持っていて川崎市外で自殺する人の数」が「川崎市の住民票を持たずに川崎市内で自殺する人の数」に比べ大きいことなどによると考えられる。

図4 人口動態統計、警察統計による川崎市の自殺死亡率の推移（3年平均）



※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数 ※2 人口動態統計は確定値を使用

出典：厚生労働省人口動態統計及び警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

第2次川崎市自殺対策総合推進計画では、定量的目標として、人口動態統計における過去3年間（平成26（2014）年—平成28（2016）年）の自殺死亡率の平均15.0を基準として、次の3年間の平均を5%以上減少（14.2以下）することとした。3年平均の自殺死亡率は警察統計、人口動態統計とともに平成20—22年以降減少が続いているが、平成29年—令和元年はやや増加し、平成30年—令和2年はほぼ横ばいで14.0となった。

表2 年齢階級別自殺死亡者数と割合(%)の推移(警察統計)

		H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
全国	~19歳	565人 1.7%	552人 1.7%	622人 2.0%	587人 2.1%	547人 2.0%	538人 2.1%	554人 2.3%	520人 2.4%	567人 2.7%	599人 2.9%	659人 3.3%	777人 3.7%
	20~29歳	3,470人 10.6%	3,240人 10.2%	3,304人 10.8%	3,000人 10.8%	2,801人 10.3%	2,684人 10.6%	2,352人 9.8%	2,235人 10.2%	2,213人 10.4%	2,152人 10.3%	2,117人 10.5%	2,521人 12.0%
	30~39歳	4,794人 14.6%	4,596人 14.5%	4,455人 14.5%	3,781人 13.6%	3,705人 13.6%	3,413人 13.4%	3,087人 12.8%	2,824人 12.9%	2,703人 12.7%	2,597人 12.5%	2,526人 12.5%	2,610人 12.4%
	40~49歳	5,261人 16.0%	5,165人 16.3%	5,053人 16.5%	4,616人 16.6%	4,589人 16.8%	4,234人 16.7%	4,069人 16.9%	3,739人 17.1%	3,668人 17.2%	3,498人 16.8%	3,426人 17.0%	3,568人 16.9%
	50~59歳	6,491人 19.8%	5,959人 18.8%	5,375人 17.5%	4,668人 16.8%	4,484人 16.4%	4,181人 16.4%	3,979人 16.6%	3,631人 16.6%	3,593人 16.9%	3,575人 17.2%	3,435人 17.0%	3,425人 16.2%
	60~69歳	5,958人 18.1%	5,908人 18.6%	5,547人 18.1%	4,976人 17.9%	4,716人 17.3%	4,325人 17.0%	3,973人 16.5%	3,626人 16.6%	3,339人 15.7%	3,079人 14.8%	2,902人 14.4%	2,795人 13.3%
	70~79歳	3,671人 11.2%	3,673人 11.6%	3,685人 12.0%	3,661人 13.1%	3,785人 13.9%	3,508人 13.8%	3,451人 14.4%	2,983人 13.6%	2,926人 13.7%	2,998人 14.4%	2,917人 14.5%	3,026人 14.4%
	80歳以上	2,405人 7.3%	2,401人 7.6%	2,419人 7.9%	2,411人 8.7%	2,533人 9.3%	2,457人 9.7%	2,459人 10.2%	2,262人 10.3%	2,256人 10.6%	2,290人 11.0%	2,134人 10.6%	2,305人 10.9%
	不詳	230人 0.7%	196人 0.6%	181人 0.6%	158人 0.6%	123人 0.5%	87人 0.3%	101人 0.4%	77人 0.4%	56人 0.3%	52人 0.2%	53人 0.3%	54人 0.3%
	総計	32,845人 100.0%	31,690人 100.0%	30,651人 100.0%	27,858人 100.0%	27,283人 100.0%	25,427人 100.0%	24,025人 100.0%	21,897人 100.0%	21,321人 100.0%	20,840人 100.0%	20,169人 100.0%	21,081人 100.0%

※ 割合は総数に占める割合(%)

出典：厚生労働省令和2年度版自殺対策白書及び警察庁令和2年中における自殺の状況、警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

年齢階級別では、それぞれの年で変動はあるものの、40歳未満、40歳代及び50歳代、60歳代以上がそれぞれ3分の1程度を占めている。平成27年から28年の減少には、30歳代、50歳代、70歳代の減少の影響が大きく、平成28年から29年の増加には、30歳代、60歳代以上の増加の影響が大きかった。令和2年においては、40歳代及び80歳代以上が増加し、30歳代以下は微減となった。

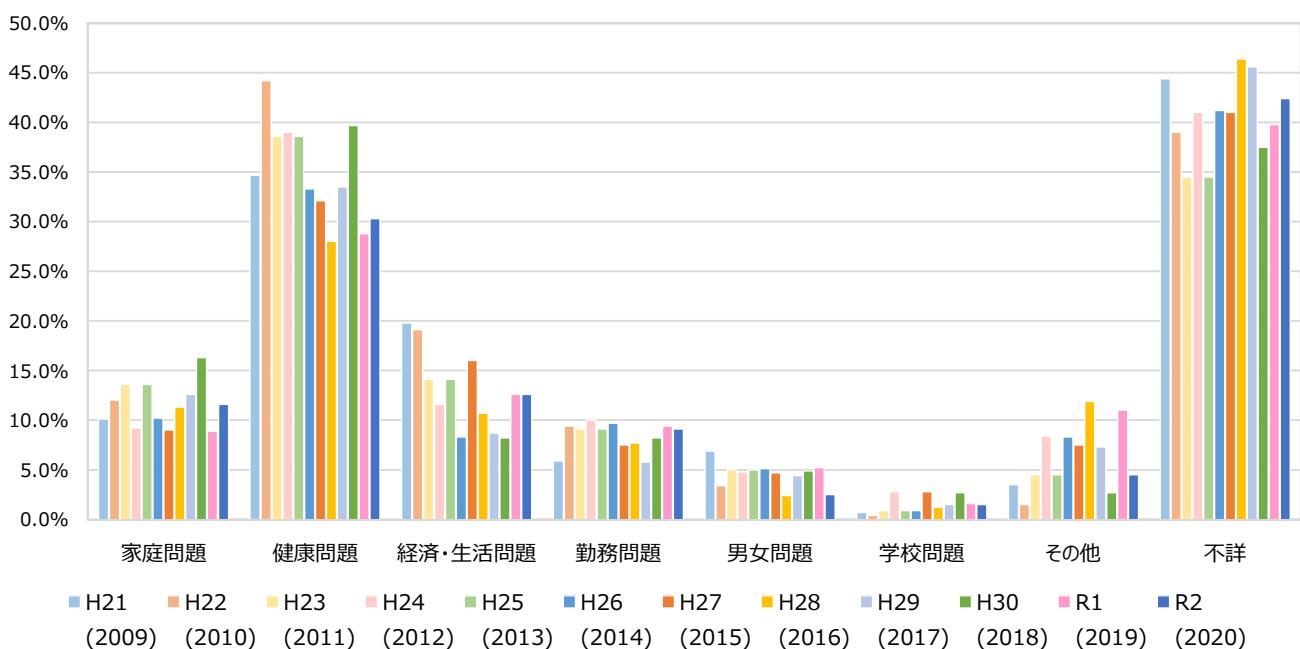
表3 男女別自殺死亡者数と割合(%)の推移(警察統計)

		H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
全国	男性	23,472人 71.5%	22,283人 70.3%	20,955人 68.4%	19,273人 69.2%	18,787人 68.9%	17,386人 68.4%	16,681人 69.4%	15,121人 69.1%	14,826人 69.5%	14,290人 68.6%	14,078人 69.8%	14,055人 66.7%
	女性	9,373人 28.5%	9,407人 29.7%	9,696人 31.6%	8,585人 30.8%	8,496人 31.1%	8,041人 31.6%	7,344人 30.6%	6,776人 30.9%	6,495人 30.5%	6,550人 31.4%	6,091人 30.2%	7,026人 33.3%
	総計	32,845人 100.0%	31,690人 100.0%	30,651人 100.0%	27,858人 100.0%	27,283人 100.0%	25,427人 100.0%	24,025人 100.0%	21,897人 100.0%	21,321人 100.0%	20,840人 100.0%	20,169人 100.0%	21,081人 100.0%
川崎市	男性	200人 69.2%	181人 67.0%	185人 68.8%	177人 71.1%	166人 75.1%	134人 62.0%	147人 69.3%	119人 70.8%	142人 68.9%	115人 62.5%	127人 66.5%	133人 67.2%
	女性	89人 30.8%	89人 33.0%	84人 31.2%	72人 28.9%	54人 24.9%	82人 38.0%	65人 30.7%	49人 29.2%	64人 31.1%	69人 37.5%	64人 33.5%	65人 32.8%
	総計	289人 100.0%	270人 100.0%	269人 100.0%	249人 100.0%	220人 100.0%	216人 100.0%	212人 100.0%	168人 100.0%	206人 100.0%	184人 100.0%	191人 100.0%	198人 100.0%

※ 割合は総数に占める割合(%)

出典：厚生労働省令和2年度版自殺対策白書及び警察庁令和2年中における自殺の状況、警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成
男女比は概ね7対3であった。

図5 自殺死亡者数における原因・動機別の割合の推移(警察統計)



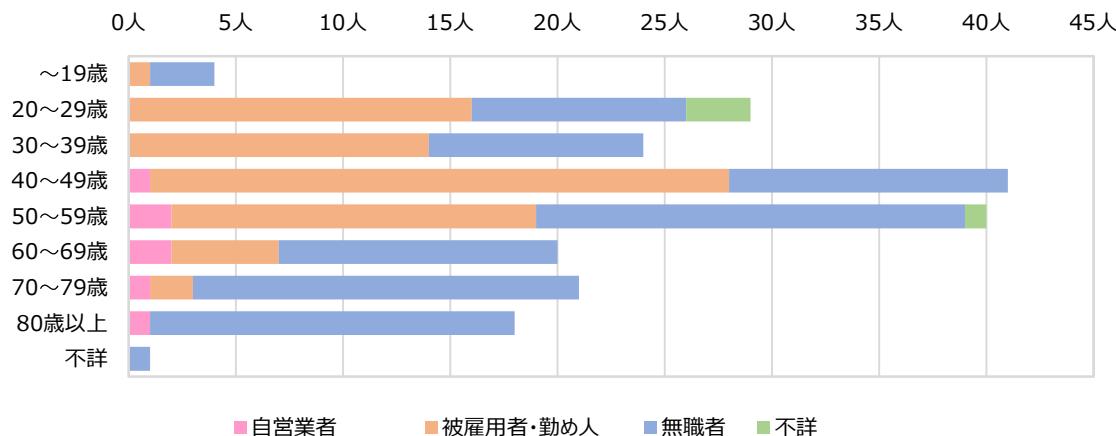
※ 割合は総数に占める割合（%）

※ 警察統計において、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺死亡者1人につき3つまで計上可能としている

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

自殺の原因・動機は、不詳を除くと、最も多いのは「健康問題」で、約3～4割を占め、「経済・生活問題」「家庭問題」「勤務問題」などと続く。不詳は約4割を占めている。

図6 年齢階級別、職業別の自殺死亡者数（警察統計・令和2年）



出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

20歳～40歳代では、「被雇用者・勤め人」または「自営業者」の有職者の割合が高く、半数以上を占める。その他の年齢階級では、無職者の割合が高い。

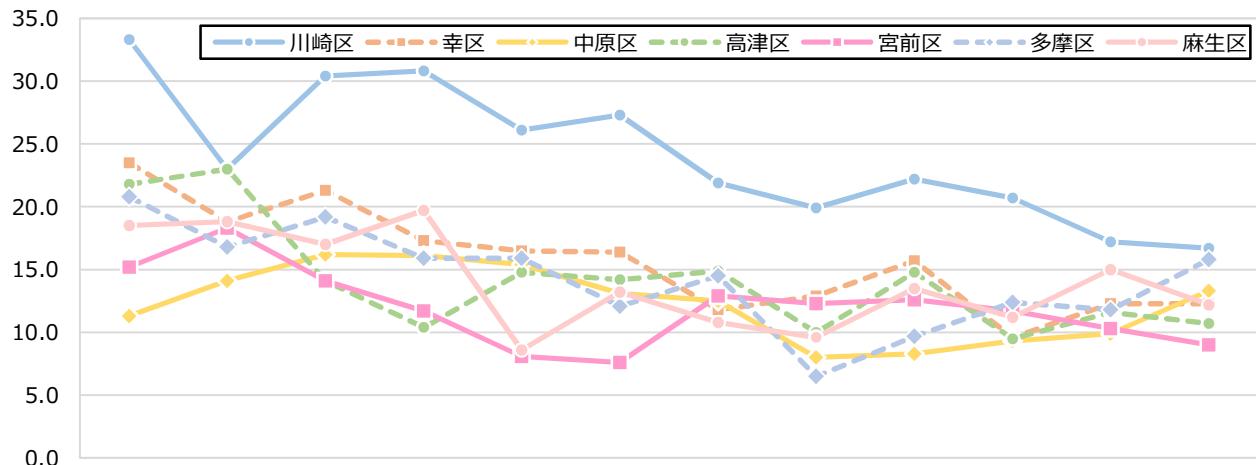
表4 自殺未遂歴の状況（警察統計）

	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
自殺未遂歴あり	54人 18.7%	49人 18.1%	54人 20.1%	55人 22.1%	53人 24.1%	53人 24.5%	53人 25.0%	31人 18.5%	43人 20.9%	43人 23.4%	47人 24.6%	46人 23.2%
自殺未遂歴なし	166人 57.4%	148人 54.8%	154人 57.2%	138人 55.4%	132人 60.0%	129人 59.7%	128人 60.4%	101人 60.1%	132人 64.1%	116人 63.0%	118人 61.8%	119人 60.1%
不詳	69人 23.9%	73人 27.0%	61人 22.7%	56人 22.5%	35人 15.9%	34人 15.7%	31人 14.6%	36人 21.4%	31人 15.0%	25人 13.6%	26人 13.6%	33人 16.7%
総計	289人 100.0%	270人 100.0%	269人 100.0%	249人 100.0%	220人 100.0%	216人 100.0%	212人 100.0%	168人 100.0%	206人 100.0%	184人 100.0%	191人 100.0%	198人 100.0%

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

自殺死亡者のうち、自殺未遂歴のある者は4～5人に1人程度である。

図7 自殺死亡率の区別年次推移（警察統計）



※ 自殺死亡率は人口 10 万人あたりの自殺死者数

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

区別の自殺死亡率は、平成21年から令和2年の全ての年で、川崎区が最も高いものの減少傾向にある。平成27年から平成29年については、平成28年に幸区を除く6区で減少し、平成29年には全ての区で増加し、その中でも高津区と多摩区における減少と増加が大きかった。令和2年は幸区、中原区、多摩区を除く4区で減少し、中原区と多摩区で増加した。

2 川崎市こころの健康に関する意識調査における再分析について

川崎市こころの健康に関する意識調査は、川崎市自殺対策の推進に関する条例第9条第1項第2号に掲げる自殺の防止等に関する市民の理解の増進を図るため、自殺予防を含む総合的なこころの健康づくりを進める基礎資料を得ることを目的として、令和2（2020）年4月から5月に実施した。

本意識調査については、調査結果及び調査結果の分析について、第3次川崎市自殺対策総合推進計画策定に反映しているが、調査実施期間が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による第1回目の緊急事態宣言が発出された時期と同時期になったことから、平成29（2017）年8月から9月に実施した川崎市こころの健康に関する意識調査の結果と比較することを通して、新型コロナウイルス感染症の影響について再分析を行った。

なお、本分析については、東京慈恵会医科大学医学部 環境保健医学講座 山内貴史准教授の協力を得て、実施した。

※ 平成29（2017）年、令和2（2020）年の2回の調査では、市民のこころの健康状態の把握に、WHO-5精神健康状態表簡易版（S-WHO-5-J）（以下、WHO-5）を使用した。川崎市では、5点以下を「精神的健康悪化の状態」として分析している。

（1） 目的

令和2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大やそれに伴う生活環境の変化に起因する精神的健康の悪化が懸念されている。本研究では、平成29（2017）年と令和2（2020）年に実施された「川崎市こころの健康に関する意識調査」における市民の精神的健康状態及び関連要因の比較を行うことを目的とした。

（2） 方法

平成29（2017）年（n=3,489）及び令和2（2020）年（n=3,360）に住民基本台帳から無作為抽出された標本に対する郵送法の横断調査データを分析した。2回の調査の共通項目である基本属性、悩みの相談先（相手）の有無、及び問題対処スタイル（「話を聞いてもらう」「我慢する」など）を説明変数、WHO-5で評価された精神的健康の悪化の有無を従属変数とした多変量ロジスティック回帰分析を行った。

（3） 結果

回答の欠損がない平成29（2017）年調査の984人（28.2%）及び令和2（2020）年調査の1,402人（41.2%）を分析対象とした。令和2（2020）年調査では27.5%の者が精神的健康の悪化を報告し、平成29（2017）年調査の14.5%からほぼ倍増していた。相談先なしの者は令和2（2020）年調査で多かった。多変量解析の結果、令和2（2020）年調査では女性、単身、相談先なし、及び高津区・川崎区居住者で有意に多くの者が精神的健康の悪化を報告した。一方、平成29（2017）年調査では35～49歳及び相談先なしの者で精神的健康の悪化が有意に多かった。対処スタイルについては、「お酒を飲む」以外の対処スタイルは精神的健康の悪化と有意な関連が見られたが、調査年次間で関連パターンに相違は見られなかった。

（4） 結論

年次を問わず相談先なしの者、及び令和2（2020）年調査の女性及び単身者における精神的健

康の悪化が示唆された。精神的健康の悪化ならびに相談先がないと報告した者は令和2（2020）年調査で多く、COV I D – 19 流行の影響が懸念された。

図8 令和2（2020）年及び平成29（2017）年調査の概要

	2020年調査	2017年調査
時期	2020年4月～5月	2017年8月～9月
地域	全域(7行政区)	全域(7行政区)
調査方法	郵送法	郵送法
調査対象	市内に住民登録のある20歳～79歳の男女3,360人	市内に住民登録のある18歳以上の男女3,489人
対象の抽出方法	各区の年齢(6層)×性別(2層)ごとに40人を住民基本台帳から無作為抽出	各区500人を住民基本台帳から無作為抽出
有効回答数	1,695(50.4%)	1,113(31.9%)
分析対象者数	1,402	984

図9 精神的健康の悪化の指標：WHO-5の設問

質問11 次の（ア）から（オ）の項目について、最近2週間のあなたの状態に最も近いものを選んでください。（それぞれ○は1つ）				
	いつもそうだった	そういう時が多かった	そういう時は少なかった	まったくなかつた
(ア) 明るく、楽しい気分で過ごしました	1	2	3	4
(イ) 落ち着いたりリラックスした気分で過ごしました	1	2	3	4
(ウ) 意欲的で活動的に過ごしました	1	2	3	4
(エ) ぐっすりと休め、気持ちよくめざめた	1	2	3	4
(オ) 日常生活の中に、興味のあることがたくさんあった	1	2	3	4

表5 調査年度別の各調査項目の基本集計

	2020年 (N = 1,402)		2017年 (N = 984)	
	n	(%)	n	(%)
精神的健康の悪化 (WHO-5)				
あり	385	(27.5)	143	(14.5)
なし	1017	(72.5)	841	(85.5)
性別				
男性	610	(43.5)	420	(42.7)
女性	792	(56.5)	564	(57.3)
年齢				
34歳以下	277	(19.8)	169	(17.2)
35-49歳	353	(25.2)	322	(32.7)
50-64歳	401	(28.6)	222	(22.6)
65歳以上	371	(26.5)	271	(27.5)
就業状態				
フルタイム勤務	626	(44.7)	401	(40.8)
パートタイム勤務	211	(15.0)	158	(16.1)
自営業	98	(7.0)	54	(5.5)
無職(主婦・夫、学生含む)	467	(33.3)	371	(37.7)
世帯構成				
単身	264	(18.8)	138	(14.0)
単身でない	1,138	(81.2)	846	(86.0)
相談先(相手)の有無				
あり	1,080	(77.0)	882	(89.6)
なし/不明	322	(23.0)	102	(10.4)
居住区				
川崎区	187	(13.3)	119	(12.1)
幸区	215	(15.3)	140	(14.2)
中原区	202	(14.4)	141	(14.3)
高津区	199	(14.2)	136	(13.8)
宮前区	204	(14.6)	145	(14.7)
多摩区	177	(12.6)	139	(14.1)
麻生区	218	(15.5)	164	(16.7)
性・年齢				
男・34歳以下	112	(8.0)	56	(5.7)
男・35-49歳	134	(9.6)	128	(13.0)
男・50-64歳	179	(12.8)	97	(9.9)
男・65歳以上	185	(13.2)	139	(14.1)
女・34歳以下	165	(11.8)	113	(11.5)
女・35-49歳	219	(15.6)	194	(19.7)
女・50-64歳	222	(15.8)	125	(12.7)
女・65歳以上	186	(13.3)	132	(13.4)
就業状態・世帯構成				
有職・単身	193	(13.8)	85	(8.6)
無職・単身	71	(5.1)	53	(5.4)
フルタイム・単身でない	471	(33.6)	338	(34.3)
パートタイム・単身でない	189	(13.5)	145	(14.7)
自営・単身でない	82	(5.8)	45	(4.6)
無職・単身でない	396	(28.2)	318	(32.3)
相談先の有無・世帯構成				
あり・単身	188	(13.4)	113	(11.5)
あり・単身でない	892	(63.6)	769	(78.2)
なし/不明・単身	76	(5.4)	25	(2.5)
なし/不明・単身でない	246	(17.5)	77	(7.8)

注) 表中のパーセンテージ算出の分母は年次別の調査対象者総数である。

表6 調査年次別の精神的健康の悪化の有無と基本属性とのクロス集計及び多変量ロジスティック回帰分析

	2020年 (N = 1,402)						2017年 (N = 984)					
	悪化なし (n=1,017)		悪化あり (n=385)		調整 オッズ比		悪化なし (n=841)		悪化あり (n=143)		調整 オッズ比	
	n	(%)	n	(%)			n	(%)	n	(%)		
性別												
男性	460	(75.4)	150	(24.6)	1.0	(Ref)	354	(84.3)	66	(15.7)	1.0	(Ref)
女性	557	(70.3)	235	(29.7)	1.5*	(1.1-1.9)	487	(86.3)	77	(13.7)	0.9	(0.6-1.3)
年齢												
34歳以下	207	(74.7)	70	(25.3)	1.0	(Ref)	150	(88.8)	19	(11.2)	1.0	(Ref)
35-49歳	261	(73.9)	92	(26.1)	1.1	(0.7-1.6)	266	(82.6)	56	(17.4)	1.8*	(1.01-3.2)
50-64歳	286	(71.3)	115	(28.7)	1.2	(0.8-1.7)	185	(83.3)	37	(16.7)	1.6	(0.9-3.0)
65歳以上	263	(70.9)	108	(29.1)	1.2	(0.8-1.7)	240	(88.6)	31	(11.4)	0.8	(0.4-1.6)
就業状態												
フルタイム勤務	467	(74.6)	159	(25.4)	1.0	(Ref)	336	(83.8)	65	(16.2)	1.0	(Ref)
パートタイム勤務	143	(67.8)	68	(32.2)	1.3	(0.9-1.9)	139	(88.0)	19	(12.0)	0.8	(0.5-1.5)
自営業	69	(70.4)	29	(29.6)	1.1	(0.7-1.9)	50	(92.6)	4	(7.4)	0.4	(0.1-1.2)
無職	338	(72.4)	129	(27.6)	1.1	(0.8-1.5)	316	(85.2)	55	(14.8)	1.3	(0.8-2.2)
世帯構成												
単身	178	(67.4)	86	(32.6)	1.4*	(1.02-1.9)	114	(82.6)	24	(17.4)	1.3	(0.8-2.2)
単身でない	839	(73.7)	299	(26.3)	1.0	(Ref)	727	(85.9)	119	(14.1)	1.0	(Ref)
相談先(相手)の有無												
あり	809	(74.9)	271	(25.1)	1.0	(Ref)	764	(86.6)	118	(13.4)	1.0	(Ref)
なし/不明	208	(64.6)	114	(35.4)	1.7*	(1.3-2.3)	77	(75.5)	25	(24.5)	2.1*	(1.2-3.5)
居住区												
川崎区	128	(68.4)	59	(31.6)	1.7*	(1.1-2.7)	96	(80.7)	23	(19.3)	1.2	(0.7-2.3)
幸区	157	(73.0)	58	(27.0)	1.5	(0.9-2.3)	122	(87.1)	18	(12.9)	0.8	(0.4-1.6)
中原区	151	(74.8)	51	(25.2)	1.3	(0.8-2.0)	122	(86.5)	19	(13.5)	0.8	(0.4-1.6)
高津区	130	(65.3)	69	(34.7)	2.0*	(1.3-3.1)	119	(87.5)	17	(12.5)	0.8	(0.4-1.6)
宮前区	148	(72.5)	56	(27.5)	1.5	(0.9-2.3)	126	(86.9)	19	(13.1)	0.8	(0.4-1.5)
多摩区	129	(72.9)	48	(27.1)	1.4	(0.9-2.3)	117	(84.2)	22	(15.8)	1.0	(0.5-1.9)
麻生区	174	(79.8)	44	(20.2)	1.0	(Ref)	139	(84.8)	25	(15.2)	1.0	(Ref)

注) 表中のパーセンテージ算出の分母は、年次別での各変数のカテゴリー別の総数（すなわち各行の総数）である。

太枠の数値は、各変数のFisher正確検定（一部 χ^2 検定）が5%水準で有意であり、かつ残差分析において有意水準5%で多かったもの。

* P < 0.05. Ref: Reference (基準カテゴリ)

表7 調査年次別の精神的健康の悪化の有無と対処スタイルとのクロス集計及び多変量ロジスティック回帰分析

	2020年 (N = 1,402)						2017年 (N = 984)					
	悪化なし (n=1,017)		悪化あり (n=385)		調整 オッズ比	95%信頼区間	悪化なし (n=841)		悪化あり (n=143)		調整 オッズ比	95%信頼区間
	n	(%)	n	(%)			n	(%)	n	(%)		
「人に話を聞いてもらう」												
よくする	319	(79.9)	80	(20.1)			238	(91.9)	21	(8.1)		
ときどきする	424	(72.9)	158	(27.1)			356	(88.1)	48	(11.9)		
あまりしない	201	(65.7)	105	(34.3)			182	(77.1)	54	(22.9)		
全くしない	73	(63.5)	42	(36.5)			65	(76.5)	20	(23.5)		
「睡眠をとる」												
よくする	589	(80.1)	146	(19.9)			452	(90.4)	48	(9.6)		
ときどきする	258	(67.5)	124	(32.5)			240	(81.6)	54	(18.4)		
あまりしない	137	(61.2)	87	(38.8)			117	(78.5)	32	(21.5)		
全くしない	33	(54.1)	28	(45.9)			32	(78.0)	9	(22.0)		
「お酒を飲む」												
よくする	223	(73.1)	82	(26.9)			170	(85.0)	30	(15.0)		
ときどきする	226	(73.1)	83	(26.9)			226	(84.6)	41	(15.4)		
あまりしない	186	(74.1)	65	(25.9)			153	(84.5)	28	(15.5)		
全くしない	382	(71.1)	155	(28.9)			292	(86.9)	44	(13.1)		
「運動する」												
よくする	217	(81.6)	49	(18.4)			172	(93.0)	13	(7.0)		
ときどきする	372	(76.7)	113	(23.3)			278	(87.1)	41	(12.9)		
あまりしない	317	(70.4)	133	(29.6)			267	(85.0)	47	(15.0)		
全くしない	111	(55.2)	90	(44.8)			124	(74.7)	42	(25.3)		
「趣味やレジャーをする」												
よくする	348	(83.3)	70	(16.7)			307	(94.8)	17	(5.2)		
ときどきする	449	(71.6)	178	(28.4)			357	(86.4)	56	(13.6)		
あまりしない	163	(64.4)	90	(35.6)			135	(75.8)	43	(24.2)		
全くしない	57	(54.8)	47	(45.2)			42	(60.9)	27	(39.1)		
「我慢して時間が経つのを待つ」												
よくする	127	(56.2)	99	(43.8)			172	(73.8)	61	(26.2)		
ときどきする	354	(67.7)	169	(32.3)			319	(85.3)	55	(14.7)		
あまりしない	342	(81.4)	78	(18.6)			232	(93.2)	17	(6.8)		
全くしない	194	(83.3)	39	(16.7)			118	(92.2)	10	(7.8)		

注) 表中のパーセンテージ算出の分母は、年次別での各変数のカテゴリー別の総数（すなわち各行の総数）である。

太枠の数値は、各変数のFisher正確検定が5%水準で有意であり、かつ残差分析において有意水準5%で多かったもの。

* P < 0.05. Ref: Reference (基準カテゴリ)

第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

1 川崎市における自殺対策の経緯

全国と同様、川崎市においても平成10年に自殺死亡率は急増した。川崎市においては平成14年の精神保健福祉センター設置以降、うつ病の相談並びに家族セミナー等を実施し、平成17年度には市民意識実態調査にこころの健康というテーマで自殺に関する設問を設けた。

平成18年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺の危険を示すサインや危険に気づいたときの対応方法等の理解を促進することを目的に、市民を対象とする「こころの健康セミナー」を開始した。

平成19年度には、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討を行うことを目的に、司法・医療・福祉・民間・行政関係機関等から構成される「かながわ自殺対策会議」を神奈川県内3県市共同^{*1}により設置した。また、首都圏内8都県市共同^{*2}による自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置した。この会議は、平成22年に政令指定都市に移行した相模原市が加わり、神奈川県内4県市共同、首都圏内9都県市共同となった。さらに、府内の自殺総合対策に係る関係課等の密接な連携と協力を図るため、川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を設置した。その他に、自殺の事後対応に関わる事業として、神奈川県と合同で自死遺族の相談支援を目的とする自死遺族の集いを開始した。

平成20年度には、自殺総合対策の推進を図るために、川崎市の自殺に関する統計分析を多角的に行い、各区の自殺の現状の把握や原因を究明し、自殺総合対策の基礎資料を作成することを目的とする川崎市自殺対策統計分析を開始した。また、自殺の事前予防に関わる事業として、うつ病について診断や治療技術の向上を図り、うつ病の早期発見・早期治療につなぐことを目的に、身体科医師を対象とする「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業」を開始したほか、自殺問題の知識や自殺念慮者、自死遺族への支援に関する理解の促進を目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援基礎研修を開始した。さらに、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、自殺対策に係る普及啓発に関する情報の共有並びに協議、連携することを目的とするかながわ自殺対策会議普及啓発部会を神奈川県・横浜市と共同で設置した。

平成21年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺予防の取り組みを周知することを目的とする自殺予防街頭キャンペーンを「かながわ自殺対策会議」の普及啓発活動の一環として開始するとともに、支援の実際を学び、自殺関連相談技術を向上させることを目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援技術研修を開始した。また、危機介入に関わる事業として、川崎区をモデル地区とし、高齢者を対象としたうつ病のスクリーニングや民生委員等を対象とした普及啓発事業を開始した。さらに、自殺の事後対応に関わる事業として、孤立しがちな自死遺族の相談を受け、適切な支援につなげることを目的とする川崎市自死遺族ホットラインを設置し、平成19年度から神奈川県と合同で開催していた自死遺族の集いを川崎市単独の開催とした。また、これらの事業を効率的に進めるため、精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置した。

平成22年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺関連相談技術の向上やゲートキーパー^{*3}という役割への理解の促進を目的に、保健、医療、福祉等機関の従事者を対象とする自殺予防セミナーの実施や、自殺予防の考え方を中心とした自殺対策に関する知識等の普及啓発を目的とする市内学校の教職員を主な対象とする自殺対策に関する学校出前講座を開始した。また、自殺発生の危機介入に関わる事業として、自殺未遂者への適切な対応が自殺企図防止に有効となるため、今後の効果的な自殺未遂者対策の推進及び自殺未遂者対策を行う上での基礎資料の作成を目的とする川崎市にお

ける自殺企図患者・自傷行為患者に関する対応事業を開始した。

平成23年度には、川崎市自殺対策推進キャラクター「うさっぴー」を誕生させ、普及啓発資材を作成するなど、自殺対策に係る普及啓発活動を進めた。

このように平成19年度に府内外との連携のための3つの会議体を設置して以降、平成23年度までに自殺総合対策を推進する事業を主に他県市との協調や委託により整備した。

平成25年度には、健康福祉委員会から発議の提案がなされたことをきっかけに、条例を制定し、平成26年4月に施行した。また、それぞれの地域の実情に応じた対策を講じていく必要性の高まりから、平成20年度より設置していた神奈川県内4県市共同の「かながわ自殺対策会議」の普及啓発部会を解消し、各県市に地域部会を設置した。

平成26年度には、条例を踏まえ、平成20年度より設置していた川崎市自殺総合対策府内連絡会議を廃止し、新たに府内体制として川崎市自殺対策総合推進会議を設置した。また、条例に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議を中心に、川崎市自殺対策総合推進計画を平成27年3月に策定した。

平成27年度には、川崎市自殺対策総合推進計画に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議に加えて、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議と川崎市自殺対策評価委員会を設置し、現在の推進体制となった。(P11図9参照) また、評価委員会委員の協力を得て、帝京大学医学部附属溝口病院への委託事業と連携して実施している自殺及び防止対策の実態把握の一つとして、川崎市消防局の協力のもと、「自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査」を行い、報告書を取りまとめた。

平成28年度には、川崎市自殺対策の推進に関する条例及び川崎市自殺対策総合推進計画に示された課題の中で未着手であった自殺未遂者に対する支援に対応するため、前年度に実施した実態調査の結果をもとに、自損救急搬送データと三次救急を担う川崎市内3病院の医療記録のリンクエージによる分析を行う自損事故救急搬送事例調査を開始した。また、自損事故救急搬送事例調査を進める一方で、川崎市中部地区の医療機関及び行政機関の関係者に有識者を交えて、自殺未遂した本人及び家族への地域における支援のあり方や支援体制の構築に関する意見交換会を開始した。さらに、地域包括ケアシステムに関する行政・団体職員等を対象に地域包括ケアシステムの中で自殺対策の一層の推進を図ることを目的とし、「地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修」を開始した。

平成29年度には、これまでの取組と自殺対策評価委員会等の3つの会議体における意見等を踏まえ、川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、平成30年3月に第2次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

平成30年度には、第2次川崎市自殺対策総合推進計画が開始となり、推進体制において、より有機的に相互の会議体が連携できるよう一部名称変更を行うとともに、府内体制については、全府体制に移行した。また、自殺未遂者支援については、川崎市中部地区での意見交換会を発展させ、連携支援のモデル構築と事業の実現可能性の検討を行うため、川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を開始した。

平成31(令和元)年度は、第2次川崎市自殺対策総合推進計画における各取組項目の取組状況を的確に把握するため、川崎市自殺対策評価委員会からの意見をもとに川崎市自殺対策の推進に関する報告書における取組項目実施状況報告書に、構成事務事業や主要指標、課題やそれに対する改善の方向性の項目を追加し、成果と課題の把握をさらに進めた。また、平成30年度に引き続き、自殺未遂者支援に取組みながら、自殺対策に関わる支援者の人材育成の効果検証のためのアンケート調査や、ゲートキーパー研修におけるヒアリング調査等を実施した。

令和2年度は、平成30年度から取り組んだ川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業について、これまでの事業経過及び成果について報告書を取りまとめ、次年度以降の事業の方向性について、整理を行った。また、これまでの計画の成果と課題も踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症

等の心理・社会的影響も考慮しながら、更なる自殺対策の推進を図るため川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、令和3年3月に第3次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

このように、川崎市の自殺の実態を踏まえ、自殺対策の推進に取り組んでおり、今後も計画に基づき、必要な施策を講じていく。

※1 神奈川県・横浜市・川崎市

※2 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市

※3 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守り、自殺につながりそうなことにストップをかける「命の門番」となる人のこと

表8 川崎市における自殺対策の経緯

年	取 組
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター設置 ・うつ病の相談並びに家族セミナーの開催を開始
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識実態調査(現市民アンケート)を実施
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回こころの健康セミナーを開催
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県と合同で自死遺族の集いの開催を開始 ・神奈川県・横浜市と共同でかながわ自殺対策会議を設置 ・8都県市※1共同で八都県市自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置 ・川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を設置
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を設置 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修会を開始（委託先：公益社団法人川崎市医師会） ・自殺対策相談支援基礎研修を開始 ・統計分析業務を開始（委託先：帝京大学医学部附属溝口病院）
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防街頭キャンペーンを開始 ・自殺対策相談支援技術研修を開始 ・川崎区をモデル地区とした川崎市地域自殺対策ハイリスク者への対応事業を開始（委託先：帝京大学医学部附属溝口病院） ・川崎市自死遺族ホットラインを設置（委託先：社会福祉法人川崎いのちの電話） ・自死遺族の集いの開催を市単独での開催に変更 ・精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策に関する学校出前講座を開始 ・従事者支援向けの自殺予防セミナーを開始（委託先：帝京大学医学部附属溝口病院） ・自殺未遂者支援事業委託を開始（委託先：帝京大学医学部附属溝口病院）
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市自殺対策キャラクターうさっぴー誕生
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市フロンターレ市政記念試合にうさっぴー登場
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を解消 ・川崎市自殺対策の推進に関する条例を制定
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を廃止し、川崎市自殺対策総合推進会議を設置 ・川崎市自殺対策総合推進計画策定
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議設置 ・川崎市自殺対策評価委員会設置 ・自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査を実施（委託先：帝京大学医学部附属溝口病院）
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> ・自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査を開始（委託先：帝京大学医学部附属溝口病院） ・川崎市中部地区における自殺未遂した本人及び家族への地域における支援のあり方や支援体制の構築に関する意見交換会を開始 ・地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修を開始
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市こころの健康に関する意識調査を実施 ・第2次川崎市自殺対策総合推進計画策定
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市自殺対策総合推進会議を川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議に名称変更し、全庁体制へ移行 ・川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議に名称変更 ・川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を開始（委託先：帝京大学医学部附属溝口病院）
平成31年 令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市自殺対策の推進に関する報告書における取組項目実施状況報告書の改変を実施 ・自殺対策に関わる支援者の人材育成の効果検証を実施（委託先：日本社会事業大学） ・ゲートキーパー研修の効果検証と今後の研修資材開発を開始（委託先：武蔵野大学）

年	取 組
令和2年	<ul style="list-style-type: none">・川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業について報告書を作成・川崎市こころの健康に関する意識調査を実施・第3次川崎市自殺対策総合推進計画策定

※1 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市

2 自殺対策総合推進計画の推進体制

川崎市においては、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課と総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）が事務局となって、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議、川崎市自殺対策評価委員会という3つの会議体を運営、連携させることで自殺対策を推進している。（P18図10参照）

川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議は、平成26年4月に設置された川崎市自殺対策総合推進会議を発展させたもので、副市長が議長を務め、平成30年4月から庁内の全局・室・部・区長で構成されている。この会議は、自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定、自殺対策に関する情報交換及び調査、分析や庁内の関係課等による自殺対策に係る調整又は連携に関すること等を所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。この会議には課長級の幹事会を設けている。

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議は、平成27年4月に設置された川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を平成30年4月に名称変更したもので、自殺予防に関わる学識者や、司法、医療、労働、経済、福祉、教育といった15の関係機関や民間団体、行政機関で構成されている。この会議は、自殺対策に係る総合計画や関係機関等の情報交換、自殺対策に関する連絡調整、自殺対策事業に関する調査、研究及び情報交換に関することを所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。

川崎市自殺対策評価委員会は、平成27年4月に設置され、学識経験者3名、医師1名、市職員1名の計5名で構成されており、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに自殺対策に係る重要事項について調査・審議している。

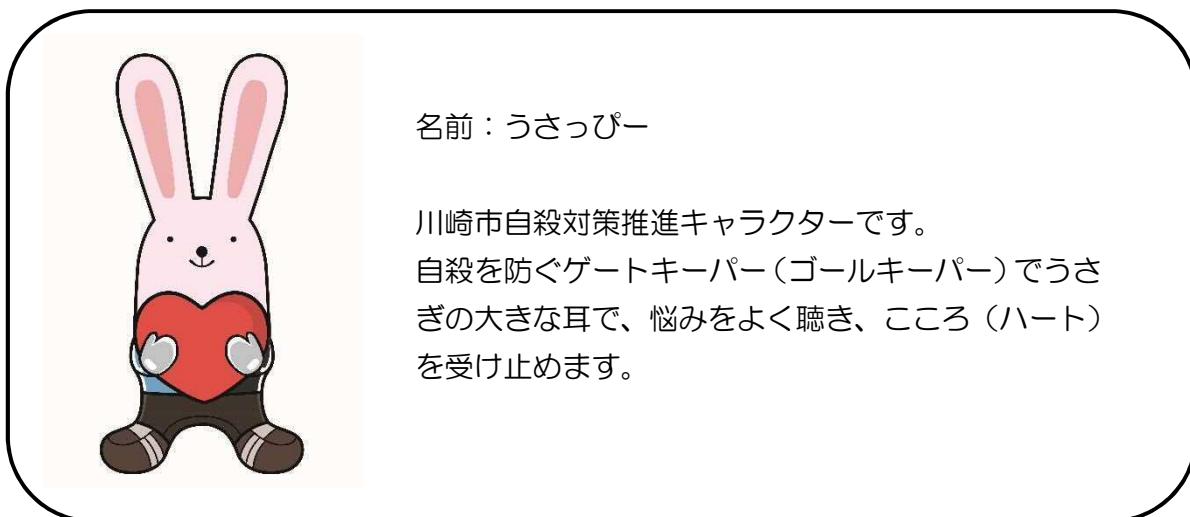


図10 推進体制

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議

自殺予防に関わる法曹・医療等関係機関、民間団体等が自殺予防に関する共通認識を持ち、連携内容を検討確認し、事業実施における実務担当者間の連携促進をめざす。



副市長を議長とした関係局・区長会議、課長級の幹事会を設置。
必要に応じて部会を設置。

学識経験者と、医療、保健福祉などの各分野の委員により構成。

川崎市自殺対策評価委員会
自殺対策（事業、施策）の評価を行う。

**川崎市自殺対策総合推進計画
・庁内連携会議**

各部署における実施体制を整備。
地域に応じた自殺対策を総合的、多角的に推進する。

健康福祉局精神保健課・総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）が、事務局として対策を推進する。

3 自殺対策総合推進計画の概要

計画は、国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を参考に、自殺を個人的な問題のみではなく社会全体で取り組む問題としてとらえ、市民一人ひとりが自らと無関係ではない事として意識すること、また、身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現をめざして、第1次計画を平成27年3月に策定した。第1次計画は平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間として、自殺対策を推進した。

この間、国では、平成28年に自殺対策基本法の改正、平成29年には自殺総合対策大綱の見直しが行われ、地域レベルの実践的な取組の支援の強化や適切な精神保健医療福祉サービスを提供するための体制の整備、相談の多様な手段の確保やアウトリーチの強化、居場所づくりの推進といった様々な分野のサポートによる社会全体の自殺リスクの低下、子ども・若者・勤務問題に対する自殺対策の更なる推進が重点施策に追加された。

本市の計画を推進する中でも、地域における未遂者支援の体制の構築や自殺や精神保健に関する啓発及び周知の多層的な実施、地域精神医療体制の確保、多様性を認め、社会の中に個々人の居場所があるという感覚を持つことができる社会環境作りなどの重要性が高まり、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえ、更なる対策の推進を図るため、第2次計画を平成30年3月に策定した。

計画では、第1次計画に引き続き、「身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念、「ひとりでも多くのいのちを守る」という計画の目標を実現するために、

方針1 「自殺の実情を知る」

方針2 「自殺防止のためにつながる」

方針3 「自殺防止のために支える」

という3つの基本方針を掲げている。

また、条例第9条第1項に規定された

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
- (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
- (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に関する体制の整備
- (5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
- (6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
- (7) 自殺防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
- (8) 自殺未遂者に対する支援
- (9) 自殺者及び自殺未遂者の親族に対する支援

という9つの事項に関して必要な取組を進めることとしている。

4 自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識

自殺は、多くの場合、自殺リスクを増加させるような出来事や病気（危険因子）が重なり、それを減少させるもの（保護因子）が乏しい中で発生する。

自殺の危険因子には、個人的な因子（過去の自殺企図、精神疾患、アルコールや薬物の乱用、慢性的な病気、社会的な支援の不足、攻撃的・衝動的な性格、トラウマの経験など）、社会文化的因子（支援を求めることへのステigma、自殺情報への曝露など）、状況的因子（失業や経済的損失、親しい人の喪失、自殺手段の入手、自殺の群発、ストレスの大きな出来事など）がある。自殺の保護因子には、家族やコミュニティとの良好な結びつき、問題をうまく解決する方法を身につけていていること、自殺を妨げるような信条、自殺手段が容易に手に入らないようにすること、SOSが出せることなどがある。

自殺を予防するためには、危険因子を少なくして、保護因子を増やす取組を、「地域づくり」や「個人の生活を守る取組」として進めていく必要がある。自殺の危険因子や保護因子はライフステージによって異なるため、第2次計画の策定にあたって、これまで使用してきた「自殺プロセス図」を「自殺予防プロセス図」に改め、ライフステージ別の取組をわかりやすく示すこととした。「自殺予防プロセス図」については、第1次計画の「自殺プロセス図」（張賢徳先生（一般社団法人日本自殺予防学会理事長）による）をもとに、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議にて検討し、作成したものである。

「自殺予防プロセス図」は、自殺の発生を増加させるような出来事や病気が重なり、自殺の危険が高まる過程において、サポートを得ることによって孤立を回避して、生きる方向に進むことを目指すものである。

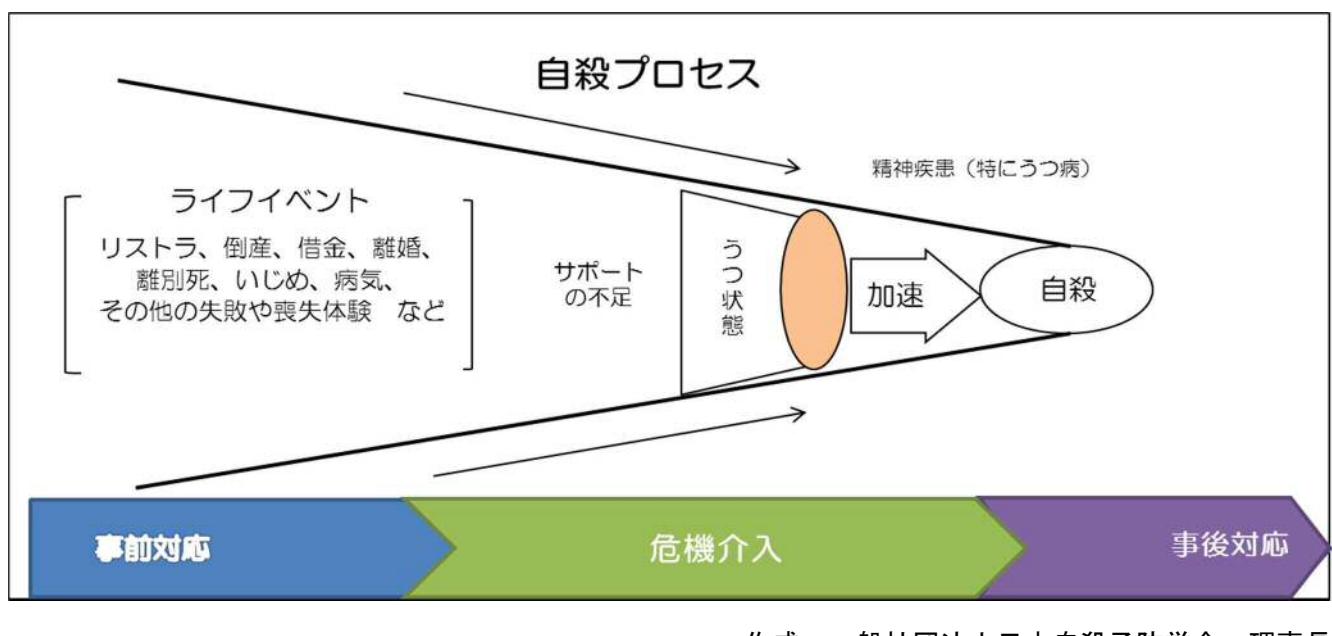
自殺の危険因子と保護因子について（自殺予防プロセス図参照）

自殺リスクを増加させるような状況や病気などを「危険因子」といい、逆に自殺を防ぐことに役立つと考えられているもの、危険因子を減少させるものを「保護因子」という。下記にそれぞれの一例を示す。

危険因子	状況的因子	<ul style="list-style-type: none">死別、離別、失職、経済破綻、孤立などストレスの大きいライフイベント自殺手段への容易なアクセス
	社会文化的因子	<ul style="list-style-type: none">支援を求めることへの偏見や差別意識特定の文化的・宗教的な信条自殺行動や自殺者の影響への曝露
	個人的因素	<ul style="list-style-type: none">自殺企図歴、希死念慮精神疾患（アルコールや薬物の乱用含む）、身体的あるいは慢性的な疾患絶望感、孤立感、社会的支援の欠如
保護因子		<ul style="list-style-type: none">社会や人とのつながり、帰属感良好な家族関係、対人関係、学業、仕事、余暇など様々な疾患に対するケアや支援体制自殺予防に関する情報へのアクセスのしやすさ

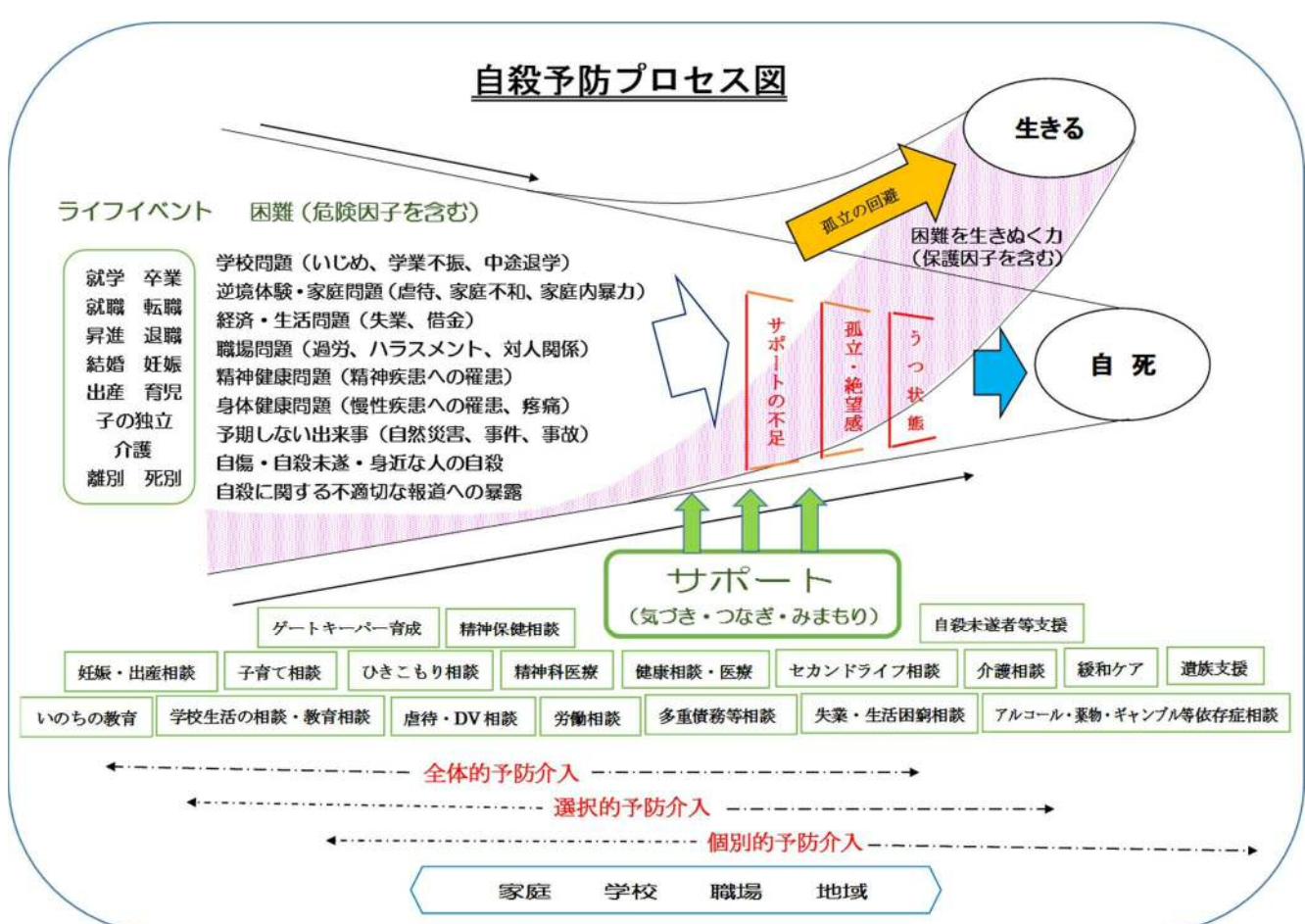
参考：日本精神神経学会「日常臨床における自殺予防の手引き」

図11 自殺プロセス図



作成：一般社団法人日本自殺予防学会 理事長
張 賢徳 先生

図12 自殺予防プロセス図



5 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について

川崎市では、平成27年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(以下「推進ビジョン」という。)を策定し、高齢者をはじめ、障害者や子ども・子育て世帯などに加え、現時点で他者からの支援を必要としない方々を含めた「全ての地域住民」を対象として、「地域包括ケアシステム」の構築を推進することとしている。

また、推進ビジョンにおいては、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」という基本理念を掲げ、これを達成するための基本的な視点等を設定している。

川崎市自殺対策総合推進計画では、この推進ビジョンを上位概念として、「身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念を掲げている。この基本理念を達成するため、「自殺や精神疾患に関する啓発、地域や各組織における互助意識の醸成による、相談への抵抗軽減と孤立の防止」、「支援者間、および組織の連携強化による相談のアクセシビリティ向上と支援の包括的提供」により、市民が安心して生活し、その結果として、自殺者数および自殺死亡率が減少することを目指すとしている。

また計画は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、推進ビジョンの概念に同調し、「かわさきノーマライゼーションプラン」をはじめとする計画と連携を図り、また本市の新たな総合計画策定において整合性を図ることとしている。

このように、計画における取組の進捗が、自殺者の減少のみならず、「地域包括ケアシステム」の構築につながるよう進めている。



第3章 令和2年度の自殺対策の実施状況

1 3つの会議体の開催状況

(1) 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議

令和2年度は、第1回を令和2年10月に開催し、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成31（令和元）年度版）」の確認及び第3次川崎市自殺対策総合推進計画素案について報告を行った。

第2回は令和3年3月に開催し、川崎市こころの健康に関する意識調査及び直近の自殺統計について報告を行うとともに、第3次川崎市自殺対策総合推進計画の策定に向け最終案について確認を行った。

(2) 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議

令和2年度は、第1回を令和2年10月に開催した。各種自殺統計分析について報告を行い、新型コロナウイルス感染症の影響による現状と今後の課題及び第3次川崎市自殺対策総合推進計画素案について、意見交換を行った。

第2回は令和3年3月に開催し、川崎市こころの健康に関する意識調査及び直近の自殺統計について報告を行った。また、第3次川崎市自殺対策総合推進計画案及びゲートキーパーリーフレットの作成について、意見交換を行った。

(3) 川崎市自殺対策評価委員会

令和2年度は、第1回を令和2年9月に開催し、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成31（令和元）年度版）」について説明し、主に自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価等について審議した。また、川崎市こころの健康に関する意識調査及び第3次川崎市自殺対策総合推進計画素案について審議を行った。

第2回は令和3年2月に開催し、自殺統計について報告を行うとともに、第3次川崎市自殺対策総合推進計画策定に向けた最終案について報告及び審議を行った。また、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、川崎市自殺対策の推進に関する報告書に係る今後の見直しの必要性等について審議した。

2 条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとの実施状況について

条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとに、26の部署が全78の取組を実施した。

（取組の所管等詳細については、P53以降参照）

方針1 自殺の実情を知る

(1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

- 自殺の防止等に関する情報の分析として、神奈川県警察本部より提供された自殺統計及び厚生労働省の人口動態調査のうち、死亡要因が自殺によるものについて、基本集計を行った。（取組番号1）
- 自殺の防止等に関する情報の提供として、神奈川県警察本部より提供された自殺統計の基本集計などを記載した「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成31（令和元）年度版）」について、報道への提供等を行った。また、ホームページに相談に関する案内を掲載した。（取組番号2）
- 第3次川崎市自殺対策総合推進計画策定のため、「川崎市こころの健康に関する意識調査」を実施した。（取組番号3）

- 三次救急医療機関を受診した自殺未遂患者等を継続的に支援し、地域の資源につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行うため、川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業に引き続き取り組んだ。（取組番号4）

（2）自殺の防止等に関する市民の理解の増進

- 子どもの自尊感情や豊かな人間関係を育むため、各学校において「かわさき共生＊共育プログラム」を実施するとともに、学校の取組を支援する研修会等を行った。（取組番号5）
- 市民にメンタルヘルスや自殺についての正しい理解を広め、様々な相談窓口の情報を届けることを目的に、各種広告媒体の活用、ライトアッププロジェクト、普及啓発グッズの配布等を実施した。（取組番号6）
- 第2期かわさき健康づくり21に基づき、心身の健康に関する講話等を各区役所みまもり支援センターにて実施するとともに、また、年代を特定しない集団に対する健康教育や、広報・イベント等の健康づくり事業を実施した。（取組番号7）
- 毎月1回、3,600部発行の冊子「かわさき労働情報」（市内5人以上の事業所、労働組合及び関係機関等に送付）に、こころの健康に関する不調のサインの発見やその回復方法等についての記事、及び相談窓口の案内等を掲載した。（取組番号8）
- 自殺予防週間において川崎マリエンのライトアップを実施した。また、自殺対策に関する普及啓発展示をアゼリア展示コーナーにて行った。（取組番号9）

方針2 自殺防止のためにつながる

（3）自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

- 教職員の資質向上として、ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修での人権尊重教育に関する研修を行った。（取組番号10）
- 教職員向け心の健康相談支援事業として、心の健康に起因する問題について、精神科医等による予約制の面接相談や相談事例に基づいた医学的な情報提供や研修会を行い、心の健康問題への啓発を実施した。（取組番号11）
- 児童精神科医によるスーパーバイズを伴う事例検討会を行い、支援者のスキルアップおよび多機関、多職種連携を強化した。（取組番号12）
- 川崎市内の中学校や高等学校において、学校からの求めに応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。（取組番号13）
- 自殺対策に関する市職員の人材育成として、医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした自殺予防セミナーについて、市職員にも周知を行い、参加を呼びかけた。（取組番号14）
- 一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで、様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割について講座を行った。（取組番号15）
- 神奈川県、横浜市、相模原市とともに早期にうつ病等の精神疾患に気づき、治療を受けられることを目的に身体科医師を対象に、かかりつけ医うつ病対応力向上研修を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により県内すべての会場で中止となった。（取組番号16）
- 母子保健事業に携わる職員が、市民に対して的確な支援が提供できるよう、従事者のスキルアップを図るための研修を実施した。（取組番号17）
- 自殺対策の相談支援の中核となる人材の育成を目的に地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修や自死遺族電話相談員研修を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。（取組番号18）

- 医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした自殺予防セミナーにおいて、希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法を学んだうえで、事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。（取組番号 19）
- 企業や産業保健等を中心に、働く人を取り巻く職場環境やメンタルヘルス対策として、川崎商工会議所との共催による職場の安全・安心セミナーを開催した。（取組番号 20）
- 全ての住民に対応した地域包括システムにおける自殺対策研修は中止となった。医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした自殺予防セミナーにて事例検討を行い、各機関との自殺予防のための連携促進を図った。（取組番号 21）
- 困難を抱えたがん患者やその家族をケアするための人材の養成を目的に緩和ケア研修会（新型コロナウイルス感染症の影響により一部中止）を実施した。（取組番号 22）
- 三次救急医療機関を受診した自殺未遂患者等を継続的に支援し、地域の資源につなぎ、退院後の QOL の向上と再企図の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行うことを目的に、川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を継続し、連携会議を通して、支援者の育成を図った。（取組番号 23）
- 児童相談所や各区役所みまもり支援センターの職員を対象に、自死遺族の支援全般や精神疾患や精神的不調のある方の社会・心理・医学的知識を学び、相談支援に活かすために研修を実施した。（取組番号 24）
- 自殺未遂者および自死遺族の方の支援をする際に支援者が活用できる手引きとして、「ワンストップ支援における留意点－複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引き－」を研修にて配布した。（取組番号 25）
- 自殺に至るリスクが最も高い状況にあるとされている自殺未遂者に対し、再度の自殺企図を防ぐための支援にあたる人材を養成することを目的に、自殺予防セミナーを実施した。川崎市南部地域自殺未遂・既遂支援事例検討会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。（取組番号 26）

(4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備

- 市内の小中高等学校にて、学校からの依頼に応じ、児童生徒自身がこころの健康保持を学習できる出前講座を実施した。（取組番号 27）
- 市職員のメンタルヘルス対策として各種研修やストレスチェックを実施するとともに、市職員の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう相談支援を実施した。（取組番号 28）
- アルコール関連問題についての相談支援に応じるとともに、認知行動療法的プログラム「だるま～ふ」やアルコール問題に悩む家族のためのセミナーを開催した。（取組番号 29）
- 高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう介護予防教室等実施事業や地域介護予防活動支援事業に取り組んだ。（取組番号 30）
- かわさきパラムーブメントの取組として、市民が主体となったプロジェクト推進の支援、推進イベント「共生社会 in 多摩川」の開催や、発達障害の子どもを対象とした「親子サッカー教室&パブリックビューイング」などを実施した。（取組番号 31）
- 川崎商工会議所と「職場の安全・安心セミナー」を開催するとともに、全国健康保険協会神奈川支部・保健委員研修におけるメンタルヘルス対策の講演や「かわさき労働情報」にメンタルヘルス関連の記事の掲載を行った。（取組番号 32）
- がん相談支援センターとして、がん相談員ががんの治療・症状に関する疑問や、社会生活・医療

費に対する質問や不安などの相談を実施した。がん患者とその家族を対象としたがんサロンの実施は通年で中止し、オンラインのがんサロンの紹介を行った。(取組番号 3 3)

- うつ病患者の家族を対象とし、うつ病の基礎知識や療養中の対応方法について学ぶセミナーを開催予定であったが、中止となった。(取組番号 3 4)
- スクールソーシャルワーカーが、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを活用し、課題を抱える児童生徒の支援を行った。(取組番号 3 5)
- スクールカウンセラー配置や派遣を行い、児童生徒、保護者、教職員に対する相談や教職員に対するコンサルテーション、心理に関する校内研修等を実施した。(取組番号 3 6)
- 各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、社会福祉職・保健師・心理職の専門職による精神保健福祉に関する幅広い相談を窓口及び電話、訪問等で受け、必要に応じて利用可能な制度や社会資源の案内を行った。(取組番号 3 7)
- こころの電話相談として、こころの健康や病気の悩みに関する相談について、匿名で利用できる電話相談を実施した。(取組番号 3 8)
- 社会的ひきこもり当事者およびその家族へ相談、家庭訪問を行うとともに、当事者や家族グループ活動、市民講演会開催等による普及啓発、スーパーバイズや従事者研修会開催による支援者の育成を行った。また、ひきこもりに関するネットワーク構築準備会を立ち上げた。(取組番号 3 9)
- 心神喪失者等医療観察法への対応として、裁判所による入院・通院の決定により、法の下、保護観察所や地域みまもり支援センターと連携して、入院処遇中からケア会議等を行い、通院処遇対象者に定期的に面接や訪問、ケア会議等を実施した。(取組番号 4 0)

(5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実

- プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全の確保を目的とし、鉄道駅舎におけるホームドア等の設置支援を行った。(取組番号 4 1)
- 障害を理由とする差別解消の推進に向け、普及啓発・周知、相談等の体制整備、情報の収集、整理等を行うとともに、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を通して、課題解決に取り組んだ。(取組番号 4 2)
- 母子保健相談支援事業にて育児支援等を必要とする妊産婦を対象に、ニーズに応じた支援につなぐため、電話相談に応じた。また、妊婦とパートナーを対象に妊娠期サポート事業（両親学級）を開催し育児知識の普及や情報提供を行った。(取組番号 4 3)
- 各児童相談所や各区役所地域みまもり支援センターにおいて、各専門職が子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談支援を実施し、内容により、関係機関等と密に連携して対応した。(取組番号 4 4)
- 子どもの悩みや困難が解消されるよう、電話相談（教育一般）や子ども専用電話相談、24時間子供SOS電話相談を実施した。(取組番号 4 5)
- ネット、携帯端末等を使ったインターネット問題に関する子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施した。(取組番号 4 6)
- おおむね24歳までの児童と青少年の養護・障害・非行・人間関係・社会生活などに関する悩み事や困り事の電話相談を実施した。(取組番号 4 7)
- 若年無業者等の職業的自立に向けて、心理カウンセリング、職業人セミナー、職場体験、社会参加継続支援、保護者向けセミナー等を実施することにより、総合的な支援に取り組んだ。(取組番号

- 市民生活・市政等相談として、日常生活での困り事などの相談に応じたり、特別相談として、弁護士、司法書士、専門相談員等が、専門知識が必要な相談に応じた。(取組番号49)
- 子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害を管轄し、相談及び救済の申立てを受け関係機関との連携・協力のもと、相談者に寄り添い、相談者と共に問題解決を図った。(取組番号50)
- 女性のための総合相談として、ハローウィメンズ110番や面接相談、法律相談を実施するとともに、男性のための電話相談を実施した。(取組番号51)
- 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの消費生活相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場であっせん等の処理に当たった。(取組番号52)
- 市役所及び中原区役所に労働に関する相談窓口の設置や、神奈川県との共催により、月1回の弁護士労働相談と年4回（3回は中止）の街頭労働相談会を開催した。(取組番号53)
- 就職に関する総合相談窓口を開設し、個別相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、心理カウンセリング等を実施した。(取組番号54)
- 経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、中小企業信用保険法「セーフティーネット保証制度」の申請を受け、認定を行った。また、認定事務の緩和を実施した。(取組番号55)
- 区役所にて、認知症等により要介護者となった人の家族を対象に、認知症高齢者介護教室を実施。また認知症コールセンターにより、認知症のピアカウンセリングや認知症専門医による相談を実施し、認知症の人と家族の地域生活を支援した。(取組番号56)
- 外出や運動等の習慣を身につけるとともに、仲間づくりや地域で行われている様々な活動にも継続して取り組めることを目指し、そのきっかけ作りとするための通いの場として、いこいの元気広場事業を実施した。(取組番号57)
- 障害のある方の在宅生活や日中活動の場を充実させるため、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや日中活動系サービス、地域の実情に応じて本市が実施する地域生活支援事業等の様々なサービスを提供するとともに、サービスの充実に向けた取組を行った。(取組番号58)
- 精神障害者の地域移行・地域定着支援について、「支援のすそ野を広げる」ことを目的として、専門部会を設け、ワーキンググループによる取組を進めた。(取組番号59)
- 地域自立支援協議会を開催し、教育と福祉の連携に関する課題についての協議等を行った。(取組番号60)
- 地域就労援助センターにおいて一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、就労に関する個別相談や求職活動及び職場定着支援等を実施するとともに、市内就労移行支援事業所等と連携し、川崎南部・中部・北部の地区別に就労支援ネットワーク会議を開催した。(取組番号61)
- 全小学校への児童支援コーディネーター配置を継続するとともに、スキルアップに向けた研修を実施した。(取組番号62)
- 川崎市自殺対策の推進に関する条例に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議を開催した。(取組番号63)
- 生活困窮者の悩みや困難が解消されるよう、早期に本人の状態に応じた包括的な相談支援を生活自立・仕事相談センター（だいJ O Bセンター）にて実施した。また、急増した住宅確保給付金の申請について対応を行った。(取組番号64)
- 市内の福祉事務所において、生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個々人の相談内容に応じた適切な助言を行い、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言した。

(取組番号 6 5)

- 地域住民と接することの多い民間事業者等と連携することなどにより、日ごろから周囲を気にかけるとともに、要援護者を早期に発見し、必要な支援を行うため地域見守りネットワークの構築に取り組んだ。(取組番号 6 6)
- ボランティアによる電話相談事業を行っている「社会福祉法人川崎いのちの電話」に対し、運営費の補助および、講演やフリーダイヤル事業等の広報協力を行った。(取組番号 6 7)

(6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

- 自殺やこころの健康、病気についての知識を広く普及、理解を目的にこころの健康セミナーを開催した。(取組番号 6 8)
- 神奈川県内の自殺対策に係る情報の共有に関すること、自殺対策に係る協議及び連携に関すること等を目的に、神奈川県および横浜市、相模原市とともにかながわ自殺対策会議を書面にて開催した。(取組番号 6 9)

方針3 自殺防止のために支える

(7) 自殺の防止等に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備

- 精神科医療体制の整備として、外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害のおそれのある場合の警察官通報を、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て、24時間体制で実施した。(取組番号 7 0)
- D P A T (災害精神医療チーム) の支援活動に必要な機材購入等の体制整備を進めた。市で実施した保健医療調整本部での設置訓練で得られた課題等に重点を置き、体制整備を行った。(取組番号 7 1)
- 自殺未遂者を迅速かつ適切に救急医療搬送するための体制として、市内全救急事案に対して、29隊の救急隊で救急搬送体制を整備した。(取組番号 7 2)

(8) 自殺未遂者に対する支援

- 神奈川県、横浜市、相模原市とともに、自殺の原因・動機を踏まえ、健康問題や経済・生活問題、労働問題等の各種相談先を記載したリーフレット「あなたに知ってほしい」を作成し、配布した。(取組番号 7 3)
- 三次救急医療機関を受診した自殺未遂患者等を継続的に支援し、地域の資源につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行うことを目的に川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業に引き続き取り組み、自殺未遂者の救急搬送後のフォローアップを実施した。(取組番号 7 4)

(9) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

- スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーを派遣し、遺児やその親族等の心のケアにあたるとともに、教職員と情報共有しながら支援をすすめ、必要に応じて区・教育担当、スクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携して支援を実施する体制を整えた。(取組番号 7 5)
- 遺児について、児童養護施設の指導員や心理士、里親と児童相談所の児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行った。(取組番号 7 5)
- 自死遺族の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、自死遺族に向けた遺族支援のリーフレットやチラシを職員健康相談室のカウンターに配架した。(取組番号 7 6)

- 大切な人を自死で亡くされた方に、安心して体験を語れる場を提供することを目的に、自助グループ等の運営支援及び相談機関の情報提供等を行った。(取組番号 77)
- 自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会の確保を目的に自死遺族電話相談を実施した。(取組番号 78)

3 新型コロナウイルス感染症による取組への影響について

(1) 背景・各所管における影響の確認方法

新型コロナウイルス感染症は、日本では令和2年1月以降感染が拡大し、令和2年4月7日には7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県）に緊急事態宣言が発出され、4月16日には全都道府県が対象となった。5月25日には全ての都道府県の緊急事態宣言が解除されたが、以降も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が長期にわたり適用になる等、現在に至るまで収束が見込めない状況が継続している。

長期化するコロナ禍において、川崎市自殺対策総合推進計画の取組についても影響は大きいと考えられたことから、川崎市自殺対策評価委員会からの意見をもとに「令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書」において、「新型コロナウイルス感染症による取組への影響」について影響の有無の記載項目を追加し、集約を行った。また、影響が「有」となったものについて、「新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業内容」及び「新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時的に実施した事業内容」の2点について、記載項目を設け、集約を行った。

(2) 影響の内容

全78取組項目における新型コロナウイルス感染症による取組への影響について、詳細は以下のとおりとなった。

- 「新型コロナウイルス感染症による取組への影響」が有りとなった項目…61項目（78.2%）
- 上記61項目のうち、「新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業内容」に記載有りとなった項目…58項目（95.1%）
- 上記61項目のうち、「新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時的に実施した事業内容」に記載有りとなった項目…26項目（42.6%）

(3) 変更や中止となった事業内容について

「新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業内容」に記載有りとなった58項目においては、方針2「自殺防止のためにつながる」の「2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進」、「3 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上」、「4 職域、学校、地域等における市民の心の健康保持に係る体制の整備」に関連する取組についてほぼ全てが該当している。各取組に関連する事業が緊急事態宣言の期間を中心に中止せざるを得ない状況となった。これまで対面や集合形式で行ってきた普及啓発や各種研修等について実施ができず、取組の中で重視している主要指標においても実績が目標を下回った取組が多く、影響は大きいものとなった。相談体制の面においても、対面での相談体制の確保、集団での事業の実施が困難となり、中止や代替手段による取組となつた。

(4) 新規や臨時的に実施した事業内容について

「新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時的に実施した事業内容」に記載有りとなった

26項目においては、まず、方針2「自殺防止のためにつながる」の「2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進」に関連する取組が多く該当している。自殺の防止等における普及啓発について、これまで対面や集合形式で行っていた取組の実施ができなかつた際の臨時的な取組として、代わりとなる手法を工夫し、取組が停止しないよう実施した。次に、「5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実」に関連する取組の割合も高く、相談体制については、対面での相談に代わり電話相談の活用が図られた。コロナ禍の状況においても、密を避けるため参加人数の制限を設ける等の感染症対策を講じながら事業の再開や継続実施を図り、また会議や事業実施にオンラインの活用や書面での開催等の取組がなされた。

また、「新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容」に記載有りとなった26項目のうち、新規に実施した事業について記載内容から判断すると、次の7項目が該当した。その中の事業内容において、新型コロナウイルス感染症による心理的・社会的影响を受け、新たに生じた課題に対し、取組を行った実態についても確認した。

表9 新型コロナウイルス感染症の影響により新規に実施した事業（抜粋）

取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症の影響により新規に実施した事業内容	所管課
5	「いのち、こころの教育」の推進	かわさき共生＊共育プログラムについて、新型コロナウイルス感染症に対応し、ICTを活用した新エクササイズを開発した。	教育委員会事務局 教育政策室
6	自殺予防に関する普及啓発事業	精神保健福祉センターで作成した新型コロナウイルス感染症に起因したストレス対処に関するチラシを配布した。	健康福祉局 精神保健福祉センター※
28	川崎市職員メンタルヘルス対策	新型コロナウイルス感染症に対応している職員の健康相談を実施。（12職場、面接延数199名）	総務企画局 職員厚生課
30	一般介護予防事業	ボランティアが通いの場の参加者へ定期的に架電し、生活状況の聞き取りや、安否確認を実施し孤立化を防止した。	健康福祉局 健康増進課・地域包括ケア推進室
44	子ども・子育て支援	令和2年7月から神奈川県及び横浜市、相模原市、横須賀市と合同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE事業」を実施し、児童福祉に関わる専門の相談員が親子関係や家族の悩みなどの相談を実施。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
54	キャリアサポートかわさき	特別電話就業相談窓口の設置。	経済労働局 労働雇用部
57	介護予防・生活支援サービス事業	閉じこもりの可能性のある参加者を抽出しダイレクトメールにて自宅でできる介護予防の情報や自立生活によるフレイルの進行を予防するためのチラシを送付。	健康福祉局 健康増進課

※ 令和3年4月に組織改編により、精神保健福祉センターは総合リハビリテーション推進センターとなった。

表10 新型コロナウイルス感染症による取組への影響一覧

方針1 自殺の実情を知る					
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時的に実施した事業内容	所管課
項目1 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供	1	自殺対策に関する調査研究	—	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	2	自殺関連情報の提供	—	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	3	かわさき市民アンケートの定期的な実施	—	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	4	自殺未遂者実態把握	毎月いづれかの会議を開催する予定であったが、緊急事態宣言及びBCP（事業継続計画）発動により、一部中止とした。	会議については、一部中止としたが、事業進捗の共有のため、オンライン会議にて実施した。	健康福祉局 精神保健福祉センター※
項目2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進	5	「いのち、こころの教育」の推進	子どもの権利学習派遣事業については、学校の一斉休校等の影響により実施できなかった学校があった。かわさき共生＊共育プログラムの効果測定を児童生徒の理解に活用するための研修については、校内研修会が複数校において中止されたほか、担当者研修会の一部を書面にて開催した。道徳教育推進事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から研修内容を書面や動画での実施に変更した。	かわさき共生＊共育プログラムについて、新型コロナウイルス感染症に対応し、ICTを活用した新エクササイズを開発した。	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター
	6	自殺予防に関する普及啓発事業	重点事業としている街頭キャンペーンを中止とした。また、映画上映前広告を中止した。	街頭キャンペーンを中止としたため、ライトアッププロジェクト及び区役所や図書館、市内金融機関等での普及啓発物の配布を実施した。また精神保健福祉センターで作成した新型コロナウイルス感染症に起因したストレス対処のチラシも併せて配布した。	健康福祉局 精神保健福祉センター※

方針1 自殺の実情を知る					
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容	所管課
項目2 自殺の防止等に関する市民の理解の増進	7	かわさき健康づくり21関連事業	イベント・講座・講演会等の中止、集団教育の機会の減少	広報媒体の工夫(HP、デジタルサイネージの活用や体操動画作成など)	健康福祉局 健康増進課
	8	産業保健分野への普及啓発	かわさき労働情報について、5月号と6月号を合併号として発行	—	経済労働局 労働雇用部
	9	モデル地区における普及啓発	街頭キャンペーンを中止とした。また、自殺未遂者支援における関係会議を一部中止とした。	街頭キャンペーンを中止としたため、ライトアッププロジェクトを実施した。また、自殺未遂者支援における関係会議については、一部中止したが、事業進捗の共有のため、オンライン会議にて実施した。	健康福祉局 精神保健福祉センター※

方針2 自殺防止のためにつながる					
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容	所管課
項目3 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	10	教職員の資質向上	ライフステージに応じた研修については、書面や動画による開催に変更した。人権尊重教育推進担当者研修については、研究推進校による研究報告会を書面による開催に変更した。	—	教育委員会事務局 教育政策室 総合教育センター
	11	教職員向け心の健康相談支援事業	川崎市心の健康相談支援事業講演会は中止	—	教育委員会事務局 健康教育課
	12	児童・思春期事例検討会の開催	令和2年5月開催予定であった事例検討会が中止となった。	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	13	学校出前講座(教職員対象)の実施	開催に向けて調整中の学校もあったが、感染状況を鑑み、中止となった。	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	14	市職員の人材育成	予定していた研修が一部中止または、内容が変更となった。	E-ラーニングを利用したゲートキーパー研修の検討。	健康福祉局 精神保健福祉センター※

方針2 自殺防止のためにつながる					
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容	所管課
項目3 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	1 5	ゲートキーパー講習の実施	予定していた研修等が一部中止となった。	感染予防対策の一環として、一部の研修をオンラインにて開催した。	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	1 6	かかりつけ医うつ病対応力向上研修	かかりつけ医うつ病対応力向上研修の研修実施について中止。	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	1 7	母子保健事業における人材育成研修	年度初めに予定していた母子保健事業担当者基礎研修が中止となった。資料を配布し、書面開催とした。	—	こども未来局 こども保健福祉課
	1 8	自殺対策相談支援研修	地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修及び自死遺族電話相談員研修を中止とした。	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	1 9	関係機関との連携のための事例検討会の実施	自殺予防セミナーについて、開催回数を3回から2回に変更した。	自殺予防セミナーについて、集合研修ではなくオンラインでの開催とした。	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	2 0	働く人のメンタルヘルス対策	感染防止の観点から、「職場の安心・安全セミナー」の定員を例年の半分とした	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	2 1	地域における自殺対策の連携に向けた人材育成	地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修を中止とした。また、自殺予防セミナーについて、開催回数を3回から2回に変更した。	自殺予防セミナーについて、集合研修ではなくオンラインでの開催とした。	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	2 2	緩和ケア研修会の開催	<川崎病院>緩和ケア研修会（E L N E C – j : 看護師向け）を中止した。 <井田病院>緊急事態宣言を受けて令和3年2月18日の緩和ケアスキルアップフォローアップ研修会を中止した。	—	病院局 経営企画室
	2 3	モデル地区における支援者の育成	川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業・連携会議については、当初予定開催回数を6回としていたが、5回となった。	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	2 4	精神保健等に関する包括的研修	2回に分けての開催を検討していたが、感染症対策のため1回中止としている。	—	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
	2 5	事後対応に係る支援者向け手引きの作成	—	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※

方針2 自殺防止のためにつながる					
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容	所管課
項目3 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	26	自殺未遂者支援についての研修	自殺予防セミナーについて、開催回数を3回から2回に変更した	自殺予防セミナーについて、集合研修ではなくオンラインでの開催とした。	健康福祉局 精神保健福祉センター※
項目4 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	27	学校出前講座の実施(児童・生徒対象)	開催に向けて調整中の学校もあったが、感染状況を鑑み、中止となった。	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	28	川崎市職員メンタルヘルス対策	階層別研修は技能・業務職員研修以外を対面からe-ラーニングへ変更。 ストレスチェックの職場環境改善研修を対面からDVD研修へ変更。	新型コロナウイルス感染症に対応している職員の健康相談を実施(12職場、面接延数199名)。	総務企画局 職員厚生課
	29	アルコール関連問題への対策	各家族セミナー(各コース2回中止)、だるま～ふ(1クール中止)	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	30	一般介護予防事業	緊急事態宣言及び市の行政運営方針等の影響で活動の自粛や講演会等の頻度が減少した。	住民主体による要支援者等支援事業では、感染拡大防止の観点で、「通いの場」を中止したが、ボランティアが参加者へ定期的に架電し、生活状況の聞き取りや、安否確認を実施し、孤立化を防止した。	健康福祉局 健康増進課・地域包括ケア推進室
	31	心のバリアフリーに向けた取組	かわパラ2020及びかわさきパラコンサートは中止	—	市民文化局 オリンピック・パラリンピック推進室
	32	地域・職域連携推進事業	職場の安全・安心セミナーについては、感染防止の観点から定員を例年の半分とした。 また、その他の普及啓発機会についても一部中止となった。	—	健康福祉局 精神保健福祉センター
	33	がん患者やその家族への支援の取組	<川崎病院及び井田病院>がんサロンの開催を通年で中止した。	<川崎病院>オンラインのがんサロンの紹介 <井田病院>オンラインのがんサロンの紹介、ピンクリボンサークル参加者への会報発行	病院局 経営企画室

方針2 自殺防止のためにつながる					
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容	所管課
項目4 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	3 4	うつ病家族セミナー	うつ病家族セミナーは中止	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	3 5	スクールソーシャルワーカーの配置	—	—	教育委員会事務局 教育政策室
	3 6	スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの合同会議が第1回目が中止となり、年3回の開催となった。	—	教育委員会事務局 総合教育センター
	3 7	各区精神保健相談	精神保健福祉に関する知識等の普及啓発を目的とした各種講演会は、開催を見送った。	—	健康福祉局 精神保健課
	3 8	こころの電話相談	—	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	3 9	社会的ひきこもり相談	市民講演会や従事者研修会の中止。	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	4 0	心神喪失者等医療観察法への対策	新型コロナウイルスの感染防止策を取りながら、出来る範囲でケア会議及び訪問支援を実施した。	—	健康福祉局 精神保健課
項目5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実	4 1	ホームドア等の設置支援	—	—	まちづくり局 交通政策室
	4 2	障害を理由とする差別解消の推進	—	—	健康福祉局 障害計画課
	4 3	川崎市妊娠・出産包括支援事業	—	妊娠期サポート事業(両親学級)をオンラインに切り替えて実施した。	こども未来局 こども保健福祉課
	4 4	子ども・子育て支援	—	令和2年7月から神奈川県及び横浜市、相模原市、横須賀市と合同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」事業を実施し、児童福祉に関わる専門の相談員が親子関係や家族の悩みなどの相談を受け付けている。	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
	4 5	子ども専用・24時間子供SOS電話相談	電話相談員研修会3回／年全て中止	—	教育委員会事務局 総合教育センター

方針2 自殺防止のためにつながる					
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容	所管課
項目5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実	4 6	川崎市立学校インターネット問題相談	—	—	教育委員会事務局 総合教育センター
	4 7	児童・青少年電話相談	—	—	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
	4 8	コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）	職業人セミナー：企業より辞退申し出1件あり 保護者向けセミナー：緊急事態宣言発令のため1回中止	—	経済労働局 労働雇用部
	4 9	市民相談の実施	緊急事態宣言等を受けて、一部の対面相談の実施を中止。	対面相談を中止した相談について、一部電話相談を実施。	市民文化局 市民活動推進課
	5 0	子どもの権利侵害・男女平等に関わる人権に関する人権オンブズパーソンによる相談等の実施	一部の「子ども教室」及び高校生向け「データDV予防講座」が中止となった。	—	市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当
	5 1	男女共同参画センターにおける総合相談	—	緊急事態宣言下において、休館期間（4月1日から5月末まで）があったため、面接相談を電話か対面か選択できるようにして実施した。	市民文化局 人権・男女共同参画室
	5 2	多重債務を含む消費生活相談	—	—	経済労働局 消費者行政センター
	5 3	労働相談の実施	街頭労働相談会の中止	—	経済労働局 労働雇用部
	5 4	キャリアサポートかわさき	緊急事態宣言下において、対面での相談対応を一時休止	特別電話就業相談窓口の設置、求人開拓体制の強化、広報強化のための事業HP改修	経済労働局 労働雇用部
	5 5	中小企業の融資相談	新型コロナウイルス感染症に対応するため、認定事務の緩和を実施した。	—	経済労働局 金融課
	5 6	介護者への支援	認知症高齢者介護教室（一部）・認知症コーレンター（医師による面談は電話相談に変更）	認知症コールセンター（医師による面談は電話相談に変更）	健康福祉局 地域包括ケア推進室

方針2 自殺防止のためにつながる					
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時的に実施した事業内容	所管課
項目5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実	5 7	介護予防・生活支援サービス事業	令和2年2月28日(金)～令和2年6月30日(火)まで事業休止。令和2年7月から感染症対策と定員制限を行いながら順次再開。	閉じこもりの可能性の参加者を抽出しダイレクトメールにて自宅でできる介護予防の情報や自粛生活によるフレイルの進行を予防するためのチラシ(日本老年医学会作成)を送付。	健康福祉局 健康増進課
	5 8	地域生活支援の充実	—	—	健康福祉局 障害計画課
	5 9	地域移行・地域定着支援事業	北部圏域におけるモデル事業について、中止となった。	部会について書面会議やオンラインでの会議を実施した。	健康福祉局 精神保健課
	6 0	障害者に対する相談支援事業	障害者相談支援センター等合同連絡会(1回中止)、地域自立支援協議会全体会議(1回中止)、地域自立支援協議会連絡会(中止)	—	健康福祉局地域包括ケア推進室
	6 1	障害特性を踏まえた就労マッチング事業	就労支援ネットワーク会議(勉強会)開催数の減少	コロナの影響による解雇者の状況(就労援助センター就労定着相談者)の調査	健康福祉局 障害者雇用・就労支援課※
	6 2	児童支援活動の推進	新型コロナウイルス感染症の影響により研修方法等を一部変更	—	教育委員会事務局 指導課
	6 3	自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携の場の設置	—	感染予防対策の一環として、オンラインを併用した会議とした。	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	6 4	生活困窮者への支援	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点及び急増した住居確保給付金の申請に対応するため、4月から5月の緊急事態宣言下では、緊急性の低い継続相談については延期をお願いした。	急増した住居確保給付金の申請に対応するため、だいJ O Bセンターの相談員及び事務員を増員し、迅速な支給に努めた。	健康福祉局 生活保護・自立支援室
	6 5	生活保護制度による支援	4月から5月までの緊急事態宣言下では、原則として訪問調査は実施しなかった。5月の緊急事態宣言解除後は、6か月毎の頻度を目安に1年に2回実施。世帯の状況に応じて適宜、臨時訪問や電話等により生活状況を把握した。	—	健康福祉局 生活保護・自立支援室

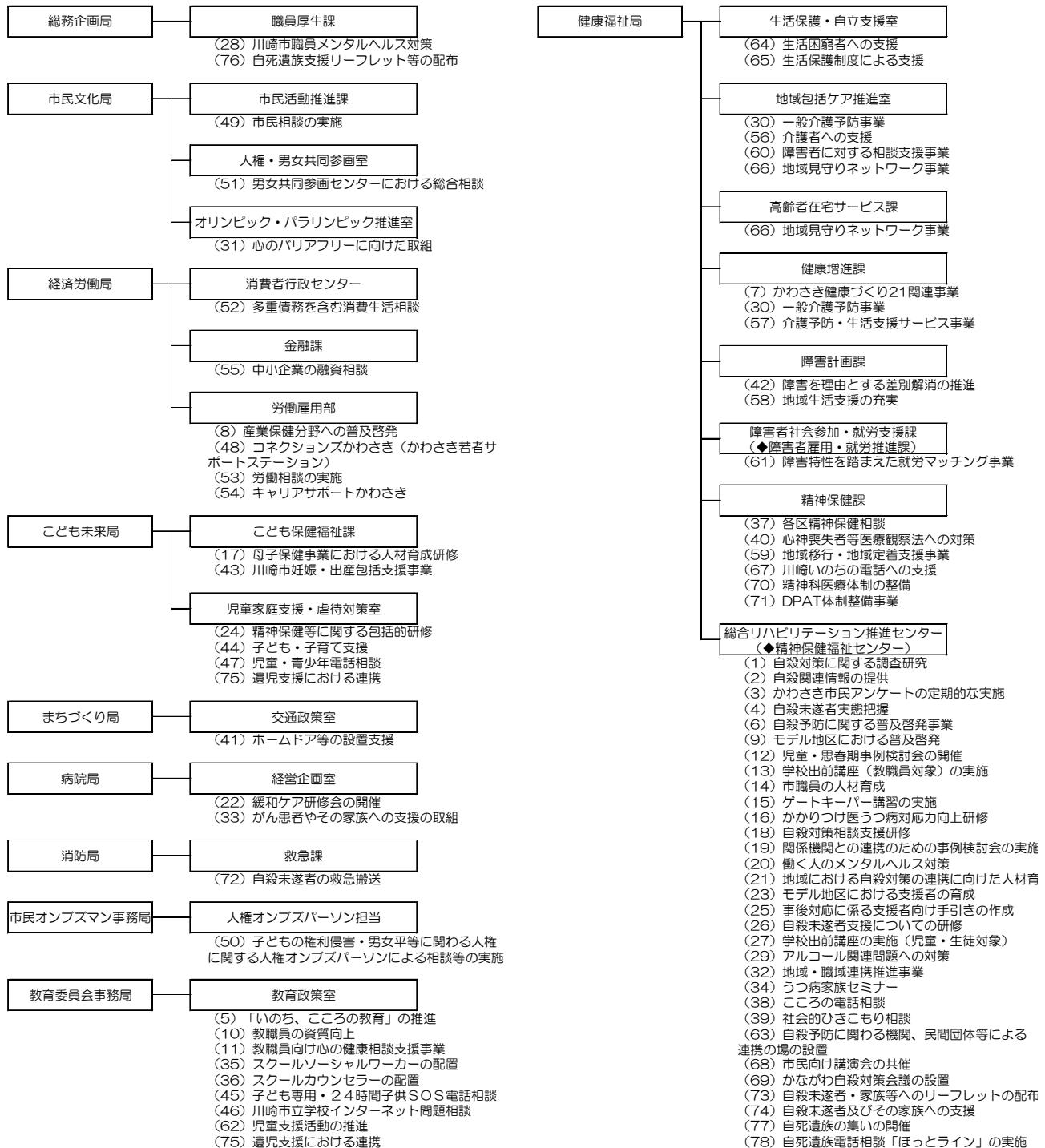
方針2 自殺防止のためにつながる					
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容	所管課
項目5 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実	6 6	地域見守りネットワーク事業	—	—	健康福祉局 高齢者在宅サービス課
	6 7	川崎いのちの電話への支援	緊急事態宣言の発令に伴い、4月8日～5月6日まで電話相談業務を休止。チャリティーコンサートは1年延期。また、令和2年度中に開始予定であった新規相談員の募集・研修は全て中止（令和3年度の新規相談員数0人見込）。	—	健康福祉局 精神保健課
項目6 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援	6 8	市民向け講演会の共催	例年開催時期を9月としているが、3月に開催時期を変更した。	感染予防対策の観点からオンラインによる講演会とした。	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	6 9	かながわ自殺対策会議の設置	開催方法を書面開催とした。	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※

方針3 自殺防止のために支える					
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容	所管課
項目7 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備	7 0	精神科医療体制の整備	—	—	健康福祉局 精神保健課
	7 1	D P A T体制整備事業	かながわD P A T研修・訓練の開催（4県市圏域での研修・訓練の開催）が実施できなかった。	—	健康福祉局 精神保健課
	7 2	自殺未遂者の救急搬送	—	—	消防局 救急課
項目8 自殺未遂者に対する支援	7 3	自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布	—	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	7 4	自殺未遂者及びその家族への支援	毎月いずれかの会議を開催する予定であったが、緊急事態宣言及びB C P（事業継続計画）発動により、一部中止とした。	会議については、一部中止としたが、事業進捗の共有のため、オンライン会議にて実施した。	健康福祉局 精神保健福祉センター※

方針3 自殺防止のために支える					
施策体系	取組番号	取組名称	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容	所管課
項目9 自殺者及び自殺未遂者 の親族等に対する 支援	75	遺児支援における連携	—	—	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室
	75	遺児支援における連携	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの合同会議が第1回目が中止となり、年3回の開催となった。	—	教育委員会事務局 教育政策室
	76	自死遺族支援リーフレット等の配布	—	—	総務企画局 職員厚生課
	77	自死遺族の集いの開催	自死遺族の集いを1回中止	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※
	78	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施	令和2年4月については、相談を受ける体制が整わず、中止とした。	—	健康福祉局 精神保健福祉センター※

※ 令和3年4月に組織改編により、健康福祉局精神保健福祉センターは健康福祉局総合リハビリテーション推進センターとなった。また、健康福祉局障害者雇用・就労推進課は健康福祉局障害者社会参加・就労支援課となった。

図13 第2次川崎市自殺対策総合推進計画取組項目一覧



※ () 取組番号 ◆令和3年4月に組織改編により、組織名称変更

4 第2次川崎市自殺対策総合推進計画における主要な課題に対する取組の経過報告

川崎市自殺対策評価委員会に報告している主要な課題に対する取組について、川崎市自殺対策の推進に関する報告書（平成30年度版）から掲載している。今年度においても、下記の事業の取組について報告する。

（1） 対応する主要な課題

自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実

（2） 事業名称

川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業

（3） 目的

自殺未遂患者等を救急医療機関退院後から継続的に支援し、地域の支援につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行うことを目的とした。

（4） 方法

対象者は、川崎市中部の三次救急医療機関を救急受診して入院となった川崎市中部の中原・高津・宮前区に居住する自殺未遂患者等のうち、調査への参加に同意した者である。帝京大学医学部附属溝口病院、日本医科大学武蔵小杉病院、精神保健福祉センター、井田障害者センター、川崎市中部3区の区役所地域みまもり支援センターによる「川崎市中部ケアチーム」を組織し、初回面接以後、6か月間、原則として1か月毎にフォローアップ面接を実施した。調査期間は2018年9月から2020年9月までであった。また、初回面接から1か月、3か月、6か月後にSF-36^{*}を用いて対象者のQOLならびに全般的健康度を評価した。本調査は帝京大学医学部および日本医科大学武蔵小杉病院の倫理委員会の承認を得て実施した。

* SF-36は、健康関連QOL（HQOL：Health Related Quality of Life）を測定するための、科学的で信頼性・妥当性を持つ尺度のこと。

（5） 結果及び考察

「川崎市中部ケアチーム」への紹介に同意した20人のうち、初回面接に至ったのは10人（50.0%）で、そのうち8人が6回の面接を終了した。この8人のうち、3人はフォローアップ面接期間中に再企図があり、1人はフォローアップ面接期間終了後に再企図があった。再企図率だけを見ると高いと言わざるを得ないが、フォローアップ面接期間中に再企図した3人はすべて面接で再企図を打ち明けた。フォローアップ面接期間終了後に再企図した1人は再企図後に「川崎市中部ケアチーム」のメンバーと話し合い、安定的な精神科の治療に至った。また自殺既遂に至った者はなかった。SF-36については、精神的健康度および身体的健康度はフォローアップ期間の中盤より改善傾向を認め、役割／社会的健康度はフォローアップ期間の終盤で改善傾向を認めた。「川崎市中部ケアチーム」によるフォローアップは、ストレスコーピングの認識の向上、対象者の生活の安定とQOLの向上、再企図防止と再企図時の対処に一定の効果があったと考えられた。初回面接に至らなかつたのは10人（50.0%）であった。その理由は、他院転院3人（入院継続2人、死亡1人）、施設入所1人、連絡取れず4人、家族の拒否1人、同意撤回1人であった。「川崎市中部ケアチーム」に紹介のあつた事例は、精神疾患、身体疾患、家族問題、職場問題や自分の安らげる場所がない等のつらさを抱えていた。6回のフォローアップ面接終了者の半数に再企図がみられたこと、6回のフォローアップ

面接を完了しなかった者があったこと、同意があり「川崎市中部ケアチーム」に紹介があったものの初回面接に至らなかった者があったことから、毎月1回の面接によるフォローアップ以外の、例えば電話等で健康状態や困りごとの有無を尋ねるという、対象者にとって負担感の小さいフォローアップを取り入れることも必要と考えられた。三次救急医療機関から地域の支援へのつなぎ方に関しては、行政が仲介することが適切という意見が多くを占めた。つなぎ方としては、将来は、すべての事例を単一の部署につなげるようになることが望まれるが、まずは現状で可能な区役所等のつなぎ先を示し、その実効性の検討を行った上で、次のステップに進むことが必要である。また「川崎市中部ケアチーム」のような事例検討の可能な場を維持することで、地域の支援を安定化することも必要である。

(5) 結果及び考察

「川崎市中部ケアチーム」は自殺未遂患者等を救急医療機関退院後から継続的に支援し、地域の支援につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る支援モデルになり得ると考えられる。本研究の成果を踏まえてさらに発展させていく必要がある。

図14 事業フロー図

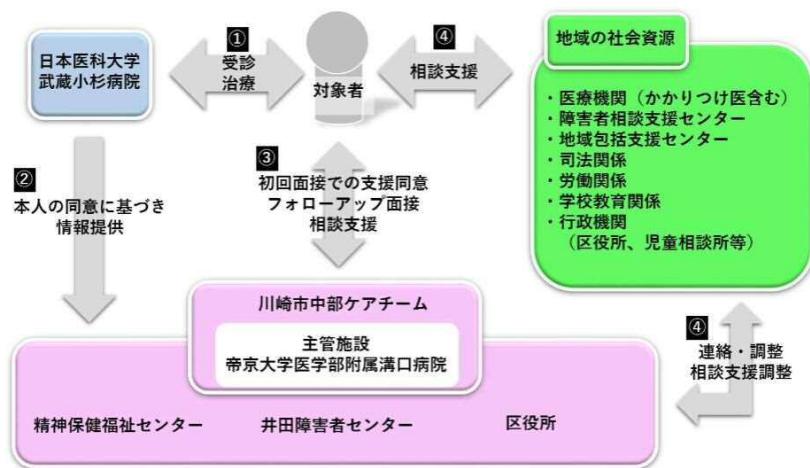
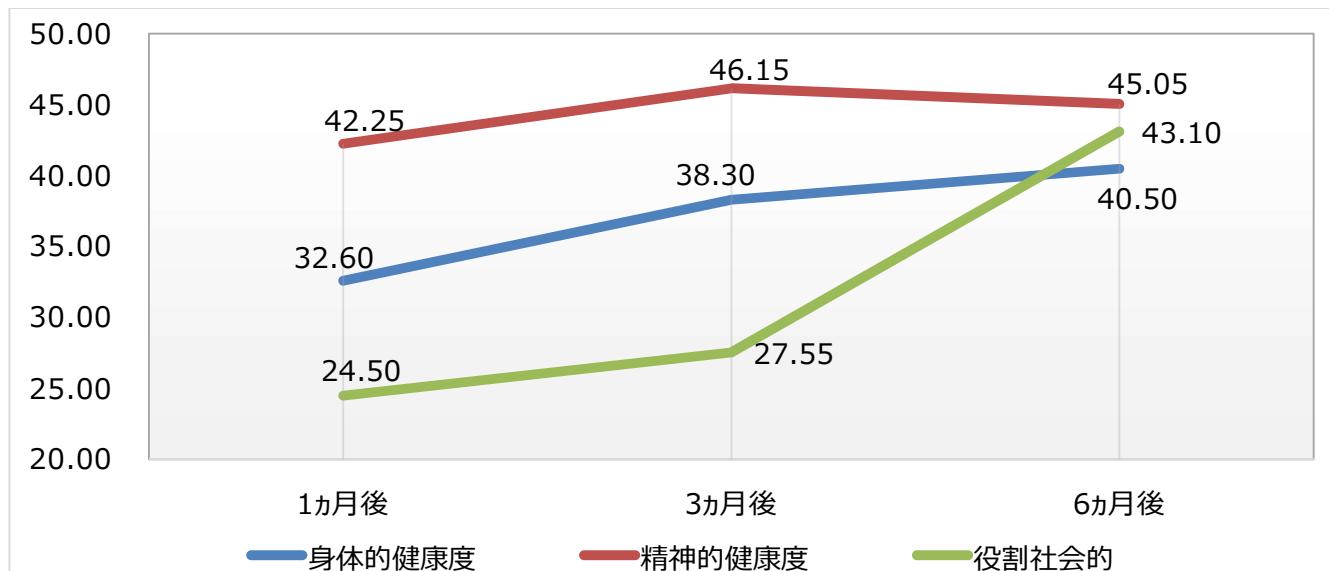


図15 SF-36の精神的健康度・身体的健康度・役割／社会的健康度の変動（中央値）



第4章 令和2年度における目標の達成状況と評価

1 自殺対策総合推進計画の定量的な目標について

計画では、平成26年から平成28年の厚生労働省の人口動態統計における自殺死亡率の平均15.0を基準として、平成30年から令和2年の自殺死亡率の平均を5%以上減少（14.2以下）することを目指すとしている。

本市の自殺者数は平成10年の自殺者激増後は減少傾向にあった。しかし、平成17年を下げ止まりとして反転し、平成21年まで上昇の傾向が見られていたが、平成22年からは減少傾向であった。

このような経過を勘案し、平成22年からの減少傾向を維持させることを目標としている。

なお、定量的目標の設定において、川崎市の人口が増加している中では、自殺死亡者数の実数よりも、自殺死亡率を目標に採用することが望ましく、また、自殺死亡率の単年における変動の大きさを考慮すると、3年平均の自殺死亡率を指標としている。

2 定量的目標の達成状況と評価について

人口動態統計によると、令和2年の自殺者数は228人^{※1}（自殺死亡率14.8^{※1}）となっている。自殺者数は、平成30年214人、令和元年199人、令和2年228人であり、自殺死亡率は、平成30年14.1、令和元年13.0、令和2年14.8となっており、平成30年—令和2年の3年間の平均でみると、自殺死亡率は14.0となる。このことから、定量的目標とした人口動態統計における過去3年間（平成26（2014）年—平成28年（2016）年）の自殺死亡率の平均15.0を基準として、次の3年間の平均を5%以上減少（14.2以下）することについては達成した状況である。

令和2年単年でみると、自殺者数は前年比+29人、自殺死亡率は前年比+1.8となり、自殺者数、自殺死亡率ともに増加している。新型コロナウイルス感染症流行により、市民の生活に様々な問題・課題が生じたことが1つの背景にあると考えられるが、今後、詳細な統計分析等を通して、可能な範囲で増加の要因を把握するとともに、把握した要因に対する取組を検討し、実施充実させてしていく必要がある。

※1 「令和2年人口動態統計（確定値）」による。

3 自殺対策総合推進計画の定性的な目標について

第1次計画では、定性的な目標は定められていないが、「ひとりでも多くのいのちを守る」という考え方に基づき対策を進め、川崎市自殺対策評価委員会における提案を踏まえ、定性的な評価も行ってきた。第2次計画からは定性的な目標として、自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図っている。

4 定性的な目標の達成状況と評価について

自殺対策においては、自殺に関連する要因が複雑であることを踏まえ、人々が抱える困難な状況を解決するために、各分野の相談機関だけでなく地域での支えあい等も含めた総合的な対策の推進が必要である。

要である。この点は、本報告書の第3章及び参考資料に記載のとおり、総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）を中心に、庁内各局そして庁外の関係機関・団体の多岐にわたる取組を実施していることから、第1次計画から引き続き、自殺の実態分析や取組状況のより詳細な分析を踏まえて、地域に応じた総合的な対策の推進が図られている。

5 新型コロナウイルス感染症による影響と対応について

令和2年度は計画の取組項目において、本報告書の第3章に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により取組への影響が生じた件数は取組項目78のうち、61項目（78.2%）であった。そのうち変更及び中止とした件数は58項目（95.1%）であり、多くの取組が影響を受けた。

各所管における取組状況について、自殺予防のサポートにおける3つの介入戦略（全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入）の視点から考察すると、すべての人々を対象とする全体的予防介入に関する取組については、自殺予防に関する普及啓発や、こころの健康についての啓発等について、対面や集合形式で行っていた従来の取組の実施はできなかったが、オンライン等の手法の活用や、広報媒体を工夫するなどし、継続的な取組ができたものも多かった。

選択的予防介入に関する取組については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け取組が中止となったものが多くあり、性質上、臨時的な取組等へ発展することが難しかったものも多かった。自殺の防止に関する人材育成や資質の向上を目的とした研修等に関わる取組については、取組中止となったものが多く今後の課題と言える。その反面、自殺因子が重なった人への相談事業等では、対面から電話での相談へ切り替えを行う等、一部臨時的な取組も行われた。

個別的予防介入に関する取組においては、比較的影響は少なく、継続的な取組を実施した。

感染症対策としてソーシャル・ディスタンスが提言される中で、新型コロナウイルスによる様々な心理・社会的影響や生活様式の変更等から、本来なら保たれるべき人と人との社会的なつながりが弱くなり、社会的孤立が懸念される状況であった。自殺対策においても、上記のとおり影響を受けたものも多かったが、新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時的に取組を実施した件数は、影響が有った61項目のうち、26項目（42.6%）となり、そのうち新規の取組については7項目で上る等、新型コロナウイルス感染症による新たに生じた課題への対応を行いつつ、3つの介入段階に対応した自殺対策を可能な限り実施した。

第5章 第2次川崎市自殺対策総合推進計画の総括

1 第2次川崎市自殺対策総合推進計画の概要

第2次川崎市自殺対策総合推進計画（以下、第2次計画）は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、平成26年4月施行の「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づく計画として策定された。策定に当たっては、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の概念に同調し、「かわさきノーマライゼーションプラン」をはじめ、その他関係する計画と連携を図り、本市の総合計画とも整合性を図っている。

第2次計画の期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間であり、基本理念として、学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を掲げた。計画の目標は、定量的な目標として、人口動態統計における過去3年間（平成26（2014）年 - 平成28年（2016）年）の自殺死亡率の平均15.0を基準として、次の3年間の平均を5%以上減少（14.2以下）することを目指すとした。また、第2次計画では定量的な目標に加え定性的な目標として、自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図るとした。

2 第2次川崎市自殺対策総合推進計画の達成状況と成果

第2次計画の3年間の評価に当たって、定量的評価として第2次計画に掲げられた数値目標の達成状況、定性的な評価として第2次計画策定前との比較、第2次計画の3年間の取組、最後にそこから示された課題をまとめた。

（1）第2次計画に掲げられた定量的な目標の達成状況

人口動態統計における自殺者数、自殺死亡率とも、平成21年以降減少している。平成30年以降の人口動態統計による自殺者数は、平成30年214人、令和元年199人、令和2年228人であり、自殺死亡率は、平成30年14.1、令和元年13.0、令和2年14.8となっている。自殺死亡率の3年間の平均は14.0であり、定量的目標とした人口動態統計における過去3年間（平成26（2014）年 - 平成28年（2016）年）の自殺死亡率の平均15.0を基準として、次の3年間の平均を5%以上減少（14.2以下）することについては達成をした。

自殺者数は、過去10年を振り返っても、平成21年の317人をピークに減少しており、第1次計画に掲げられた、ひとりでも多くのいのちを守るという考え方に基づき、「平成29年の自殺者数を平成25年の人口動態統計における自殺者数である243人より減少させるよう、自殺者の減少傾向を維持することを目指す」という目標についても達成されてきた経過である。

第2次計画期間の3年間のうち、令和元年から令和2年の自殺者数は29人と大きく増加しており、この間から現在に至るまで流行している新型コロナウイルス感染症により、市民の生活に変化や課題が生じたことが影響している可能性がある。

(2) 定性的な評価について

第2章「1 川崎市における自殺対策の経緯」に記載のとおり、平成14年の精神保健福祉センター設置を契機に、自殺対策の本格的な取組を開始した。その内容は、普及啓発を中心に事業を開発するとともに、専門機関への統計分析の委託を通して、川崎市の自殺の実態把握を進めるものであった。これらの取組は、平成26年4月に施行された「川崎市自殺対策の推進に関する条例」によって加速された。

第2次計画によって、自殺総合対策を推進する上での基本的認識及び川崎市の現状を踏まえ、7つの主要な課題を設定することができた。第2次計画においては、定量的な目標の達成だけではなく、「ひとりでも多くのいのちを守る」という考え方に基づき、定性的目標も加え、自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図るとした。加えて、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」第9条第1項に規定された9つの事項をもとに、各所管において行っている取組を分類・整理することができた。

自殺対策においては、自殺に関連する要因が複雑であり、各分野での相談機関だけでなく地域での支えあい等も含めた総合的な対策の推進が必要である。第2次計画期間において、総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）を中心に府内各局及び府外の関係機関・団体による取組を継続的に実施しており、令和2年においては、新型コロナウィルス感染症により各機関の取組が一部または全部実施できない状況となつたが、可能な範囲で取組は継続され、全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入の3つの介入段階に対応した自殺対策の取組を実施し、総合的な自殺対策の推進が図られていると言える。また、「川崎市自殺対策総合推進計画・府内連携会議」（府内体制）に加え、地域における連携促進を目的とした川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議及び、自殺対策（事業、施策）の評価を行う川崎市自殺対策評価委員会の3つの会議体の運営、連携により、総合的な自殺対策を推進した。

(3) 第2次川崎市自殺対策総合推進計画における3年間の取組に対しての成果と課題

第2次川崎市自殺対策総合推進計画に挙げられた7つの主要な課題について成果と課題をまとめた。

主要な課題

1. 自殺の危険度の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実

主要な課題を踏まえた重点的な取組

- ・自殺未遂者実態把握【取組4】
- ・自殺未遂者及びその家族への支援【取組74】
- ・アルコール関連問題への対策【取組29】

成果

【取組4】及び【取組74】については、川崎市中部地区の三次救急医療機関を受診した自殺未遂患者等を救急医療機関退院後から継続的に支援し、地域の支援につなぎ退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行った。及び消防局等と連携し、川崎市自損事故救急搬送事例研究会を組織し、自殺未遂者等に対する地域での支援の必要性について明らかにするための川崎市における自損事故救急搬送事例調査を行い、自損事故患者の救急搬送と支援の実態を明らかにした。

【取組29】については、各区役所地域みまもり支援センターにてアルコール関連問題への相談支援を行うとともに、総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）にて川崎市版SMART Pとして認知行動療法的プログラム「だるま～ぷ」を継続的に実施した。

課題

自殺未遂者支援については【取組4】で得られた調査結果及び、【取組74】で構築された医療機関等との協働体制を生かし、川崎市全域での事業展開に向け、南部及び北部の自殺未遂者の原因・動機等の背景や特徴の把握を継続できるよう医療機関をはじめとする関係機関との関係構築を進め、各相談支援機関等と把握した特徴を共有できる仕組みづくりと、支援に携わる人材育成を進めていく必要がある。自殺未遂者の実態把握においては、消防局との連携も検討していく。

アルコール関連問題への対策については、【取組29】を続けるとともに、アルコール使用障害スクリーニングとその評価結果に基づく減酒支援へのニーズがあることや、ギャンブル等依存症対策基本法による国や県の依存症対策の広がりを踏まえ、取組を充実させていく必要がある。

主要な課題

2. ライフステージ別の対策の必要性

主要な課題を踏まえた重点的な取組

- ・自殺予防に関する普及啓発事業【取組6】
- ・児童支援活動の推進【取組62】
- ・多重債務を含む消費生活相談【取組52】
- ・生活困窮者への支援【取組64】

成果

【取組6】については、市民にメンタルヘルスや自殺についての正しい理解を広め、様々な相談窓口の情報を届けることを目的に、各種広告媒体の活用、街頭キャンペーンや一般イベントにおける普及啓発グッズの配布等を行った。若年層に向けた啓発として、学校からの依頼等を通じて学校出前講座としてこころの健康に関する講座を実施した。また、成人式において、映像をとおして相談窓口の情報提供を行った。

【取組26】として全小学校へ児童支援コーディネーターを配置し、研修及び連絡会を通じ支援の必要な児童の課題改善を図った。

中高年層においては雇用問題や経済・生活問題を抱えていることも多く、市内の企業や労働関係の期間と連携し職場でのメンタルヘルス対策を目的としたセミナーを実施した。【取組52】についても経済・生活問題と密接な関係にあり、多重債務に関する消費生活相談、多重債務者特別相談会の実施等に取り組んだ。

【取組64】は、川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJ O Bセンター）において、失業を中心に、住まい、債務、メンタルヘルス等生活困窮者の複合的な課題に対応できるよう相談及び就労支援を実施した。

課題

普及啓発やゲートキーパー教育の機会は整えられつつある。ライフステージ別の効果的な取組について、引き続き川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議等の場等を通じ検討していく必要がある。普及啓発や各取組の手法については新型コロナウイルス感染症の影響により従来行っていた対面・集合型が難しくなっているため、検討が必要である。

主要な課題

3. 地域ごとの自殺対策の必要性

主要な課題を踏まえた重点的な取組

- ・自殺対策に関する調査研究【取組1】
- ・自殺未遂者支援についての研修【取組26】

成果

【取組1】については、厚生労働省人口動態統計及び「かながわ自殺対策会議」を通して、神奈川県警察本部から自殺統計原票に基づく神奈川県警察本部集計データの提供を受け、自殺統計の基本集計を行った。また自殺統計及び関連情報の分析を行うため、外部専門機関へ統計分析の一部の委託を行った。

【取組26】については、川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会において、自殺関連行動や疾患、自殺未遂に関する事例検討を行った。また保健、医療、福祉等機関従事者を対象とした自殺予防セミナーにおいては事例検討等を通じ、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を行った。

課題

【取組1】については、自殺統計及び関連情報の分析を行うため、引き続き、外部専門機関へ統計分析の一部を委託する。自殺死亡者数や自殺死亡率の変動要因、背景等の分析を行い、各区の自殺の現状把握や原因を究明し、地域特性に合わせた地域での支援を実施するための基礎資料としていく必要がある。

【取組26】地域連携を目的とした研修や会議は、自殺予防のための支援の具体的な方向性を共有し、地域の中で共に支え合える関係性を構築するため、今後も継続して実施する必要がある。特に、平成29年度に作成された自殺予防プロセス図は、地域の中での自殺対策についての基本的認識を浸透させていくのに役立つことから、あらゆる場面で普及を図っていく必要がある。

主要な課題

4. 多様性を尊重し、共に支え合える組織づくり、地域づくり

主要な課題を踏まえた重点的な取組

- ・心のバリアフリーに向けた取組【取組31】

成果

【取組31】については、東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機として、人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、自己実現を目指せる地域づくりのため、かわさきパラムーブメントの取組を推進した。

課題

かわさきパラムーブメントで策定した9つのレガシー形成に向け、市民、事業者、関係団体等の主体的なプロジェクトの取組を拡充し、一方で、府内におけるレガシー形成や理念浸透に向けた取組についても併せて促進していく必要がある。

主要な課題

5. 支援者・組織間の連携強化及びそれを担う人材育成

主要な課題を踏まえた重点的な取組

- ・市職員の人材育成【取組14】
- ・ゲートキーパー講習の実施【取組15】
- ・自殺未遂者支援についての研修【取組26】

成果

【取組14】については、新任課長研修での自殺対策の必要性の講義、地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修等の実施により、自殺予防につながる市職員の人材育成を行った。

【取組15】については、自殺につながる要因に気づき、必要な支援につなぐことができる人を増やすよう、平成30年度から令和2年度の3年間で延べ3,983人のゲートキーパーを養成した。これによって、ゲートキーパーとしての知識を身につけた人を、医療、福祉の専門職だけでなく、一般の市民にも広げることができた。

【取組26】については、川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会において、自殺関連行動や疾患、自殺未遂に関する事例検討を行った。また保健、医療、福祉等機関従事者を対象とした自殺予防セミナーにおいては事例検討等を通じ、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を行った。

課題

市民の方と接する機会が多い、区役所職員をはじめとした市職員に対してのゲートキーパー講習は必要性が高いと考えられる。一般市民を対象にしたゲートキーパー講習は、市民の関心の高い睡眠などをテーマにしたこころの健康づくりの普及啓発と連動して進めることができると考えられる。これらの対象を含めて、それぞれの対象に応じたゲートキーパー研修を企画し、計画的に実施していく必要がある。

自殺未遂者支援についての研修は、自殺未遂者実態把握（【取組4】）や自殺未遂者及びその家族への支援（【取組74】）と連携させ、地域における連携支援が具体化するよう、医療機関等の地域の関係機関と共に進めていく必要がある。主要な課題「自殺の危険度の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実」同様、川崎市内の自殺の状況について分析を進め、それぞれの地域の特徴を把握し、その特徴に応じた具体的な取組を進めていく必要がある。

主要な課題

6. 自殺と精神保健の問題へのスティグマの減少

主要な課題を踏まえた重点的な取組

- ・自殺対策に関する普及啓発事業【取組6】

成果

【取組6】については、市民にメンタルヘルスや自殺についての正しい理解を広め、様々な相談窓口の情報を届けることを目的に、各種広告媒体の活用、街頭キャンペーンや一般イベントにおける普及啓発グッズの配布等を行った。職域、学校、地域等におけるこころの健康の啓発の推進のため、学校出前講座としてこころの健康に関する講座を実施した。中高年層においては雇用問題や経済・生活問題を抱えていることも多く、市内の企業や労働関係の機関と連携し職場でのメンタルヘルス対策を目的としたセミナーを実施した。

課題

新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら、これまで実施してきた普及啓発の手法にとらわれず、市民の生活様式や新たな広報媒体等を広く把握し、効果的な普及啓発を実施していく必要がある。

主要な課題
7. 地域精神医療体制の確保
主要な課題を踏まえた重点的な取組
・精神科医療体制の整備【取組70】
成果
【取組70】精神科医療体制の整備においては、地域での相談体制の充実や、かかりつけ医によるうつ病対応力向上のための研修等を実施し、また精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化に伴う対応として、外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害の恐れのある場合の警察官通報を神奈川県及び横浜市、相模原市と協調し24時間体制で精神科救急体制を実施した。また令和元年度より措置入院者の退院後支援の取組を開始し実施した。
課題
主要な課題「精神科医療体制の整備」として、身近な地域で適切な相談支援や精神科医療が受けられるよう取り組んでいく必要がある。【取組70】では、一層安定的な精神科救急体制の確立のため4県市協調で、後方移送受入病院に対し丁寧な連絡調整を行うほか、多様な精神疾患に対し専門治療が可能な病院へ後方移送を行う仕組みづくりを検討していく。退院後支援については、実効性のある退院後支援が提供できるように支援の検証を行っていく。

(4) 第2次川崎市自殺対策総合推進計画における成果のまとめ

第2次計画において、第2次計画期間中における自殺者数については、平成30年、令和元年においては減少傾向を維持したものの、令和2年においては前年比+29人となり増加に転じた。しかし、自殺死亡率は、平成30年14.1、令和元年13.0、令和2年14.8となっており、自殺死亡率の3年間の平均は13.9となっている。人口動態統計における過去3年間（平成26（2014）年 - 平成28年（2016）年）の自殺死亡率の平均15.0を基準として、次の3年間の平均を5%以上減少（14.2以下）するという定量的目標については達成をした状況である。

また、定量的な目標の達成以外に、大きく3つの成果を得ることができた。

1つ目は、本市の自殺対策を総合的に推進する体制の整備ができたことである。川崎市自殺対策総合推進計画・府内連携会議（府内体制）は第2次計画から全府体制に移行した。地域における連携促進を目的として川崎市地域自殺対策総合推進計画・地域連携会議及び、自殺対策（事業、施策）の評価を行う川崎市自殺対策評価委員会がそれぞれ設置され、自殺対策を総合的に推進する体制の整備が整備された。

2つ目は、自殺の実態分析の強化や人材育成等における効果検証、ゲートキーパーリーフレットの作成及びゲートキーパー養成研修への使用といった資材開発を開始したことである。研究機関等と連携し、行政区別などのより詳細な自殺の実態分析に取り組み始めた。また、人材育成における研修の効果測定をもとに、研修内容や教材、広報物等の見直しに取り組んだ。

3つ目は、自殺未遂者支援における医療機関等との連携体制を構築したことである。川崎市自損事故による救急搬送事例調査をもとに、川崎市中部地区（中原区・高津区・宮前区）において、具体的な自殺未遂者支援の形を構築するための事業を実施し、地域の医療機関等との連携体制を構築した。

3 第3次川崎市自殺対策総合推進計画の策定及び推進に向けた課題

第2次計画の計画期間最終年度であった令和2年度に、第3次計画の骨子から計画内容の詳細まで、更なる自殺対策の充実のため、3つの会議体において検討し、第2次計画期間中の課題を整理した。これよって、自殺の実態分析のさらなる強化、自殺未遂者及び自死遺族支援の強化、PDC-Aサイクルの一層の推進、について課題となることが整理された。

以上の経過や第2次計画で課題となった点を踏まえ、第2次計画における主要な課題と、その課題を踏まえて行う取組を以下のとおり整理した。

※第3次計画における主要な課題

- ① 自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実
- ② ライフステージ別の対策の必要性
- ③ 地域の実態に応じた自殺対策の推進
- ④ 多様性を尊重し、共に支え合える組織づくり、地域づくり
- ⑤ 支援者・組織間の連携強化及びそれを担う人材育成
- ⑥ 自殺と精神保健の問題へのスティグマの減少
- ⑦ 地域精神医療体制の確保

以下、主要な課題ごとに設定した理由を記載する。

① 自殺の危険の高い人々、自殺未遂者、遺族等への対策の充実

これらの対象の自殺のリスクは高く、また総合的な支援を必要としている可能性が高いことから、総合的な支援体制の構築を進める必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響により生じる個々の課題に応じた柔軟な対応ができるよう、取組を進める必要がある。

② ライフステージ別の対策の必要性

自殺予防プロセス図を参考に、若年層、中高年層、高齢層というライフステージ別に抱える課題に応じ、直接対象者に行うもの、支援者等に対して行うものなど、効果的な取組を進める必要がある。

③ 地域の実態に応じた自殺対策の必要性

引き続き、自殺の実態分析を充実させ、地域ごとの特徴を把握し、その地域の特徴に応じた取組を進める必要がある。

④ 多様性を尊重し、共に支え合える組織づくり、地域づくり

かわさきパラムーブメントの理念に協調し、個々人が社会の中で居場所がある感覚を持てるよう、自殺予防の支援の方向性を各会議や研修等で共有し、地域の中で共に支え合える組織、地域づくりを進める必要がある。

⑤ 支援者・組織間の連携強化及びそれを担う人材育成

自殺予防においてゲートキーパーの役割は重要であることから、市職員はもちろん、相談機関の職員や市民にもその役割を理解し、担ってもらうことが必要である。そのため、対象に応じたゲートキーパー研修を実施するとともに、支援者・組織間の連携支援を具現化していく必要がある。

⑥ 自殺と精神保健の問題へのスティグマの減少

第2次計画から新たに加わった主要な課題である。支援を求めることへのスティグマ、自殺情報への曝露などは、支援へのアクセスを妨げる要因となるため、正しい知識の普及啓発等の取組を進める必要がある。

⑦ 地域精神医療体制の確保

第2次計画から新たに加わった主要な課題である。自殺に至る直前には何らかの精神疾患を抱えていることが多く、身近な地域で適切な相談支援を受けられることや精神症状の状況に応じた受診ができるように、関係機関等との連携支援のネットワーク構築をはじめとした体制の確保が必要である。

以上の主要な課題を踏まえ、以下の第3次計画における主要な課題を踏まえて行う重点施策における取組を設定した。これらの取組も含め、第3次計画において推進する各取組について、今後、成果と課題を含め、的確に把握していく必要がある。

※第3次計画における主要な課題を踏まえて行う重点施策における取組

- ① 自殺対策に関する調査研究【取組1】
- ② 自殺予防に関する普及啓発事業【取組3】
- ③ ゲートキーパーの養成【取組7】
- ④ 保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修【取組8】
- ⑤ 自殺対策に関連する市職員の人材育成【取組9】
- ⑥ 学校出前講座の実施【取組10、18】
- ⑦ こころの電話相談【取組19】
- ⑧ 自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進【取組30】
- ⑨ 自殺未遂者及びその家族への支援【取組66】
- ⑩ 自死遺族へのケアと情報提供【取組67】

なお、第3次計画においては、全ての取組項目において主要指標を設定している。各取組項目を構成する事業において事業の経過や効果を把握するうえで、重要と考えられるものを主要指標としている。主要指標について、一部活動を指標とするものとなっており成果が見えにくい部分がある、との評価委員会からの意見を受け、今後、成果を指標とするものについて各取組主管課とも情報の共有及び検討を行い、計画の推進及び今後の計画策定に反映させていく。

参 考

計画の取組項目の令和2年度における実施状況について

取組番号	名称	所管課	ページ
1	自殺対策に関する調査研究	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）	58
2	自殺関連情報の提供		58
3	かわさき市民アンケートの定期的な実施		59
4	自殺未遂者実態把握		59
5	「いのち、こころの教育」の推進	教育委員会事務局教育政策室 教育委員会事務局総合教育センター	60
6	自殺予防に関する普及啓発事業	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）	60
7	かわさき健康づくり21関連事業	健康福祉局健康増進課	61
8	産業保健分野への普及啓発	経済労働局労働雇用部	61
9	モデル地区における普及啓発	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）	62
10	教職員の資質向上	教育委員会教育政策室 教育委員会事務局総合教育センター	62
11	教職員向け心の健康相談支援事業	教育委員会事務局健康教育課	63
12	児童・思春期事例検討会の開催	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）	63
13	学校出前講座（教職員対象）の実施		64
14	市職員の人材育成		64
15	ゲートキーパー講習の実施		65
16	かかりつけ医うつ病対応力向上研修		65
17	母子保健事業における人材育成研修	こども未来局こども保健福祉課	66
18	自殺対策相談支援研修	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）	66
19	関係機関との連携のための事例検討会の実施		67
20	働く人のメンタルヘルス対策		67
21	地域における自殺対策の連携に向けた人材育成		68
22	緩和ケア研修会の開催	病院局経営企画室	68
23	モデル地区における支援者の育成	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）	69
24	精神保健等に関する包括的研修	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	69
25	事後対応に係る支援者向け手引きの作成	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）	70
26	自殺未遂者支援についての研修		70
27	学校出前講座の実施（児童・生徒対象）		71

取組番号	名称	所管課	ページ
28	川崎市職員メンタルヘルス対策	総務企画局職員厚生課	7 1
29	アルコール関連問題への対策	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）	7 2
30	一般介護予防事業	健康福祉局健康増進課 健康福祉局地域包括ケア推進室	7 2
31	心のバリアフリーに向けた取組	市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室	7 3
32	地域・職域連携推進事業	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）	7 3
33	がん患者やその家族への支援の取組	病院局経営企画室	7 4
34	うつ病家族セミナー	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）	7 4
35	スクールソーシャルワーカーの配置	教育委員会事務局教育政策室 教育委員会事務局指導課	7 5
36	スクールカウンセラーの配置	教育委員会事務局総合教育センター	7 5
37	各区精神保健相談	健康福祉局精神保健課	7 6
38	こころの電話相談	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）	7 6
39	社会的ひきこもり相談		7 7
40	心神喪失者等医療観察法への対策	健康福祉局精神保健課	7 7
41	ホームドア等の設置支援	まちづくり局交通政策室	7 8
42	障害を理由とする差別解消の推進	健康福祉局障害計画課	7 8
43	川崎市妊娠・出産包括支援事業	こども未来局こども保健福祉課	7 9
44	子ども・子育て支援	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	7 9
45	子ども専用・24時間子供SOS電話相談	教育委員会事務局総合教育センター	8 0
46	川崎市立学校インターネット問題相談		8 0
47	児童・青少年電話相談	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	8 1
48	コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)	経済労働局労働雇用部	8 1
49	市民相談の実施	市民文化局市民活動推進課	8 2
50	子どもの権利侵害・男女平等に関わる人権に関する人権オンブズパーソンによる相談等の実施	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当	8 2
51	男女共同参画センターにおける総合相談	市民文化局人権・男女共同参画室	8 3
52	多重債務を含む消費生活相談	経済労働局消費者行政センター	8 3
53	労働相談の実施	経済労働局労働雇用部	8 4
54	キャリアサポートかわさき		8 4
55	中小企業の融資相談	経済労働局金融課	8 5

取組番号	名称	所管課	ページ
56	介護者への支援	健康福祉局地域包括ケア推進室	85
57	介護予防・生活支援サービス事業	健康福祉局健康増進課	86
58	地域生活支援の充実	健康福祉局障害計画課	86
59	地域移行・地域定着支援事業	健康福祉局精神保健課	87
60	障害者に対する相談支援事業	健康福祉局地域包括ケア推進室	87
61	障害特性を踏まえた就労マッチング事業	健康福祉局障害者社会参加・就労支援課	88
62	児童支援活動の推進	教育委員会事務局指導課	88
63	自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携の場の設置	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）	89
64	生活困窮者への支援	健康福祉局生活保護・自立支援室	89
65	生活保護制度による支援		90
66	地域見守りネットワーク事業	健康福祉局高齢者在宅サービス課 健康福祉局地域包括ケア推進室	90
67	川崎いのちの電話への支援	健康福祉局精神保健課	91
68	市民向け講演会の共催	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）	91
69	かながわ自殺対策会議の設置		92
70	精神科医療体制の整備	健康福祉局精神保健課	92
71	D P A T 体制整備事業		93
72	自殺未遂者の救急搬送	消防局救急課	93
73	自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）	94
74	自殺未遂者及びその家族への支援		94
75	遺児支援における連携	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室	95
75	遺児支援における連携	教育委員会事務局教育政策室	95
76	自死遺族支援リーフレット等の配布	総務企画局職員厚生課	96
77	自死遺族の集いの開催	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター（精神保健福祉センター）	96
78	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施		97

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書への記載内容について

報告書様式の各項目の記載内容については、下記のとおり、各取組所管課より記載を受けた。

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
①		項目	②		
取組番号	③	取組名称	④		
取組目的 ⑤					
構成事務事業		予算額 うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2					
3					
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要な実績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
⑪					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 影響の有無(ありの場合右欄に記載) □あり □なし					
新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 ⑫					
新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 ⑬					
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績	
1	⑭	⑮	⑯	⑰	
2					
目的・目標の達成に向けた課題 ⑯					
今後の取組の改善の方向性 ⑰					
所管課 ⑱					

- ① 該当する基本方針
- ② 川崎市自殺対策の推進の推進に関する条例第9条第1項に規定された該当する事項（項目）
- ③ 取組番号
- ④ 取組項目の名称
- ⑤ 取組項目の目的
- ⑥ 川崎市総合計画第2期実施計画における構成事務事業名称
- ⑦ 川崎市総合計画第2期実施計画・令和2年度事務事業評価結果より抜粋した予算額及び決算額

※ 予算額におけるうち補助金等については、一般財源以外（国庫支出金や事業収入等）の金額の合計
- ⑧ 取組実績に記載の事業の外部委託の有無
- ⑨ 取組実績に記載の事業の次年度以降の事業変更の可能性の有無
- ⑩ 取組における実績等
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容
- ⑫ 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容
- ⑬ 取組の中で重視している主要な評価指標
- ⑭ ⑬の説明
- ⑮ ⑬における目標と実績
- ⑯ ⑬に掲げた目標に対する実績から見た課題等
- ⑰ 今後の取組項目の内容の方向性
- ⑱ 取組項目所管課

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供			
取組番号	1	取組名称	自殺対策に関する調査研究			
取組目的	川崎市における自殺の現状を把握するため、人口動態統計や警察庁の自殺統計等を用いた分析を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	あり	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
<p>根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自殺統計の分析 厚生労働省人口動態統計及び、「かながわ自殺対策会議」を通して、神奈川県警本部から自殺統計原票に基づく神奈川県警察本部集計データの提供を受け、令和2年の自殺統計の基本集計を行った。 ●分析結果の公表 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書(令和2年度版)」の中で、「川崎市における自殺の概要」として掲載し、公表した。 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容					
<input type="checkbox"/> あり						
<input checked="" type="checkbox"/> なし						
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	警察庁自殺統計を用いた分析の実施	警察庁自殺統計を用いて、本市の自殺の実態分析を行う。		実施する	実施した	
2	人口動態統計を用いた分析の実施	人口動態統計を用いて、本市の自殺の実態分析を行う。		実施する	実施した	
目的・目標の達成に向けた課題						
川崎市の自殺統計および関連情報の分析を行うことで、各区の自殺の現状の把握や原因を究明し、その特性に合わせた支援を検討する必要がある。また、人口動態統計及び警察統計ともに、自殺死亡者数及び自殺死亡率が前年と比べ増加しており、その要因について可能な範囲で分析を行う必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
自殺統計及び関連情報のより詳細な分析を行うため、引き続き、外部専門機関へ統計分析の一部を委託する。その上で、川崎市における人口動態統計及び警察庁自殺統計等の分析、川崎市が保有する統計や情報を活用した自殺の実態分析とハイリスク者の同定方法の検討、自殺死亡数や自殺死亡率の変動要因、背景等の分析を行い、地域特性に合わせた支援を実施するための基礎資料とする。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課（精神保健福祉センター）						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供			
取組番号	2	取組名称	自殺関連情報の提供			
取組目的	川崎市における自殺の現状や自殺対策の取組について、自殺関連情報を専用ホームページに掲載する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	あり	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
<p>根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ●報道資料提供及び公表 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書(平成31年度／令和元年度版)」について作成し、川崎市における自殺の概要や各取組項目について各所管課からの報告を整理し、掲載した。また、同報告書を報道資料提供とともに、ホームページ等で公開した。 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容					
<input type="checkbox"/> あり						
<input checked="" type="checkbox"/> なし						
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	川崎市自殺対策の推進に関する報告書の発行	川崎市自殺対策の推進に関する条例に定められた報告書の発行を行う。		実施する	実施した	
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
自殺の現状や自殺対策の取組について、市民等がアクセスしやすいようにホームページの内容や構成について随時見直す必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
市民等が自殺の現状や自殺対策の取組について、関連情報へアクセスしやすいようにホームページの内容を随時見直しながら、必要な情報が得られるように体系的に整理を行うことで、川崎市の自殺対策について広く市民に対して周知できる環境を整えていく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課（精神保健福祉センター）						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供				
取組番号	3	取組名称	かわさき市民アンケートの定期的な実施				
取組目的	市民の自殺に対する意識調査を定期的に行い、分析を行う。						
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	あり	あり	
2							
3							
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の中で、以下の取り組みを行っている。							
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例							
●かわさき市民アンケートの設問内容の検討 かわさき市民アンケートは、市政に対する市民の意識を多面的に調査することにより、市民の生活意識や行政に対する意識を明らかにし、市政運営や政策立案の参考とするこことを目的として、20歳以上の住民のうち、性別、年齢構成を考慮し、無作為抽出した3,500名を対象とした調査である。かわさき市民アンケートに、こころの健康や、自殺についての調査項目を組み込むべく検討を行った。							
●川崎市こころの健康に関する意識調査の実施 川崎市自殺対策の推進に関する条例第9条第1項第2号に掲げる自殺の防止等に関する市民の理解の増進を図るために、自殺予防を含む総合的なこころの健康づくりを進める基礎資料を得ることを目的として実施した。また、その結果を取りまとめ、公表するとともに、第3次川崎市自殺対策総合推進計画に反映を行った。							
調査対象：川崎市内に住民登録を有する20歳代から70歳代までの男女3,360人（無作為抽出）							
調査期間：2020（令和2）年4月17日に発送し、同年5月7日までに返送された分について、集計及び分析							
調査方法：郵送法による調査							
調査内容：こころの健康及び自殺対策への意識や理解に関する項目から構成し、全10項目・全28問							
有効回答数：1,695人（回答率50.4%）							
新型コロナウイルス感染症による取組への影響							
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容						
<input type="checkbox"/> あり							
<input checked="" type="checkbox"/> なし							
新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容							
取組の中で重視している主要指標							
指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績				
1	かわさき市民アンケートによる市民のこころの健康に関する調査	かわさき市民アンケートへこころの健康や自殺に関する設問を設ける。	実施する	実施できず			
2							
目的・目標の達成に向けた課題							
かわさき市民アンケートは、川崎市全体への市民意識調査であり、本取組項目のみのために実施していないため、設問を設けることができない状況が続いている。							
今後の取組の改善の方向性							
令和2年度は、第3次川崎市自殺対策総合推進計画策定のため、所管課にて「川崎市こころの健康に関する意識調査」を実施した。今後は、計画策定年度に合わせ、定期的に「川崎市こころの健康に関する意識調査」を実施し、市民のこころの健康状態や自殺対策における基礎情報の把握を行い、計画策定及び取組への反映を行う。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課（精神保健福祉センター）							

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供		
取組番号	4	取組名称	自殺未遂者実態把握		
取組目的	自殺に至るリスクが最も高い状況にあるとされている自殺未遂者について、自殺企図に至る状況や自殺未遂者への対応状況を把握することにより、再度の自殺企図を防ぐための支援策をはかることを目的とする。				
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	
2					
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。					
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例					
●川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業の実施 <目的> 川崎市中部地区の三次救急医療機関を受診した自殺未遂患者等を救急医療機関退院後から継続的に支援し、地域の支援につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行った。 <背景> 川崎市における自殺未遂者の実態ならびに支援の現状を把握することで、自殺未遂者ならびにその家族をより効果的に支援するための基礎資料とすることを目的として、平成29年に川崎市自損事故救急事例研究会が行った「川崎市における自損事故による救急搬送事例調査」において、自損の原因・動機には、「家庭問題」、「経済・生活問題」、「健康問題」、「勤務問題」などがあり、自損行為後もつらい気持ちは生きづらい状況が続いているもの少なくないことが明らかになった。その一方、自損行為をした多くの人々にとって、主要な相談相手・支援者は医療者（精神科／心療内科）と家族であり、相談機関の利用も少なかった。この調査の結果を踏まえ、自殺未遂患者等について、地域におけるフォローアップを行いつつ、必要な支援につなぎ、退院後のQOLの向上と再企団の防止を図る地域の支援体制の構築が必要と考えられた。 <事業概要> 川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業・連携会議及び川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業・運営会議を合計7回開催し、自殺未遂者等への支援状況を共有しながら、自殺未遂者が抱える困難や課題等について把握し、連携支援のための情報共有及び検討を行った。					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容				
<input type="checkbox"/> あり	毎月いずれかの会議を開催する予定であったが、緊急事態宣言及びBCP（業務継続計画）発動により、一部中止とした。				
<input checked="" type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容				
	会議については、一部中止したが、事業進捗の共有のため、オンライン会議にて実施した。				
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績
1	川崎市中部地区の三次救急医療機関における自殺未遂者への支援	川崎市中部地区の三次救急医療機関における自殺未遂者への支援		実施する	実施した
2					
目的・目標の達成に向けた課題					
自殺企図に至る背景は、複雑・困難であり、再企図を防ぐために継続的に自殺未遂者の特徴の把握をする必要がある。					
今後の取組の改善の方向性					
川崎市中部地区での実践を1つの形とし、川崎市全域での事業展開に向け、南部及び北部の自殺未遂者の原因・動機等の背景や、特徴等の把握を継続できるよう医療機関をはじめとする関係機関との関係構築を進めるとともに、各相談支援機関等と把握した特徴を共有できる仕組みづくりと支援に携わる人材育成を進めていく。また、自殺未遂者の実態把握においては、消防局との連携も検討をしていく。					
所管課					
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課（精神保健福祉センター）					

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する市民の理解の増進		
取組番号	5	取組名称	「いのち、こころの教育」の推進		
取組目的	相互の助け合いや自己肯定感の醸成が自殺予防につながることから、子どもに自分の存在を肯定し、他者を尊重することの重要性を活動を通じて伝える。				
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	人権尊重教育推進事業	6,867千円	720千円	5,219千円	なし
2	キャリア在り方生き方教育推進事業	15,255千円	300千円	15,378千円	なし
3	共生・共育推進事業	4,700千円	0千円	4,271千円	あり
4	道徳教育推進事業	495千円	495千円	201千円	なし
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
○子どもの権利学習派遣事業の実施 小学校16校、中学校2校で実施。					
○豊かな人間関係を育むための「かわさき共生・共育プログラム」 全ての市立小・中学校で実施、高等学校及び特別支援学校においては児童生徒の実態に応じて実施。					
○「かわさき共生・共育プログラム」の効果測定を児童生徒理解に活用するための研修 担当者研修会2回、採用前研修会1回、訪問研修を17回実施。					
○「キャリア在り方生き方教育」において「みんなと一緒に生きている」の視点で教育活動を見直すことを含んだ研修 担当者研修会3回、採用前研修会1回、訪問研修を76回実施。					
○道徳教育推進教師研修や小中学校合同道徳教育研修等において、思いやり、公徳心、生命尊重等の学校教育全体を通じて行う道徳教育についての研修の実施 △多様な考え方や感じ方を重視する道徳科・道徳教育の実施 △日常生活や学習活動の中での道徳教育の充実 △学校や学級が思いやり、公徳心、生命尊重等が感じられるような教育環境づくりの推奨					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 ・子どもの権利学習派遣事業については、学校の一齊休校等の影響により、日程の調整がつかず実施できなかった学校があつた。 ・かわさき共生・共育プログラムの効果測定を児童生徒の理解に活用するための研修については、校内研修会が複数校において中止されたほか、担当者研修会の第一回は書面にて開催した。 ・道徳教育推進事業については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から研修内容を書面や動画での実施に変更した。				
□なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 ・かわさき共生・共育プログラムについて、新型コロナウイルス感染症に対応し、ICTを活用した新エクササイズを開発した。				
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績	
1	自己肯定感	「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒の割合【出典: 全国学力・学習状況調査】 ※目標値は、令和3年時点	小学校6年 82.0%以上 中学校3年 74.0%以上 小学校6年 94.0%以上 中学校3年 92.0%以上	※令和2年度に については、全国学力・学習状況調査が新型コロナウイルス感染拡大の影響により 中止となつたため、実績値として 算出されていません。	
2	自己有用感	「人の役に立つ人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合【出典: 全国学力・学習状況調査】 ※目標値は、令和3年時点			
目的・目標の達成に向けた課題					
豊かな心を育成するために、他人を思いやる心や感動する心、社会性、公共の精神などを育む必要がある。また、子どもたちの健やかな成長のため、キャリア在り方生き方教育や人権尊重教育、道徳教育等の充実を図り、命の大切さを実感させる「いのち・こころの教育」を推進していく必要がある。					
今後の取組の改善の方向性					
「かわさき共生・共育プログラム」については、各学校における実践の支援のため、担当者研修とともに、当該プログラムをより効果的なものにするため、人権尊重教育の視点も含め、訪問研修の内容を工夫していく。また、道徳教育については、道徳教育推進教師の研修の他に、学校的な教育活動全体を通じて行う道徳教育を推進するための具体的な方法や実践事例を各学校に発信する等工夫をしていく。					
所管課					
教育委員会事務局 教育政策室・総合教育センター					

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する市民の理解の増進					
取組番号	6	取組名称	自殺予防に関する普及啓発事業					
取組目的	自殺予防やこころの健康保持についての正しい認識と、相談窓口等支援情報への関心を高め、自殺につながるリスクを抱えた人への気づき、相談へのつなぎなど自殺予防活動への基盤とすることを目的とする。							
構成事務事業								
取組番号	1	取組名称	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	予算額	うち補助金等			
1			19,384千円	13,254千円	あり			
決算額			13,186千円		なし			
外部委託の有無								
事業変更の可能性								
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)								
上記構成事務事業の中で、以下の取り組みを行っている。								
根拠法令: 自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例								
<概要> 市民にメンタルヘルスや自殺についての正しい理解を広め、様々な相談窓口の情報を届けることを目的に、各種広告媒体の活用、街頭キャンペーンや一般イベントにおける普及啓発グッズの配布等を行った。								
<実施状況>								
●鉄道車内広告(JR東日本南武線・鶴見線車両) 年間2回実施(令和2年9月及び令和3年3月、各1か月間)								
●アゼリア街頭モニター(アゼリアビジョン)での相談案内CMの放映 年間2回実施(令和2年9月11日～9月17日及び令和3年3月5日～3月11日)								
●アゼリア(川崎地下街)展示コーナー(自由通路)での普及啓発展示 年間2回実施(令和2年9月4日～9月18日、令和3年3月5日～3月19日)								
●ライトアッププロジェクト(川崎マリエン) 自殺予防週間(令和2年9月10日～9月16日)において、川崎マリエンをグリーン(神奈川県のゲートキーパー研修修了者に配布されるバッチの色)にライトアップ								
●普及啓発物の配布 普及啓発グッズ及び相談先リーフレット等を令和2年9月には、区役所及び図書館を通じて、2,070個配布。令和3年3月には、市内金融機関を通じて、1,350個配布。								
●ラジオ放送 令和3年3月17日、FMかわさきの番組「かわさきホット☆スタジオ」(行政提供番組)にて、自殺予防やメンタルヘルス、休養・こころの健康に関する啓発、相談先の周知を行った。								
●「かわさき労働情報」への記事掲載 市内中小企業3,000ヶ所へ発送の労働関係情報誌(令和2年5、9、11月号)に、啓発記事を掲載した。								
●他機関での普及啓発グッズの配布 区役所や関係機関からの要請に応じ普及啓発グッズを提供し、各種イベントや研修で配布。								
新型コロナウイルス感染症による取組への影響								
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 重点事業としている街頭キャンペーンを中止とした。また、映画上映前広告を中止した。							
□なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 上記記載のとおり、街頭キャンペーンを中止したため、ライトアッププロジェクト及び区役所や図書館、市内金融機関等での普及啓発物の配布を実施した。また、配布物について、精神保健福祉センターで作成した新型コロナウイルス感染症に起因したストレス対処のチラシも併せて配布した。							
取組の中で重視している 主要指標								
取組番号	1	取組名称	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	目標	実績			
1			世界自杀预防デーに合わせ、神奈川県及び横浜市、相模原市とともに普及啓発を行う。	3,000個	0個			
2			本市の自殺の実態や相談先についての広報活動を行う。	5回	7回			
目的・目標の達成に向けた課題								
新型コロナウイルス感染症により、これまで実施してきた街頭での呼びかけや普及啓発物の配布が中止となり、感染予防対策や外出機会の縮小も念頭に置き、普及啓発における機会の確保や手法の検討を進めていく必要がある。								
今後の取組の改善の方向性								
新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら、これまで実施してきた普及啓発の手法にとらわれず、市民の生活様式や新たな広報媒体等を広く把握し、効果的な普及啓発を実施していく。								
所管課								
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課（精神保健福祉センター）								

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する市民の理解の増進			
取組番号	7	取組名称	かわさき健康づくり21関連事業			
取組目的	積極的に休養し、ストレスを上手に解消することを目標に掲げ、十分な睡眠の確保やストレスの解消、適量飲酒等について推進し、休養・こころの健康について普及啓発する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	健康づくり事業	126,715千円	26,918千円	113,859千円	なし	なし
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中の一部で、健康づくり普及啓発事業として以下の内容に取り組んでいる。						
<p>●事業概要 「第2期かわさき健康づくり21」に基づき、心身の健康に関する講話等を各区役所地域みまもり支援センターが実施した。こころの健康づくりとともに、こころの健康に影響する身体の健康保持について、主に市民を対象として行っている。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係る生活様式の変化によるメンタルヘルスの不調・不眠に対し、HPやチラシなどを用いて啓発を実施した。</p> <p>●実績 年代を特定しない集団に対する健康教育(テーマ:身体活動・運動、健康増進、栄養、歯科、感染予防に係る教育等)を354回、6,046名に実施した。 また、集団に対する教育以外の取組(啓発物やHPやデジタルサイネージ等による広報、イベント、会議等)を167回、延べ338,347人に対して実施した。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 イベント・講座・講演会等の中止、集団教育の機会の減少					
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 広報媒体の工夫(HP、デジタルサイネージの活用や体操動画作成など)					
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	よく眠れない人の減少	川崎市健康意識実態調査による評価(成人)		減少 17.5% (平成28年度)		
2	ストレス対処方法がある人の増加	川崎市健康意識実態調査による評価(成人)		増加 87.4% (平成28年度)		
目的・目標の達成に向けた課題						
平成29年度に行った第2期かわさき健康づくり21の中間評価では、目標に達していないため取組を継続する。休養やこころの健康は心身の健康と関連があるため、様々な取組と連携をしながら取組を進める必要がある。 飲酒が過剰である場合、健康に影響を及ぼすこともあるから、適度な飲酒量や他の方法でのストレス対処法についても啓発する必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルや年代に対応したストレス対処への支援 ・適正飲酒量、ストレス対処法についての普及啓発 ・こころの健康に影響する「身体活動・運動」をはじめとした健康増進に係る普及啓発 ・いずれも新型コロナウイルス感染症における、今後顕在化しうる健康課題を踏まえた取組推進を行う。 						
更新日						
健康福祉局 健康増進課						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する市民の理解の増進			
取組番号	8	取組名称	産業保健分野への普及啓発			
取組目的	各個人が抱えるこころの悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、市内企業の労働者にこころの健康に関する正しい知識を伝える。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	労働資料の調査及び刊行業務		14,234千円	1,223千円	14,027千円	あり
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事業の一部として、下記の取組を行っている。						
<p>毎月1回、3,600部発行の冊子「かわさき労働情報」(市内5人以上の事業所、労働組合及び関係機関等に送付)に、こころの健康に関する不調のサインの発見やその回復方法等についての記事、及び相談窓口の案内等を掲載した。 【記事のタイトルと主要内容】 ・令和2年度労働相談のご案内(働く人のメンタルヘルス相談の窓口を紹介) ・こころの健康について(休息やリフレッシュの大切さについて伝えるとともに、「こころの電話相談」窓口を紹介) ・9月10日は世界自殺予防デー(ゲートキーパーの役割の説明、相談窓口の紹介) ・令和2年度「全国労働衛生週間」が実施されます(メンタルヘルス対策など支援体制を紹介) ・毎年11月は「過労死等防止啓発月間です」(過重労働と健康障害の関連性など紹介) ・第56回川崎市労働災害防止研究集会開催(講演会)新型コロナウイルス流行下における働く人のこころの健康対策など紹介) ・楽しく働き続けるための「ストレスマネジメント講座」の案内 ・労働相談Q & A(労働に関する各種相談とその回答を掲載) ・労働相談会の案内(市内各地で開催される労働相談会等の案内) </p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 かわさき労働情報について、5月号と6月号を合併号として発行					
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容					
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	「かわさき労働情報」へのこころの健康に関する記事の掲載	月1回発行の「かわさき労働情報」へ年2回以上、こころの健康に関する記事を掲載する。		2回	7回	
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
専門家意見等を聴取し、新しい情報を取り入れていく必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
<p>引き続き「かわさき労働情報」の紙面にメンタルヘルス対策関連の記事を積極的に掲載し、自殺防止対策について啓発を行う。</p>						
所管課						
経済労働局 労働雇用部						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針1 自殺の実情を知る		項目	自殺の防止等に関する市民の理解の増進			
取組番号	9	取組名称	モデル地区における普及啓発			
取組目的	モデル地区において自殺対策講座や地域課題に応じた自殺対策事業を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	あり	なし
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
<ul style="list-style-type: none"> ●川崎市川崎区における普及啓発 ○アゼリア(川崎地下街)展示コーナー(自由通路)での普及啓発展示 年間2回実施(令和2年9月4日～9月18日、令和2年3月5日～3月19日) ○世界自殺予防デー・自殺予防週間街頭キャンペーン 新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、中止 ○ライトアッププロジェクト(川崎マリエン) 自殺予防週間(令和2年9月10日～9月16日)において、川崎マリエンをグリーン(神奈川県のゲートキーパー研修修了者に配布されるバッヂの色)にライトアップ ●川崎市中部地区(中原区・高津区・宮前区)における自殺未遂者支援 川崎市中部地区の三次救急医療機関を受診した自殺未遂患者等を救急医療機関退院後から継続的に支援し、地域の支援につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行った。 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 街頭キャンペーンを中止とした。また、自殺未遂者支援における関係会議を一部中止とした。					
<input checked="" type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 上記記載のとおり、街頭キャンペーンを中止したため、ライトアッププロジェクトを実施した。また、自殺未遂者支援における関係会議については、一部中止したが、事業進捗の共有のため、オンライン会議にて実施した。					
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績		
1	自殺予防街頭キャンペーンでの普及啓発物の配布	世界自殺予防デーに合わせ、神奈川県及び横浜市、相模原市とともに普及啓発を行う。	3,000個	0個		
2	広報コーナーや市庁舎内等における広報活動機会の確保	本市の自殺の実態や相談先についての広報活動を行う。	5回	7回		
3	自殺未遂者支援における関係機関との会議の開催	川崎市中部地区における自殺未遂者支援における連携を目的に会議を開催する。	12回	7回		
目的・目標の達成に向けた課題						
新型コロナウイルス感染症により、これまで実施してきた街頭での呼びかけや普及啓発物の配布が中止となり、感染予防対策や外出機会の縮小も念頭に置き、普及啓発における機会の確保や手法の検討を進めていく必要がある。また、自殺未遂者支援については、自殺企図に至る背景は、複雑・困難であり、再企図を防ぐために継続的に自殺未遂者の特徴の把握をする必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑みながら、これまで実施してきた普及啓発の手法にとらわれず、市民の生活様式や新たな広報媒体等を広く把握し、効果的な普及啓発を実施していく。また、川崎市中部地区での実践を1つの形とし、川崎市全域での事業展開に向け、南部及び北部の自殺未遂者の原因・動機等の背景や、特徴等の把握を継続できるよう医療機関をはじめとする関係機関との関係構築を進めるとともに、各相談支援機関等と把握した特徴を共有できる仕組みづくりと支援に携わる人材育成を進めていく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 (精神保健福祉センター)						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	10	取組名称	教職員の資質向上			
取組目的	相互の助け合いや自己肯定感の醸成が自殺予防につながることから、自分の存在を肯定し、他者を尊重することの重要性を指導する人材を養成し、その資質を向上させる。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	教職員研修事業	23,603千円	0千円	13,805千円	あり	なし
2	人権尊重教育推進事業	6,867千円	720千円	5,219千円	なし	なし
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<ul style="list-style-type: none"> ●ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修での人権尊重教育に関する研修の内容 ○ライフステージに応じた研修 初任者研修、2校目異動者研修、中堅教諭等資質向上研修、15年経験者研修、教頭研修、校長研修において、人権尊重教育に係る講演等を実施した。互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教員の養成に資する研修を行った。 ○人権尊重教育推進担当者研修 各校の人権尊重教育推進担当者を対象に、研修として「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」、子どもの権利学習、性的マイノリティなどをテーマとした報告書を提出させるなどして、児童生徒の自己肯定感の醸成や他者理解にかかる教職員の資質向上を図ったほか、各校の担当者に対して人権尊重教育の全体計画及び推進計画の作成及び計画の遂行を支援した。 ●回数及び延べ参加人数 ライフステージに応じた研修:延べ8,668名 人権尊重教育推進担当者研修:4回、延べ716名 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 ・ライフステージに応じた研修については、書面や動画による開催に変更した。 ・人権尊重教育推進担当者研修については、研究推進校による研究報告会を書面による開催に変更した。					
<input checked="" type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容					
<input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容					
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績		
1						
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
川崎市教員育成指標に基づき、ライフステージに応じた研修の中で、人権尊重教育に係る講演等を実施し、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教員の養成に資する研修を行った。從来通りの集合型による研修の開催が難しい状況であったが、書面や動画配信をする等研修形態を工夫して開催した。今後は、書面や動画配信による研修の実施について、より教員の資質・能力の向上につながるものになるよう改善する必要がある。また、校外研修を伝達するのみではなく、校内研修と効果的に連携付けることも課題である。						
今後の取組の改善の方向性						
互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教員の養成に資する研修を引き続き行う。集合型研修の実施が難しい場合は双方型及び単方向型のオンライン研修を積極的に取り入れる等、教員が学び続けることができるような研修体制を構築し、教員の資質・能力の向上を図る必要があります。また、研修で学んだ内容をもとに、学校現場で実践することができるよう研修内容をさらに工夫し実施します。						
所管課						
教育委員会事務局 教育政策室・総合教育センター						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	11	取組名称	教職員向け心の健康相談支援事業			
取組目的	児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学的な面を含めて学校への専門家等の援助などを通じて、養護教諭等が行う健康相談に対する支援体制の充実に資する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	健康教育推進事業	618,789千円	48,161千円	714,374千円	なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の一部で、心の健康相談支援事業として、下記の取組を実施している。						
<ul style="list-style-type: none"> ● 支援及び啓発活動の内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 心の健康に起因する問題について、精神科医等による予約制の面接相談を実施する。 (2) 心の健康に起因する問題について、学校の要請に応じて精神科医等を派遣し、面接相談を実施する。 (3) 心の健康に起因する問題に係る研修会等を行い、心の健康問題への啓発を実施する。 (4) その他、本事業の目的達成のために必要な事業を実施する。 						
<ul style="list-style-type: none"> ● 専門家等の援助回数 専門医による学校訪問: 20回 ● 研修会等開催回数及び延べ参加人数 ○川崎市心の健康相談支援事業講演会 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止 ● 心の健康相談支援事業検討委員会 日時: 令和3年1月14日(木) 13:30~14:30 会場: 高津市民館 第5会議室 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 川崎市心の健康相談支援事業講演会					
<input checked="" type="checkbox"/> あり						
<input type="checkbox"/> なし						
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	研修会の実施	心の健康に起因する問題に係る研修会等を行い、心の健康問題への啓発を実施する。		年1回	年0回	
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
新型コロナウイルス感染症対策を講じた方法での研修会の実施						
今後の取組の改善の方向性						
所管課						
教育委員会事務局 健康教育課						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	12	取組名称	児童・思春期事例検討会の開催			
取組目的	教職員や児童相談機関職員を対象とした児童・思春期のメンタルヘルスに関する事例検討会を定期的に開催する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額		
1	精神保健福祉センターに関する業務	47,785千円	21,065千円	38,414千円		
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業において、児童精神科医によるスーパーバイズ事業として下記の取り組みを行っている。						
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業概要 児童精神科医によるスーパーバイズを組み込んだ児童・思春期年代の事例検討会 ● 結果及び実績 開催回数 4回 参加人数 延べ42人 ● 参加機関 区役所(地域みまもり支援センター)、児童相談所、児童家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー、障害者センター(南部地域支援室含む)等 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 当初予定開催回数が5回であったが、1回中止となった。					
<input checked="" type="checkbox"/> あり						
<input type="checkbox"/> なし						
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	児童・思春期事例検討会の参加人数	児童精神科医によるスーパーバイズを組み込む事例検討会を行うことにより、職員の資質向上および機関連携強化を目的に実施		54人	42人	
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
安定した参加が行われている一方、同様の支援機関から多く参加しているとも解釈できる参加状況。担当部署が組織再編され、役割・機能が見直されたことに伴い、児童精神科医によるスーパーバイズ事業は講師と対象者を変更することとなった。						
今後の取組の改善の方向性						
令和3年度から精神保健福祉センターが総合リハビリテーション推進センターとして再編され、一部事業の見直しを行う中で、本事業については、定期開催ではなく、必要に応じて開催する形を検討していくが、児童・思春期のメンタルヘルスに関する知識や技能については相談支援機関の資質向上に必要なため、研修会の開催も別途検討する。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 (精神保健福祉センター)						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上					
取組番号	13	取組名称	学校出前講座(教職員対象)の実施					
取組目的	児童生徒のこころの健康や、困難を抱えた際の対応方法について、教職員が学ぶことにより、児童生徒の自殺予防をはかり、またこころ健康教育をはかることで児童生徒の将来の自殺予防の一助とすることを目的とする。							
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性		
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	なし	なし		
2								
3								
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。								
根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例								
●事業概要	川崎市内の小中高等学校において、学校からの求めに応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。実施にあたっては学校側のニーズに基づき、依頼する講師を検討・調整した。							
●実施校数及び実施回数	実施校数:1校(実数) 実施回数:1回(延べ数)							
●実施内容(テーマ)等	実施時期:令和2年12月 テーマ:気がかりな生徒への対応 参加者数:32名							
新型コロナウイルス感染症による取組への影響								
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 開催に向けて調整中の学校もあったが、感染状況を鑑み、中止となった。 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容							
<input checked="" type="checkbox"/> あり								
<input type="checkbox"/> なし								
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績			
1	出前講座(教職員対象)の実施校数	教職員を対象とする自殺対策に係る出前講座の実施校数。		5校	1校			
2								
目的・目標の達成に向けた課題								
主要指標における目標が達成できていないが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症による学校現場における臨時休校等の対応の影響もあったと思われる。また、まだ周知は不足している面がある。								
今後の取組の改善の方向性								
かながわ自殺対策会議を通じた広報は継続して行う一方で、学校へ自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ、こころの健康等の相談先が掲載されたポスターを送付することとし、それにあわせ、学校出前講座の周知も行う。								
所管課								
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 (精神保健福祉センター)								

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上					
取組番号	14	取組名称	市職員の人材育成					
取組目的	各市民サービスの中に自殺対策の視点を含めることにより、市民サービスの様々な場面において、自殺のリスクにつながる要因に気づき、必要な支援につなげことで、自殺予防をはかることを目的とする。							
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性		
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	なし	なし		
2								
3								
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。								
根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例								
●戸内全体の取組	例年、新任課長研修において、行政における自殺対策の必要性についての講義を行っていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修プログラムの見直しがあり、令和2年度については講義を実施できなかった。 その他、自殺対策事業で開催している研修について、市職員へも周知を行い、広く参加を呼び掛けた。							
●各研修における参加者数	自殺予防セミナーにおける市職員参加者数:8人							
新型コロナウイルス感染症による取組への影響								
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 予定していた研修が一部中止または、内容が変更となった。							
<input checked="" type="checkbox"/> あり								
<input type="checkbox"/> なし								
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績			
1	市職員に対する自殺対策関係研修等への参加者数	市職員に対するゲートキーパー研修等への参加者数。		500人	8人			
2								
目的・目標の達成に向けた課題								
研修機会にとらわれない研修手法の実施と周知の強化。								
今後の取組の改善の方向性								
新型コロナウイルス感染症により職員研修の内容の見直しや、在宅勤務の導入など、市職員の従事環境も変化しているため、場所にとらわれない研修手法として、E-ラーニング等の検討を進めとともに、引き続き開催する研修については、戸内の周知を行っていく。								
所管課								
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 (精神保健福祉センター)								

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上					
取組番号	15	取組名称	ゲートキーパー講習の実施					
取組目的	自殺に至る要因は多岐にわたるため、日常生活の様々な場面において、自殺につながる要因に気づき、必要な支援につながることができる人を増やし、また、異なる立場や役割について理解し連携することで、自殺予防をはかることを目的とする。							
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性		
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	なし	なし		
2								
3								
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。								
根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例								
●事業概要 一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで、様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割についての講座を行った。単独の講座だけではなく、様々な研修、講演に併せて実施した。								
○一般市民(身边人のゲートキーパー):402人 ○職域・サービス業対象(職務上関わる人のゲートキーパー):209人 ○教育、医療、保健、福祉相談従業者:156人 合計:767人(10回)								
新型コロナウイルス感染症による取組への影響								
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 予定していた研修等が一部中止となった。							
	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 感染予防対策の一環として、一部の研修をオンラインにて開催した。							
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績			
1	ゲートキーパー養成数	年間のゲートキーパー養成数。		1,000人	767人			
2								
目的・目標の達成に向けた課題								
昨年度まで比べ、研修開催回数が減少したことにより、目標を達成することができなかった。今後は、限られた研修開催回数でも、研修実施手法を見直し、参加しやすい環境づくりを行っていくとともに、これまで継続して開催している研修会においても新型コロナウイルス感染症感染予防対策を講じながら、実施していく必要がある。								
今後の取組の改善の方向性								
オンラインも含めた研修開催手法の検討と整備を行いつつ、集合研修等で得られる支援者間の関係構築の効果も念頭に置き、新型コロナウイルス感染症感染予防対策も含めた研修実施体制を整備する。また、限られた時間でも研修が実施できるように、ゲートキーパー手帳等の内容の見直しを引き続き行う。								
所管課								
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 (精神保健福祉センター)								

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上					
取組番号	16	取組名称	かかりつけ医うつ病対応力向上研修					
取組目的	精神疾患の初期段階に接する可能性の高いかかりつけ医等の、うつ病や自殺に関する知識や対応技術を高め、より適切に対応することにより、自殺予防をはかることを目的とする。							
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無		
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		19,384千円	13,254千円	13,186千円	あり		
2								
3								
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。								
根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例								
●事業概要 精神的な不調は、身体的不調の訴えとして気づかれやすく、また精神的な不調を自覚しても初期の段階で精神科や心療内科を受診する人は少ない。早期にうつ病等の精神疾患に気づき、治療を受けられることを目的に、かかりつけ医等身体科医師を対象に、かかりつけ医による初期対応や、専門医への紹介、専門医との連携がなされるよう研修を行った。 研修については、神奈川県、横浜市、相模原市とともに、カリキュラム検討を行った。また、県内複数会場のうち、いずれの会場にも参加を可能とした。								
●開催回数及び参加者数 新型コロナウイルス感染症により中止 ※神奈川県内全ての会場で中止								
●研修資料の作成 他県市と協力し、研修講師及び受講者用の資料の作成や準備を行った。								
●活用状況調査 平成30年度研修受講者及び精神科紹介受入れ協力医療機関あてにアンケート調査(研修の有効性、精神科への紹介システムの活用状況など)を行い、結果を集計した。								
新型コロナウイルス感染症による取組への影響								
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 かかりつけ医うつ病対応力向上研修の研修実施について中止。							
	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容							
取組の中で重視している 主要指標			指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績		
1	参加者数		神奈川県内全体の参加者数		—	0名		
目的・目標の達成に向けた課題								
令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、神奈川県内全ての会場で研修を中止した。感染状況を中止しながら、研修を開催できるように神奈川県及び横浜市、相模原市等と協議を行っていく必要がある。 また、これまで同様に、内科等の身体科から精神科への紹介システム等の活用については、活用状況が想定を下回っており、今後、医療現場の実情に合わせた形でのうつ病患者等の紹介がスムーズにできるような仕組みづくりを協議、検討していく。								
今後の取組の改善の方向性								
令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響が懸念されるが、感染防止対策や研修手法等を検討し、本研修の目的を達成するため、神奈川県及び横浜市、相模原市等と連携し、研修実施を目指す。								
所管課								
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 (精神保健福祉センター)								

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	17	取組名称	母子保健事業における人材育成研修			
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、産後うつ等の困難を抱えた周産期の母親の相談に対応するための人材を養成し、その資質を向上させる。					
構成事務事業		予算額 うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	
1	母子保健指導・相談事業	267,004千円	118,288千円	367,311千円	なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記の構成事務事業の一部として、下記の研修を実施している。						
<ul style="list-style-type: none"> ●研修内容 母子保健事業に携わる職員が、市民に対して的確な支援が提供できるよう、従事者のスキルアップを図るために母子保健指導者研修会を実施した。 ●実績 母子保健指導者研修会の開催回数及び延べ参加人数 開催回数:1回 延べ参加人数:43人 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 年度初めに予定していた母子保健事業担当者基礎研修が中止となった。資料を配布し、書面開催とした。 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容					
取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績		
1 研修参加者の増加	母子保健指導者研修会の延べ参加者数		100人	43人		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
一定水準のスキルの習得を目指すために、母子保健事業に携わる各区地域みまもり支援センター地域支援課の職員が多く参加できる日時の設定を行う必要がある。また年間を通じて定期的に研修会を開催することで、職員が対人支援について定期的に振り返る機会とする。緊急度及び重症度の高い精神疾患を持った妊産婦の支援に加え、父親をはじめとする家族の存在も踏まえた支援の必要性がある。						
今後の取組の改善の方向性						
産後うつなどの、出産や育児を行う上の父母と子どもの心身の不調を早期に捉え、対応するための研修を実施する。保護者との良好な関係性を構築するため、母子保健担当者としての多様な知識と技術を習得するための機会を作る。						
所管課						
こども未来局 こども保健福祉課						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	18	取組名称	自殺対策相談支援研修			
取組目的	自殺予防の知識や、リスクを抱えた人への対応について学ぶとともに、対応における連携を深め、またこの相談支援の中核となりうる人材を確保することにより、相談支援体制の充実をはかる。					
構成事務事業		予算額 うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	なし	あり
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
<ul style="list-style-type: none"> 根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例 ●地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修 令和2年度においては、研修を実施できなかった。 ●自死遺族電話相談員研修 令和2年度においては、研修を実施できなかった。 なお、本市主催の研修は実施できなかつたが、自死遺族電話相談に従事する相談員5名が外部機関の研修に参加した。 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修及び自死遺族電話相談員研修を中止した。 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容					
取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績		
1 地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修参加者数	地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修における参加者数		100人	0人		
2 自死遺族電話相談員研修参加者数	社会福祉法人川崎いのちの電話に委託している自死遺族電話相談の相談員研修への参加者数		20人	0人		
目的・目標の達成に向けた課題						
研修そのものの開催ができなかつたため、目標をできなかつた。次年度以降についても、研修その一部見直しを検討し、新型コロナウイルス感染症流行下においても、可能な範囲で研修を実施し、自殺対策の相談支援に従事する職員の知識と技能の習得の場を確保していく。						
今後の取組の改善の方向性						
次年度以降、既存の研修を俯瞰し、テーマの重複等がある研修を統合再編し、研修体制を整備していく。自死遺族電話相談員研修については、自死遺族電話相談事業の委託先とも協議の上、研修対象を広げ、自死遺族の相談に従事する可能性のある関係機関の職員等も参加できるように検討する。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課（精神保健福祉センター）						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書																	
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上														
取組番号	19	取組名称	関係機関との連携のための事例検討会の実施														
取組目的	希死念慮や自殺念慮の高い人を支援する可能性が高い医療保健福祉従事者が、希死念慮・自殺念慮に対する基本的対応を学ぶとともに、関係機関と連携することにより自殺予防をはかることを目的とする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>構成事務事業</th> <th>予算額</th> <th>うち補助金等</th> <th>決算額</th> <th>外部委託の有無</th> <th>事業変更の可能性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業</td> <td>19,384千円</td> <td>13,254千円</td> <td>13,186千円</td> <td>あり</td> <td>あり</td> </tr> </tbody> </table>						構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	1 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	あり	あり
構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性												
1 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	あり	あり												
<p style="text-align: center;">取組実績</p> <p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。</p>																	
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例																	
●自殺予防セミナーにおける事例検討	<p>医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした「自殺予防セミナー」において、事例検討を行った。希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法を学んだうえで、職種や各機関の主たる支援対象や支援内容の違いを活かした事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。</p>																
○開催回数及び参加者数	<p>開催回数：2回 参加人数：82人（延べ人数）</p>																
○内容	<p>【第1回】 令和2年10月2日 参加者数：49人 テーマ：自殺予防のための基礎知識とゲートキーパーの役割～withコロナ時代のために～</p> <p>【第2回】 令和3年2月5日 参加者数：33人 テーマ：自殺予防ゲートキーパーという役割～医療機関へのつなぎ方～</p>																
※例年、3回開催しているが、令和元年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止																	
●川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会	<p>川崎市の中で、自殺死亡率の高い南部地区（川崎区・幸区）を中心に、支援に携わる多職種人材を対象に、事例検討を通し、支援技術の向上と総合的な支援について検討を進め、円滑な多機関連携に繋がることを目的に設置。令和2年度は開催を中止した。</p>																
新型コロナウイルス感染症による取組への影響																	
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 →自殺予防セミナーについて、開催回数を3回から2回に変更した。</p>																
<input checked="" type="checkbox"/> あり	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 →自殺予防セミナーについて、集合研修ではなく、オンラインでの開催とした。</p>																
<input type="checkbox"/> なし																	
取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績														
1 自殺予防セミナーへの参加者数	年間3回開催する自殺予防セミナーへの参加者数	150人	82人														
2 川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会への参加者数	年間6回開催する川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会への参加者数	50人	0人														
目的・目標の達成に向けた課題																	
自殺予防セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン開催したが、本セミナーの目的の1つである支援者間の関係構築については、参加者同士が交流する時間を設けることができなかったため、開催手法の検討を継続して行う必要がある。																	
今後の取組の改善の方向性																	
自殺予防セミナーについては、地域の関係機関の従事者の協力を得ながら、企画委員会を設置し、実際の現場での事例をもとに、研修内容を引き続き構築していく。川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会については、他の事例検討の機会も増えてきており、重複する会議も生じていていることから、令和3年度以降は、開催しない。一方で、地域の相談支援機関が複雑・困難な事例を抱えた際の相談機関として、令和3年4月に設置される総合リハビリテーション推進センターが機関支援を担うことから、地域の関係機関との連携構築をさらに進められるよう周知等を進めていく。																	
所管課																	
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課（精神保健福祉センター）																	

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書																	
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上														
取組番号	20	取組名称	働く人のメンタルヘルス対策														
取組目的	企業や産業保健等を中心に、働く人を取り巻く職場環境やメンタルヘルス対策として、関係機関と連携し研修会を開催する。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>構成事務事業</th> <th>予算額</th> <th>うち補助金等</th> <th>決算額</th> <th>外部委託の有無</th> <th>事業変更の可能性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業</td> <td>19,384千円</td> <td>13,254千円</td> <td>13,186千円</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>						構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	1 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	なし	なし
構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性												
1 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	なし	なし												
<p style="text-align: center;">取組実績</p> <p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。</p>																	
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例																	
●川崎商工会議所との共催による「職場の安心・安全セミナー」	<p>日時：令和2年11月18日（火） 14:00～17:00 場所：川崎商工会議所KCCIホール 内容：「いまどきの睡眠～健康でイキイキと働くために～」「いまどきのお酒～健康でイキイキと働くために～」 参加人数：28人 (内訳) 一般企業の社員・従業員：9人 地域保健や産業保健関係職員：10人 行政職員：6人 その他：3人</p>																
新型コロナウイルス感染症による取組への影響																	
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 →感染防止の観点から定員を例年の半分とした</p>																
<input checked="" type="checkbox"/> あり	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 →新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容</p>																
<input type="checkbox"/> なし																	
取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績														
1 職場の安全・安心セミナーへの参加者数	セミナーへの参加者数	80人	28人														
2																	
目的・目標の達成に向けた課題																	
参加者数実績は目標を下回ったが、アンケートにおいて参加者の満足度は高い。共催の川崎商工会議所や労働関係機関等と連携し、産業保健分野における具体的なテーマ設定を今後も行っていく必要がある。																	
今後の取組の改善の方向性																	
新型コロナウイルス感染症により、生活様式の変化がある中、職場環境や労働環境も変化していることから、川崎商工会議所はじめ、地域の企業や労働関係機関と情報交換を行なながら、実践可能な情報提供ができる場としての機能を継続しつつ、多くの企業等に参加してもらえるように周知を行なう。																	
所管課																	
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課（精神保健福祉センター）																	

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上		
取組番号	21	取組名称	地域における自殺対策の連携に向けた人材育成		
取組目的	地域における自殺対策事業の企画、調整、事業の推進を担う人材を育成することを目的とする。				
構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	なし	あり
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。					
根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例					
●地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修 令和2年度においては、研修を実施できなかった。					
●自殺予防セミナーにおける事例検討 医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした「自殺予防セミナー」において、事例検討を行った。希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法を学んだうえで、職種や各機関の主たる支援対象や支援内容の違いを活かした事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。					
○開催回数及び参加者数 開催回数:2回 参加人数:82人(延べ人数) ○内容 【第1回】令和2年10月2日 参加者数:49人 テーマ:自殺予防のための基礎知識とゲートキーパーの役割～withコロナ時代のために～ 【第2回】令和3年2月5日 参加者数:33人 テーマ:自殺予防ゲートキーパーという役割～医療機関へのつなぎ方～ ※例年、3回開催しているが、令和元年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、第3回を中止					
●川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会 川崎市の中で、自殺死亡率の高い南部地区(川崎区・幸区)を中心に、支援に携わる多職種人材を対象に、事例検討を通じ、支援技術の向上と総合的な支援について検討を進め、円滑な多機関連携に繋がることを目的に設置。令和2年度は開催を中止した。					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止した事業内容 地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修を中止とした。また、自殺予防セミナーについて、開催回数を3回から2回に変更した。				
	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 自殺予防セミナーについて、集合研修ではなく、オンラインでの開催とした。				
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績
1 地域包括ケアシステムにおける 自殺対策研修への参加者延べ人数	川崎市内の南部・中部・北部での研修への参加者総数	100人	0人		
2 自殺予防セミナーへの参加者数	年間3回開催する自殺予防セミナーへの参加者数	150人	82人		
目的・目標の達成に向けた課題					
自殺予防セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン開催としたが、本セミナーの目的の1つである支援者間の関係構築については、参加者同士が交流する時間を設けることができなかつたため、開催手法の検討を継続して行う必要がある。また、次年度以降、研修そのもの一部見直しを検討し、新型コロナウイルス感染症流行下においても、可能な範囲で研修を実施し、自殺対策の連携支援に従事する職員の知識と技能の習得の場を確保していく。					
今後の取組の改善の方向性					
自殺予防セミナーについては、地域の関係機関の従事者の協力を得ながら、企画委員会を設置し、実際の現場での事例をもとに、研修内容を引き続き構築していく。地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修や川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会については、重複する研修や事例検討の場があり、令和3年度以降は、開催しない。一方で、地域の相談支援機関が複雑・困難な事例を抱えた際の相談機関として、令和3年4月に設置される総合リハビリテーション推進センターが機関支援を担うことから、地域の関係機関との連携構築をさらに進められるよう周知等を進めていく。					
所管課					
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 (精神保健福祉センター)					

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上				
取組番号	22	取組名称	緩和ケア研修会の開催				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、困難を抱えたがん患者やその家族をケアするための人材を養成し、その資質を向上させる。						
構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性		
1 川崎病院の運営	11,165,875千円	10,427,135千円	10,135,186千円	なし	なし		
2 井田病院の運営	4,968,798千円	4,520,831千円	4,726,929千円	なし	なし		
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の一部として、下記の内容に取り組んでいる。							
●緩和ケア研修会の開催 <川崎病院> 地域のがん診療にかかる医師、医療従事者が緩和ケアに関する基本的知識を習得し、初期段階から緩和ケアを提供することを目的とした「緩和ケア研修会(PEACE:医師・医療従事者向け)」を12月に川崎市立井田病院と共催した。例年開催している「緩和ケア研修会(ELNEC-J:看護師向け)」は新型コロナウイルスへの感染防止のため中止した。 参加者数:医師12人、看護師1人 計13人							
<井田病院> 地域のがん診療にかかる医師、医療従事者のための緩和ケア研修会を開催した。 新指針での緩和ケア研修会、「E-ラーニングの復習」「地域緩和ケアの取り組み」「がん性疼痛事例検討」「コミュニケーション」「療養場所の選択と地域連携」等の内容で1回開催した。 また、緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会を「がん患者の疼痛管理」「終末期の症状コントロール」「終末期患者の療養を支える」「呼吸器疾患患者のACP」等の内容で、4回開催した。 参加者数:医師53人、看護師52人、その他69人 計174人							
新型コロナウイルス感染症による取組への影響							
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止した事業内容 <川崎病院>緩和ケア研修会(ELNEC-J:看護師向け)を中止した。 <井田病院>緊急事態宣言を受けて令和3年2月18日の緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会を中止した。						
	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容						
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績		
1 緩和ケア研修会の開催回数	緩和ケア研修会を定期的に開催する		川崎病院 年2回	川崎病院 年1回	井田病院 年1回		
2 緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会の開催回数	緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会を定期的に開催する		井田病院 年5回	井田病院 年4回			
3 緩和ケア研修会等への参加者数	緩和ケア研修会や緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会等への参加者数の増加を図る。		川崎病院 54人	川崎病院 13人	井田病院 311人		
目的・目標の達成に向けた課題							
<川崎病院及び井田病院> より多くの医療従事者に緩和ケア研修会あるいは緩和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会に参加してもらえるよう、研修会開催の案内を院内、院外に積極的に周知していく必要がある。							
今後の取組の改善の方向性							
<川崎病院及び井田病院> 緩和ケアに理解ある医療従事者等の増加により、がん患者と家族の不安軽減や安心につながるよう、今後も緩和ケア研修会を継続して開催し、緩和ケアの普及啓発を行う。							
所管課							
病院局 経営企画室							

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	23	取組名称	モデル地区における支援者の育成			
取組目的	地域の実情に応じた支援者の育成を進めることにより、より適切な支援がなされ、自殺予防につながることを目的とする。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	なし	あり
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
●川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業 川崎市中部地区の三次救急医療機関を受診した自殺未遂患者等を救急医療機関退院後から継続的に支援し、地域の支援につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行った。なお、検討にあたり、地域の医療機関及び行政機関で、川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業・連携会議を開催し、同会議の中で、三次救急医療機関の現場における自殺未遂者の実態や、新型コロナウイルス感染症流行下における自殺の状況などをテーマに、ミニ講座の時間を設け、支援者の育成を図った。						
○開催回数 川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業・連携会議：5回						
●川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会 川崎市の中で、自殺死亡率の高い南部地区(川崎区・幸区)を中心に、支援に携わる多職種人材を対象に、事例検討を通して、支援技術の向上と総合的な支援について検討を進め、円滑な多機関連携に繋がることを目的に設置。令和2年度は開催を中止した。						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業・連携会議については、当初予定開催回数を6回としていたが、5回となった。					
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容					
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績		
1	支援者の育成に関わる会議及び研修会の開催	地区的課題を把握し、その課題に取り組む支援者の育成を目的とした会議や研修会の開催	12回	5回		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
次年度以降、研修体系の一部見直しを検討し、新型コロナウイルス感染症流行下においても、可能な範囲で研修を実施し、自殺対策の連携支援に従事する職員の知識と技能の習得の場を確保していく。						
今後の取組の改善の方向性						
自殺未遂者支援に携わる人材の育成については、川崎市中部地区での実践を1つの形とし、川崎市全域での事業展開に向け、南部及び北部においても支援に携わる人材育成を進めていくことができるよう、外部機関主催の研修等の活用も検討する。 川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会については、他の事例検討の機会も増えてきており、重複する会議も生じていることから、令和3年度以降は、開催しない。一方で、地域の相談支援機関が複雑・困難な事例を抱えた際の相談機関として、令和3年4月に設置される総合リハビリテーション推進センターが機関支援を担うことから、地域の関係機関との連携構築をさらに進められるよう周知等を進めていく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課（精神保健福祉センター）						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	24	取組名称	精神保健等に関する包括的研修			
取組目的	児童相談所職員、児童養護施設職員等に対して、遺児支援も含む精神保健・自殺予防に関する包括的研修を実施して対人援助のスキルを身につけることによって、家族等の自死を経験した子どもや保護者等に対して適切な支援を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童虐待防止対策事業	124,828千円	40,608千円	121,368千円	なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記の構成事務事業の一部として、下記の研修を実施している。						
●取組内容 児童相談所の相談支援係職員、心理支援係職員、保護係職員等や、区役所地域みまもり支援センター地域支援課等の職員を対象に、子どものメンタルヘルスについて学び、子どもが安心して生活できるための支援の実施と環境整備を目的とする。 研修参加人数：21名						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 2回に分けての開催を検討していたが、感染症対策のため1回中止としている。					
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容					
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績		
1	研修参加者数	遺児支援も含む精神保健・自殺予防に関する包括的研修の参加者数	20名	21名		
2	研修開催回数	遺児支援も含む精神保健・自殺予防に関する包括的研修の開催回数	1回	1回		
目的・目標の達成に向けた課題						
引き続き、自死遺族支援を含む精神保健に関する相談支援が充実するよう、職員のスキルアップのための研修等を実施する。						
今後の取組の改善の方向性						
予防の観点より、子どもから大人までのメンタルヘルスにも着目しつつ、家族支援を踏まえたアプローチについても取り入れられるような研修を検討する。						
所管課						
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書																																			
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上																																
取組番号	25	取組名称	事後対応に係る支援者向け手引きの作成																																
取組目的	自殺未遂者および自死遺族の方の支援をする際に支援者が活用できる手引きを各区役所保健福祉センター職員や地域の医療機関、相談機関従事者へ配布する。																																		
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無																														
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	なし																														
2																																			
3																																			
取組実績																																			
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)																																			
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。																																			
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例																																			
<p>●地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修でのテキストの配布 日本うつ病センター発行の「ワンストップ支援における留意点－複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引きー」を地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修にて配布した。</p>																																			
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響</p> <table border="1"> <tr> <td>影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)</td> <td colspan="5">新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</td> <td colspan="5">新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容</td> </tr> <tr> <td>取組の中で重視している 主要指標</td> <td>指標の説明(概要及びポイント)</td> <td>目標</td> <td>実績</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 支援者向け手引きの配布</td> <td>日本うつ病センター発行の「ワンストップ支援における留意点－複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引きー」の配布数</td> <td>—</td> <td>30冊</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>自殺未遂者および自死遺族の方の支援をする際に活用可能な手引きとして日本うつ病センター発行の「ワンストップ支援における留意点－複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引きー」を活用し、ケースバイケースの対応や他職種連携の必要性について相談支援を実施する関係機関に周知する必要がある。</p> <p>今後の取組の改善的方向性</p> <p>日本うつ病センター発行の「ワンストップ支援における留意点－複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引きー」について、自殺に関する研修等を活用し、手引きの周知と活用の推進を図っていく。</p> <p>所管課</p> <p>健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課（精神保健福祉センター）</p>						影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容					<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容					取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績			1 支援者向け手引きの配布	日本うつ病センター発行の「ワンストップ支援における留意点－複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引きー」の配布数	—	30冊			2					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容																																		
<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容																																		
取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績																																
1 支援者向け手引きの配布	日本うつ病センター発行の「ワンストップ支援における留意点－複雑・困難な背景を有する人々を支援するための手引きー」の配布数	—	30冊																																
2																																			

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上		
取組番号	26	取組名称	自殺未遂者支援についての研修		
取組目的	自殺に至るリスクが最も高い状況にあるとされている自殺未遂者に対し、再度の自殺企図を防ぐための支援にあたる人材を養成することを目的とする。				
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	あり なし
取組実績					
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。					
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例					
<p>●自殺予防セミナーにおける事例検討 医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした「自殺予防セミナー」において、事例検討を行った。希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法を学んだうえで、職種や各機関の主たる支援対象や支援内容の違いを活かした事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。</p> <p>○開催回数及び参加者数 開催回数：2回 参加人数：82人（延べ人数）</p> <p>○内容 【第1回】 令和2年10月2日 参加者数：49人 テーマ：自殺予防のための基礎知識とゲートキーパーの役割～withコロナ時代のために～ 【第2回】 令和3年2月5日 参加者数：33人 テーマ：自殺予防ゲートキーパーという役割～医療機関へのつなぎ方～</p> <p>※例年、3回開催しているが、令和元年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止</p> <p>●川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会 令和2年度は開催を中止した。</p>					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 自殺予防セミナーについて、開催回数を3回から2回に変更した</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 自殺予防セミナーについて、集合研修ではなく、オンラインでの開催とした。</p>				
□あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	□あり <input type="checkbox"/> なし	取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績
1	自殺予防セミナーへの参加者数	年間3回開催する自殺予防セミナーへの参加者数	150人	82人	
2	川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会への参加者数	年間6回開催する川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会への参加者数	50人	0人	
目的・目標の達成に向けた課題					
自殺予防セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン開催したが、本セミナーの目的の1つである支援者間の関係構築については、参加者同士が交流する時間を設けることができなかつたため、開催手法の検討を継続して行う必要がある。					
今後の取組の改善の方向性					
自殺予防セミナーについては、地域の関係機関の従事者の協力を得ながら、企画委員会を設置し、実際の現場での事例をもとに、研修内容を引き続き構築していく。川崎市南部地域自殺未遂・既遂事例検討会については、他の事例検討の機会も増えてきており、重複する会議も生じていることから、令和3年度以降は、開催しない。一方で、地域の相談支援機関が複雑・困難な事例を抱えた際の相談機関として、令和3年4月に設置される総合リハビリテーション推進センターが機関支援を担うことから、地域の関係機関との連携構築をさらに進められるよう周知等を進めていく。					
所管課					
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課（精神保健福祉センター）					

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	27	取組名称	学校出前講座の実施(児童・生徒対象)			
取組目的	児童生徒自身がこころの健康保持や、困ったときの相談行動について学習することで、現在や将来の自殺予防につながることを目的とする。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円		13,254千円	13,186千円	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
<p>●事業概要 川崎市内の小中高等学校において、学校からの求めに応じて、児童・生徒等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。実施にあたっては学校側のニーズに基づき、依頼する講師を検討・調整した。</p> <p>●実施校数及び実施回数 実施校数:1校(実数) 実施回数:1回(延べ数)</p> <p>●実施内容(テーマ)等 実施時期:令和2年12月 テーマ:「ストレスとの上手な付き合い方 参加者数:305名</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止した事業内容 開催に向けて調整中の学校もあったが、感染状況を鑑み、中止となった。					
<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし						
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1 出前講座(児童・生徒対象)の実施校数	児童・生徒を対象とした自殺対策に係る出前講座の実施校数。		5校	1校		
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
主要指標における目標が達成できていないが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症による学校現場における臨時休校等の対応の影響もあったと思われる。また、まだ周知は不足している面がある。						
今後の取組の改善の方向性						
かながわ自殺対策会議を通じた広報は継続して行う一方で、学校へ自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ、こころの健康等の相談先が掲載されたポスターを送付することとし、それにあわせ、学校出前講座の周知も行う。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 (精神保健福祉センター)						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	28	取組名称	川崎市職員メンタルヘルス対策			
取組目的	メンタルヘルス対策事業及び各種研修、療養支援の実施により、市職員の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	※総合計画に基づく構成事務事業はなし					あり なし
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●研修での取組内容と件数 1 メンタルヘルス関係研修 (1) 階層別研修(令和2年度実施分) ※コロナ禍のため技能・業務職員研修以外はe-ラーニングにて実施 ・新規採用職員研修 社会人としての健康管理(4月) 288名 ・新任課長研修 こころと身体の健康管理(4月) 108名 ・新任係長研修 こころと身体の健康管理(5月) 181名 ・新規採用職員研修 社会人としての健康管理(10月) 42名 ・中堅職員研修 こころと身体の健康管理(9月) 205名 ・採用2年目e-ラーニング こころと身体の健康管理 231名 ・採用3年目e-ラーニング こころと身体の健康管理 228名 ・技能・業務職員研修 40歳からの心と身体の健康管理(11月3日) 19名 (2) 各局区衛生委員会等でのメンタルヘルス対策会議研修 13回開催 662名</p> <p>2 管理監督者メンタルヘルス研修(講義編) (1) 日程及び参加者数 令和2年11月12日(木) 33名 令和2年11月26日(木) 28名 (2) 内容 講話「職員のメンタルヘルスの知識とリンクア」 「職員健康相談室の案内と復職の仕組」</p> <p>3 セルフケア研修「レンジリエンス研修」 (1) 日程及び参加者数 令和2年12月9日(水) 47名(入庁5年目までの職員及び希望者対象) (2) 内容 講義「職場で活ける『回復力』ストレスとつきあうレジリエンスとは」</p> <p>●ストレスチェックの実施 ○セルフケアの一つとして労働安全衛生法の改正に伴い、全職員を対象としたストレスチェックの受検案内や結果の活用法等を内容に取り入れた。 回収率93.79% ○職場環境改善への取り組み 全職場へは結果報告会、集団分析活用研修を実施。 14職場に介入(内7職場は委託業者による職場環境改善の実施) ●相談の件数 相談者実数 557件、新規408件、相談件数4,984件</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止した事業内容 新規採用職員研修は技能・業務職員研修以外を対面からe-ラーニングへ変更。 ・ストレスチェックの職場環境改善研修を対面からDVD研修へ変更。					
<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし						
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1 ストレスチェック受検率	職員数(要件を満たす非常勤嘱託員及び臨時の任用職員を含む。)に対するストレスチェック受検者の割合	90%以上	93.70%			
2 メンタルヘルス不調による長期療養者の割合	職員数(各年度の4月1日時点での市長事務部局の正規職員の数)に対する各年度の「精神及び行動の障害」による长期療養者の割合	1.61%以下	1.79%			
目的・目標の達成に向けた課題						
目的・目標達成に向け、1次予防から3次予防まで多くの取組を実施しているが、メンタル不調による長期療養者は増加傾向である。特に平成30年度から29歳以下の職員における長期療養者の割合が増えている。29歳以下の職員は職場環境要因を受けやすく、令和2年度においてはコロナ禍により同期職員や職場内職員との親睦を図ることも困難な状況であった。そのため、仕事に起因する予防対策の推進強化が重要である。						
今後の取組の改善の方向性						
<p>平成31(令和元)年度からの第2次推進計画では1次予防から3次予防までの目標と評価指標を明確にし、職員、職場(管理監督者)、産業保健スタッフ、関係部署、事業場外資源と連携し、職員と職場の利便性やニーズに合わせた取組を行っていく。</p> <p>目標1:セルフケアの推進 目標1の指標:ストレスチェックの受検率を全ての局(本部)・室区において90%以上</p> <p>目標2:ラインによるケアを強化し、健康で働きやすい職場環境づくりの推進 目標2の指標:ストレスチェック総合健康リスク120以上の職場ゼロ</p> <p>目標3:早期発見・早期対応のための相談体制の充実 目標3の指標:全職員に対するメンタルヘルス不調による長期療養者割合を現状以下</p> <p>目標4:復職支援システムの推進と再発予防の取組強化 目標4の指標:メンタルヘルス不調による長期療養者の病休・休職日数の減少</p>						
所管課						
総務企画局 職員厚生課						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	29	取組名称	アルコール関連問題への対策			
取組目的	自殺との関連が指摘されているアルコール関連問題についての相談を周知・実施する。 アルコール依存症の早期発見、早期治療・回復のための取組を実施する。					
構成事務事業		予算額 うち補助金等	決算額	外部委託 の有無	事業変更 の可能性	
1	精神保健福祉センターに関する業務	47,785千円	21,065千円	38,414千円	なし	なし
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
根拠法令:精神保健および精神障害者福祉に関する法律、アルコール健康障害対策基本法						
<ul style="list-style-type: none"> ●アルコールに関する啓発物、リーフレットの配布 市民フォーラム等の機会を得ながら、家族向けの対応リーフレットや相談窓口案内カード等を配布。 ●アルコール関連問題についての相談支援(個別およびグループ) 複雑困難なケースにおいては、関係部署からの相談に対応し状況に応じて連携して支援を行った。 認知行動療法的プログラム「だるま～ぶ」を実施。 ●依存症支援連携事業 依存症専門医を講師に迎え、事例検討のコンサルテーションやケースの診立てが得られる医療相談を行った。 事例検討及び医療相談 3回開催 延べ16人出席 職員向けアルコール対応力向上研修 2回開催 延べ59人出席 ○精神保健福祉センターにおけるアルコール関連相談 件数:210件 (実人員:158件) (内訳)電話及びメール相談:197件 面接相談:20件 訪問相談:0件 ○アルコール問題に悩む家族のためのセミナーの開催:年間2コース(前期4回・後期4回)開催。参加人数:延べ61人 ○だるま～ぶ:10回1コースとして1コース開催(緊急事態宣言により1回中止)。参加人数:延べ44人 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 各家族セミナー(各コース2回中止)、だるま～ぶ(1クール中止)					
<input checked="" type="checkbox"/> あり						
<input type="checkbox"/> なし						
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	依存症支援連携事業	精神保健福祉センターにおける事例検討会及び医療相談の回数		7回	3回	
2	認知行動療法的プログラムへの 参加者数	認知行動療法的プログラム「だるま～ぶ」への参加者延べ数		50人	44人	
目的・目標の達成に向けた課題						
①市民のアルコール関連問題に対応する身近な相談窓口である区役所担当部署での相談対応が難しい現状があり、支援者の対応力向上が必要。 ②認知行動療法的プログラム「だるま～ぶ」への参加者、協力機関が限られている現状がある。						
今後の取組の改善の方向性						
①事例検討会で令和2年度に作成した「アルコール相談対応マニュアル」等を活用しながら区役所職員や地域包括支援センター職員などの対応力向上を図る。また、依存症回復施設のスタッフにも声掛け、地域の依存症支援連携体制の構築を目指す。 ②認知行動療法的プログラム「だるま～ぶ」の周知を図り、新たな参加者、協力機関の参加を促していく、コミュニケーションツールとして今後地域の中で「だるま～ぶ」が活用されることを目指していく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター こころの健康課 (精神保健福祉センター)						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	30	取組名称	一般介護予防事業			
取組目的	高齢者の年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、いきがいや役割をもって生活できる地域づくりを推進し、高齢者が通う住民主体の通いの場が充実することを支援するとともに、高齢者が支援の担い手として社会的な活動に参加することで、いきがいや介護予防、閉じこもり防止につながることを目的とする。					
構成事務事業		予算額 うち補助金等	決算額	外部委託 の有無	事業変更 の可能性	
1	介護予防事業	2,683,465千円	2,330,047千円	2,055,884千円	あり	なし
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部で、介護予防教室等実施事業及び地域介護予防活動支援事業として、下記の事業に取り組んだ。						
<ul style="list-style-type: none"> ●取組の概要 高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援した。 介護予防は、「運動」「栄養」「口腔」といった身体機能の向上だけでなく、高齢者の閉じこもり予防や地域の中でのいきがいづくりなどの活動を通じて、見守りや支え合えるような地域づくりを目指して活動した。 <健康福祉局健康増進課所管取組> ●各区が主体となる一般介護予防事業実施回数及び延べ参加者数 ○介護予防教室等実施事業(いこい元気広場事業を含む) 実施回数:1,814回／延べ参加者数:9,828人 ○地域介護予防活動支援事業(団体支援) 実施回数:102回／延べ参加者数:1,713人 ○地域介護予防活動支援事業(その他) 実施回数:49回／延べ参加者数:873人 						
<ul style="list-style-type: none"> <健康福祉局地域包括ケア推進室所管取組> ●住民主体による要支援者等支援事業 ○月4回以上の活動への委託 9団体 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 緊急事態宣言及び市の行政運営方針等の影響で活動の自粛や講演会等の頻度が減少した。					
<input checked="" type="checkbox"/> あり						
<input type="checkbox"/> なし						
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	介護予防普及啓発事業(一般介護予防事業)の参加者数	高齢者のいきがいづくりと介護予防活動のきっかけの場とするため、参加者数の増加を目標としている。		40,010人以上	9,828人	
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
高齢者の孤立には様々な要因があると考えられるが、孤立は心身両面にマイナスの影響を与えるだけでなく、困ったときのサポートが受けにくいため、社会的にも不安な状況にあることが考えられる。高齢者のいきがいづくり・健康づくりは個々人に対する取組を支援するだけでなく、様々な活動に参加し、社会的な活動を行えるような支援、環境づくりが必要である。						
今後の取組の改善の方向性						
広報の強化 アンケート結果の分析による事業内容等の検討						
所管課						
健康福祉局 健康増進課・地域包括ケア推進室						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	31	取組名称	心のバリアフリーに向けた取組			
取組目的	お互いを尊重しながら、共に支え合う自立と共生の地域社会を目指し、ダイバーシティ(多様性)とインクルージョン(さまざまな人が社会の中で自分らしく混ざり合えること)の地域社会の実現に向けた全市民的な意識の醸成(心のバリアフリー)に向けた取組を推進する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	東京オリンピック・パラリンピック推進事業	342,516千円		28,448千円	128,273千円	あり なし
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部として、下記の取組を行っている。						
(目的) 東京2020オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機として、特にパラリンピックに重点を置き、人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくりのために「かわさきバラムーブメント」の取組を推進する。						
(内容) 「かわさきバラムーブメント第2期推進ビジョン」で掲げている9つのレガシーの形成された状態の実現に向け、市民や関係団体、府内関係部署と協議を重ね、成果指標の設定や取組内容の検討を行い、多様な主体における取組を推進している。 ・バラムーブメントアクション(市民参加の場)における実践活動の拡散 「かつてにおもてなし大作戦」として、かわさきバラムーブメントや英国事前キャンプなどに関する市民によりこれまでに創発されたマイプロジェクトについて、「かつてにおもてなしテレビ」と題し、テレビ番組風にオンライン配信を行った。 ・バラムーブメント推進イベントの開催 隣接自治体とともに先導的共生社会ホストタウンである世田谷区と連携し、国や共生社会ホストタウン登録自治体とともに、障害理解を深め、共生社会の実現を推進することを目的として「共生社会ホストタウンサミットin多摩川」を開催した。 ・多様な主体と連携したレガシー形成 様々な企業や団体等との連携により、等々力陸上競技場で発達障害の子どもを対象とした「親子サッカー教室＆パブリックビューイング」を実施し、40組86名の方が参加した。 ・プリティッシュカウンシルと連携した英国交流事業 英国の公的な国際文化交流機関プリティッシュ・カウンシルと連携し、あらゆる人が音楽に親しみ、創造性を発揮できる社会の実現を目的として、「ドレイク・ミュージック」のメンバーによる「誰もが参加できる音楽ワークショップの実践セミナー」や、「障害のある人を対象とした音楽ワークショップのファシリテータ育成トレーニング」及び「ストップギャップ・ダンスカンパニー」による「ダンサー、ダンス講師向けオンライン・トレーニング」を開催した。						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 かわバラ2020及びかわさきバラコンサート					
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容					
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	レガシー形成に向けた市民主体 トプロジェクト実施箇所数	市民、事業者、関係団体などが主体的に取り組むプロジェクト実施箇所数		4	4	
目的・目標の達成に向けた課題						
東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくりを目指しているかわさきバラムーブメントの理念を浸透させ、より大きなうねりとして市内全域に広めていく必要があることから、多様な主体と連携しながら継続的に行政が関わっていく必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
かわさきバラムーブメントで策定した9つのレガシー形成に向け、理念浸透を図り、市民がゲストではなくキャストとして主体的に取組に参加していくことで、ムーブメントがより大きなうねりとして市内全域に広まることから、市民活動を創発するための取組を拡充し、様々な主体の協働・連携によるバラムーブメントの推進を図る。一方で、府内におけるレガシー形成や理念浸透に向けた取組についても併せて促進していく。						
所管課						
市民文化局 オリンピック・パラリンピック推進室						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	32	取組名称	地域・職域連携推進事業			
取組目的	労働関係機関誌や保険者が開催する企業の保健担当者向け研修会等を通じて、心身の健康づくりに関する情報発信を行う。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円		13,254千円	13,186千円	なし なし
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。						
根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
<ul style="list-style-type: none"> ●川崎商工会議所との共催による「職場の安心・安全セミナー」 日時:令和2年11月18日(火) 14:00~17:00 場所:川崎商工会議所KCCIホール 内容:「いまだきの睡眠～健康でイキイキと働くために～」「いまだきのお酒～健康でイキイキと働くために～」 参加人数:28人 (内訳) 一般企業の社員・従業員:9人 地域保健や産業保健関係職員:10人 行政職員:6人 その他:3人 ●全国健康保険協会神奈川支部・保健委員研修 メンタルヘルス対策の講演を実施した。(令和2年9月:オンライン配信) ●全国労働衛生週間川崎地区大会 令和2年度は中止となった。 ●「かわさき労働情報」への記事の掲載を行った。 メンタルヘルス関連の記事について掲載した(5月、9月、11月) 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 職場の安全・安心セミナーについては、感染防止の観点から定員を例年の半分とした。また、その他の普及啓発機会についても一部中止となった。					
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容					
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)			目標	実績
1	職場の安全・安心セミナーへの参加者数	セミナーへの参加者数			80人	28人
2	各関連団体での普及啓発	全国健康保険協会等の関連団体における普及啓発の機会			2回	1回
目的・目標の達成に向けた課題						
職場の安全・安心セミナーについて、参加者数実績は目標を下回ったが、アンケートにおいて参加者の満足度は高い。共催の川崎商工会議所や労働関係機関等と連携し、産業保健分野における具体的なテーマ設定を今後も行っていく必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
新型コロナウイルス感染症により、生活様式の変化がある中、職場環境や労働環境も変化していることから、川崎商工会議所をはじめ、地域の企業や労働関係機関と情報交換を行なながら、実践可能な情報提供を行っていく。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 (精神保健福祉センター)						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備					
取組番号	33	取組名称	がん患者やその家族への支援の取組					
取組目的	支援情報や交流の場を提供することにより、がん患者やその家族が抱えている不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し充実させる。							
構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性			
1 川崎病院の運営	11,165,875千円	10,427,135千円	10,135,186千円	なし	なし			
2 井田病院の運営	4,968,798千円	4,520,831千円	4,726,929千円	なし	なし			
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)								
上記、構成事務事業の一部として、下記の内容に取り組んでいる。								
●がんサロンの開催	<川崎病院> がん患者とその家族を対象に毎月1回、がん患者サロンを開催している。診断前・治療中・治療後にかかわらず病気の症状や副作用、日常生活の困りごとなどについて、参加者同士が語り合える場になっている。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染予防のため通年で中止となり、他院の患者も参加できるオンラインのがんサロンを紹介した。 <井田病院> がん患者とその家族が悩みや不安などを自由に語れる場としてがんサロンの開催を計画していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見送った。がんサロンへの参加を希望する相談者には、他院の患者も参加できるオンラインのがんサロンを紹介した。また乳がん患者を対象としたピンクリボンサークルは、参加者同士のつながりを保つために会報の発行を始めた。							
●がん相談の実施	<川崎病院> がん相談支援センターとして、がん相談員ががんの治療・症状に関する疑問や、社会生活・医療費に対する質問や不安などの相談に対応している。また相談内容が、借金や財産・職場や労働・学校教育・家庭や人間関係などの場合は、「川崎いのちの電話」や「自殺予防いのちの電話」などの相談機関を案内できるように情報を整えている。(がん相談件数:電話68件、面接238件 合計306件) <井田病院> がんの治療や症状、生活や経済面などの疑問や不安に対して、がん専門相談員が適切な情報提供や心理的支援を行い、それらの相談に対応している。相談内容によれば、「川崎いのちの電話」などのこころの相談窓口を紹介したり、必要な人が手に取れるように「日本いのちの電話連盟」の電話番号を院内敷か所にて案内をした。(がん相談件数:電話2,628件、面接415件、その他14件 合計3,057件)							
新型コロナウイルス感染症による取組への影響								
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 <川崎病院及び井田病院>がんサロンの開催を通年で中止した。 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 <川崎病院>オンラインのがんサロンの紹介 <井田病院>オンラインのがんサロンの紹介、ピンクリボンサークル参加者への会報発行							
取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績				
1 がんサロンの開催回数	がんサロンを定期的に開催する。		川崎病院 年11回 井田病院 年20回	川崎病院 年0回 井田病院 年0回				
2 がん相談件数	がん相談件数の増加を図る。		川崎病院 632件 井田病院 3,162件	川崎病院 306件 井田病院 3,057件				
目的・目標の達成に向けた課題								
<川崎病院及び井田病院> がん患者やその家族への支援の取組が多くの方に広がっていくように、がん相談支援センターの広報を院内、院外へ積極的に行うとともに、がんサロンは開催方法を検討する必要がある。								
今後の取組の改善の方向性								
<川崎病院及び井田病院> がん患者や家族の不安の軽減、安心につなげられるよう、がん相談支援センターにおいて、積極的にがん相談、緩和ケア相談の機会を提供するとともに、がんサロンはオンラインなどを活用した方法での開催を検討していく。								
所管課								
病院局 経営企画室								

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備						
取組番号	34	取組名称	うつ病家族セミナー						
取組目的	うつ病患者の家族を対象に、講義や話し合い等を行ない、うつの理解や家族の対応などについて学ぶセミナーを定期的に実施する。 認知療法をテーマとした家族向け講演会を開催する。								
構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性				
1 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	なし	あり				
2									
3									
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)									
上記構成事務事業の中での、下記の取り組みを行っている。									
根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例									
●事業概要	うつ病患者の家族を対象とし、うつの基礎知識や療養中の対応方法について学ぶセミナー(1コース全2回)を夜間に開催。 1回目:うつ病を知ろう～様々なうつ病の診断と治療～ 2回目:認知行動療法を知ろう								
●参加者数	新型コロナウイルス感染症の感染拡大で中止としたため、0人								
新型コロナウイルス感染症による取組への影響									
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 うつ病家族セミナーは中止 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容								
<input checked="" type="checkbox"/> あり	<input checked="" type="checkbox"/> あり								
<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> なし								
取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)			目標	実績				
1 うつ病家族セミナーへの参加者数	セミナーへの参加者延べ数			50人	0人				
2									
目的・目標の達成に向けた課題									
参加人数が年々減少し、広報や時間帯の工夫をしても、参加人数の増加がみられなかったこと等から、セミナー開催を見直し、廃止することとした。									
今後の取組の改善の方向性									
所管課									
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター こころの健康課（精神保健福祉センター）									

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	35	取組名称	スクールソーシャルワーカーの配置			
取組目的	情報提供や地域のサポート資源を紹介することで、困難を抱えた家庭の保護者や子どもの不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童生徒支援・相談事業	529,166千円	40,142千円	526,663千円	なし	なし
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部で、スクールソーシャルワーカー配置事業として、下記の取り組みを実施している。						
<p>●スクールソーシャルワーカー活動状況 区・教育担当のもとに配置したスクールソーシャルワーカーが、課題解決や環境改善のため教育分野に関する知恵に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える児童生徒の支援をしている。</p> <p>●配置状況 川崎区が2名、その他の区は1名ずつの合計8名</p> <p>●スクールソーシャルワーカーの対応数等 対応学校: 102校(175校中) 支援対象になった児童生徒: 196名 訪問等支援回数: 2,548回</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容					
<input type="checkbox"/> あり						
<input checked="" type="checkbox"/> なし						
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	スクールソーシャルワーカー派遣回数	スクールソーシャルワーカー派遣回数 (カッコ内は年間相談人数)		—	2,548回 (196人)	
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
スクールソーシャルワーカーの要請をしている学校数が小・中・高・特別支援学校併せて約6割である。スクールソーシャルワーカーの活動を周知し、学校の教育相談担当者等が相談をしやすい環境づくりをしていく必要がある。また、こども未来局や健康福祉局、スクールカウンセラーとの情報交換会や研修会等により一層の連携の充実を図る。						
今後の取組の改善の方向性						
学校管理職への説明だけでなく、児童支援コーディネーターや生徒指導担当等にスクールソーシャルワーカーの活用の効果等を周知していく。各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」をはじめとする、子ども未来局や健康福祉局との情報交換会を定期的に設けたり、スクールカウンセラーとの合同の研修会を増やしたりして、連携の強化を図る。また、学校の教育相談担当等からの相談を定期的に受けられる環境づくりを進めていく。						
所管課						
教育委員会事務局 教育政策室・指導課						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備			
取組番号	36	取組名称	スクールカウンセラーの配置			
取組目的	不登校やいじめの問題における相談活動を実施することで、保護者や子どもの不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、体制を整備し、充実させる。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童生徒支援・相談事業	529,166千円	40,142千円	526,663千円	なし	なし
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部で、スクールカウンセラー配置事業及び学校巡回カウンセラー派遣事業として、下記の取り組みを実施している。						
<p>●スクールカウンセラー等の業務内容 ○市立中学校にはスクールカウンセラーの各校1名配置継続。 市立小学校、特別支援学校は、要請に応じて、高等学校へは週1回程度の学校巡回カウンセラーを派遣した。 ○児童生徒、保護者、教職員に対する相談 ○児童生徒に関するアセスメント(情報収集・見立て) ○教職員に対するコンサルテーション(専門的な指導・助言を含めた検討) ○心理に関する校内研修等の実施</p> <p>●相談件数 ○スクールカウンセラーによる相談延べ人数: 20,878人 ○学校巡回カウンセラーによる相談延べ人数: 2,209人 ※内訳(小学校4,114人、中学校4人、特別支援学校4人、高等学校1,087人)</p> <p>相談者は匿名でも相談できる。市立小・中学校の全児童生徒に相談カードを配布し、心配なこと、困っていることへの相談活動を行った。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容					
<input checked="" type="checkbox"/> あり						
<input type="checkbox"/> なし						
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	学校巡回カウンセラー派遣回数	小学校、特別支援学校、高等学校への派遣回数 (カッコ内は年間相談人数、緊急対応含む)		—	426回 (2,209人)	
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの配置・派遣について、今後も効果的な相談体制を維持する必要がある。スクールカウンセラーの活動内容を、各学校に認知していく必要がある。スクールカウンセラーの資質向上のための研修を充実させる						
今後の取組の改善の方向性						
スクールカウンセラーは、各学校の管理職や教職員と連絡をこまめにとり、一人でも多くの児童生徒が、充実した学校生活を送れるように支援する。教職員の相談にも積極的に対応できるようにする。						
所管課						
教育委員会事務局 総合教育センター						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備		
取組番号	37	取組名称	各区精神保健相談		
取組目的	各区役所地域みまもり支援センターにおいて、社会福祉職・保健師・心理職による各種精神保健福祉に関する相談や精神科嘱託医によるクリニックを実施し、市民の心の健康の保持及び増進を図る。				
構成事務事業		予算額 うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神保健事業	11,181千円	3,845千円	9,207千円	なし
2					
3					
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。					
根拠法令等：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・障害者総合支援法・保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領					
<p>●事業概要</p> <p>一般精神保健対策事業として、各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、社会福祉職・保健師・心理職の専門職による精神保健福祉に関する幅広い相談を窓口及び電話、訪問等で受け付けるとともに、必要に応じて利用可能な制度や社会資源の案内を行った。利用可能な制度や社会資源の案内を円滑に行うため、広報物の作成について外部委託を行った。その他、関連事業として、精神保健福祉に関する知識等の普及啓発を目的に各種講演会等を実施した。</p> <p>なお、継続的に相談支援が必要な方については、地域リハビリテーションセンターや障害者相談支援事業所等と連携し、日常生活に関する支援を行った。</p> <p>また、一般及び高齢者精神保健相談事業として、月1～3回、一般及び高齢者の精神保健福祉相談について、精神科嘱託医によるクリニックを開催し、相談・指導等を行った。精神科嘱託医からは、本人及び家族に関するケース検討会等においても、医学的視点から助言を受けた。新型コロナウイルス感染症の影響により対面での相談に影響があったことから、利用人数は減少した。</p>					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 精神保健福祉に関する知識等の普及啓発を目的とした各種講演会は、開催を見送った。				
<input checked="" type="checkbox"/> あり					
<input type="checkbox"/> なし					
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績	
1	各種精神保健相談の実施	各区役所地域みまもり支援センターにおいて、社会福祉職・保健師・心理職による相談・指導等の利用人数	3,000人	3,021人	
2	精神科医による一般及び高齢者精神保健福祉相談の実施	各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、精神科医による相談・指導等の利用人数	250人	187人	
目的・目標の達成に向けた課題					
窓口や電話での相談支援は引き続き、専門職を中心に対応していくとともに、精神保健の観点からこころの健康の維持増進や予防を見据えた普及啓発も進めていく必要がある。また、新型コロナウイルス感染症のこころの健康への影響も踏まえ、取り組んでいく必要がある。					
今後の取組の改善の方向性					
精神保健福祉に関する相談について、相談者の状況に応じて、地域リハビリテーションセンターや障害者相談支援事業等の関係機関と連携し、日常生活支援を継続的に展開できる体制の構築を目指す。また、普及啓発については、各種普及啓発物での相談窓口の周知を進めるとともに、地域の関係機関等と連携しながら、社会の状況に応じたテーマを設定した講演会や心の健康に関連した広報物の作成を行う。今後は、感染症対策に配慮した実施方法を検討していく。					
所管課					
健康福祉局 精神保健課					

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備		
取組番号	38	取組名称	こころの電話相談		
取組目的	こころの健康や病気の悩みについて、一人で抱えず相談できる体制を整え、自殺予防を図る。				
構成事務事業		予算額 うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神保健福祉センターに関する業務	47,785千円	21,065千円	38,414千円	あり
2					
3					
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。					
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例					
<p>●事業概要</p> <p>匿名で利用できる電話相談として、こころの健康や病気の悩みに応じた相談に応じる。緊急性が判断される場合には、各区役所や関係機関等の紹介や継続的な支援に向けた連絡調整を行う。相談件数は昨年度と同程度であり、自殺関連の相談は169件あった。</p>					
<p>●開設時間及び相談数</p> <p>開設時間：年末年始を除く月～金曜日 9:00～21:00 相談件数：延べ5,303件</p>					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容				
<input type="checkbox"/> あり					
<input checked="" type="checkbox"/> なし					
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績	
1	相談件数	こころの電話相談における相談件数実績	—	5,303件	
2					
目的・目標の達成に向けた課題					
頻回に利用する特定の相談者が増加し、新規相談者の割合が少ない現状にある。					
今後の取組の改善の方向性					
頻回な利用者への対応として、継続的な支援先となりうる関係部署と調整をしながら支援の方向性を検討していく。また、コロナウイルス感染症等による相談ニーズに対応するため、拡充を検討していく。					
所管課					
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター こころの健康課（精神保健福祉センター）					

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備					
取組番号	39	取組名称	社会的ひきこもり相談					
取組目的	社会的ひきこもり(明らかな精神障害のないひきこもり)状態の背景にある当事者、その家族あるいは世帯全体の課題を支援することにより、当事者や家族の社会的孤立の予防あるいは解消を図る。							
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性		
1	社会的ひきこもり対策事業	24,823千円	10,976千円	22,268千円	なし	あり		
2								
3								
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)								
●事業概要 ①社会的ひきこもり相談(当事者、家族への電話・面接・メールによる相談、家庭訪問・同行支援等のアウトリーチ支援、当事者グループ活動、家族グループ活動等) ②ひきこもり地域支援センターの設置 ③関係機関等へのコンサルテーション等による機関支援 ④市民講演会開催等による普及啓発 ⑤従事者研修会開催等による支援者育成 ⑥ひきこもりに関する調査研究								
●結果および実績 件数 実数254件、延数1,418件 当事者グループ活動 39回実施、参加実人数7人、参加延人数96人 研修会 1回開催 延参加人数8人 ネットワーク構築準備会を立ち上げ、官民を越えた多分野が横断する会議を9回開催。 平成14年の相談開始から約20年間分の当部署が対応したひきこもり相談の分析を実施。								
新型コロナウイルス感染症による取組への影響								
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 市民講演会や従事者研修会の中止。							
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容							
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績			
1	市民講演会の参加人数	ひきこもりに対する理解の普及啓発を目的に実施		80人	0人			
2	研修会の参加人数	ひきこもり支援に携わるあるいは家族からの相談を初期に受けける職員の人材育成を目的に実施		20人	8人			
目的・目標の達成に向けた課題								
ひきこもりは状態像であり、その背景にある課題への支援が求められるため、ひきこもり支援の専門機関だけでなく、様々な支援機関が対応することになる。そのため支援機関職員のひきこもり相談に関する一層の人材育成が求められる。								
今後の取組の改善の方向性								
各事業の見直すべき点の改善を図り、令和3年4月開設のひきこもり地域支援センターを適切に運営する。また当市におけるひきこもり支援の充実を図るために関係機関ネットワークの構築を進める。市民講演会や研修会については、今後、オンライン開催等、実施形態の検討を行う。								
所管課								
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 (精神保健福祉センター)								

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備					
取組番号	40	取組名称	心神喪失者等医療観察法への対策					
取組目的	重大な他害行為を起こした精神障害者を対象に退院し、退所後における生活環境の調整を行う心神喪失者等地域移行支援事業を実施する。							
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無		
1	心神喪失者等医療観察制度への対応事業		444千円	0千円	233千円	なし		
2								
3								
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)								
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。								
根拠法令等:心神喪失者等医療観察法、地域社会における処遇のガイドライン(平成17年法務省・厚生労働省共同通知)、神奈川県における医療観察法に基づく地域処遇運営要領								
●事業概要 心神喪失者等医療観察法による処遇対象者に対して、退院後の必要な医療を確保し、地域における支援を構築して、関係機関の密な連携のもと、他害行為等の再発防止と対象者の地域生活支援を進めることを目的に、精神保健福祉センター及び地域リハビリテーションセンターが、裁判所による入院・通院の決定により、法の下、保護観察所や保健福祉センターと連携して、入院処遇中からケア会議等を行い、通院処遇対象者に定期的に面接や訪問、ケア会議等を実施した。								
●支援の内容 事業対象者に関してのケア会議と訪問支援を実施することで、入院処遇中から退院後の必要な医療並びに地域生活上必要な支援を確保するとともに、医療機関をはじめ、地域関係機関等と緊密に連携することで、他害行為等の再発防止と安定した社会復帰に向けた重層的な支援を実施した。								
新型コロナウイルス感染症による取組への影響								
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 新型コロナウイルスの感染防止策を取りながら、出来る範囲でケア会議及び訪問支援を実施した。							
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容							
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績			
1	ケア会議の開催	処遇対象者に対する支援について、関係機関と検討を行う場の開催		—	39回			
2	訪問支援回数	処遇対象者の入院医療機関、居住地及び関係機関等へ定期的な訪問		—	99回			
目的・目標の達成に向けた課題								
今後の取組の改善の方向性								
医療機関をはじめ、地域関係機関等と緊密に連携し、今後も処遇対象者に対して支援を行う。								
所管課								
健康福祉局 精神保健課								

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実		
取組番号	41	取組名称	ホームドア等の設置支援		
取組目的	物理的・心理的障壁を設けることが自殺予防につながることから、ホームドア等の設置支援を行うための体制を整備し、充実させる。				
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	鉄道駅ホームドア等整備事業	45,166千円	0千円	89,149千円	なし
2					
3					
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
<p>●設置補助制度の概要 鉄道駅舎におけるホームドア等の整備に対して、その整備を促進させることにより、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保を目的とし、原則として一日あたりの駅乗降者が10万人以上の駅舎において、補助事業等に要する経費の12分の1を上限として予算の範囲内で鉄道事業者に対して補助金を交付する。</p> <p>●補助件数 3件(京急本線京急川崎駅、小田急小田原線登戸駅(下り線)、東急目黒線武蔵小杉駅(2両分延伸))</p>					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容				
<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし					
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績	
1	ホームドア設置駅	一日あたりの駅乗降者数が10万人以上の駅のホームドア設置数	9駅(累計)	2駅(累計)	
2					
目的・目標の達成に向けた課題					
障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全の確保に向けた早期整備が課題。					
今後の取組の改善の方向性					
鉄道駅舎におけるホームドア等の整備を補助金を活用し促進する。					
所管課					
まちづくり局 交通政策室					

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実			
取組番号	42	取組名称	障害を理由とする差別解消の推進			
取組目的	お互いを尊重しながら共に支えあう自立と共生の地域社会を目指し、障害者施策を推進し、また、差別のない「自立と共生の地域社会づくり」を推進する。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	
1	障害者支援制度実施事業	126,107千円	4,983千円	130,079千円	なし	
2	ノーマライゼーションプラン推進事業	25,948千円	1,542千円	46,076千円	なし	
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、普及啓発・周知や、障害者差別解消支援地域協議会の設置等、下記の取り組みを行っている。						
<p>根拠法令: 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 ○普及啓発・周知 (市民)パンフレット・ポスターの配布等 (事業者)民間事業者向けガイドラインの周知 (職員)階層別研修等、eラーニング ○相談等の体制整備 市職員・事業所ごとの相談体制の整備 ○情報の収集・整理等 相談票等により、相談事例の集約と蓄積 ○障害者差別解消支援地域協議会の設置 地域における関係機関等のネットワークを構築し、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を行うとともに、障害を理由とする差別の解消に関する様々な課題を協議</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容					
<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし						
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)			目標	実績
1	障害者差別解消支援地域協議会の設置	年2回の実施を基本とし、差別の解消に資する協議を継続していく。			2回	2回
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
障害者差別解消法に関する普及啓発・周知等の取り組みについて、障害者差別解消支援地域協議会で、評価方法を検討すること、それに関連し他都市の事例の情報収集すること。 合理的配慮への対応に関し、バリアフリー対応の知識を向上させる取り組みとして、市職員向けに「障害のある方へのサポートブック」を発行しているが、さらなる周知が必要である。						
今後の取組の改善の方向性						
上記のとおり、市職員向けのサポートブックは発行しているが、市民向けにわかりやすいパンフレットを発行する。 法改正により、民間事業者にも「合理的配慮」が義務化されることから、民間事業所向け、周知、啓発を行う。						
所管課						
健康福祉局 障害計画課						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実					
取組番号	43	取組名称	川崎市妊娠・出産包括支援事業					
取組目的	妊娠婦やその家族、予期しない妊娠によって悩む方からの電話相談に応じることや、産後早期に母体の体力の回復や育児支援を行うことにより、自殺予防を図ることを目的とする。							
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性		
1	母子保健指導・相談事業	267,004千円	118,288千円	367,311千円	あり	なし		
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)								
上記の構成事務事業の一部として、下記の取組を実施している。								
<ul style="list-style-type: none"> ●出産の前後に体調不良や育児不安等がある妊産婦について、そのニーズに合う支援につなぐための電話相談を実施した(母子保健相談支援事業)。 ●妊婦とパートナーを対象に両親学級を開催し、育児知識の普及、情報提供を行った。(妊娠期サポート事業) ●予期していない妊娠等で、誰にも相談できずに悩んでいる人の電話による個別相談に応じ、妊娠、出産に関する正しい情報を提供とともに、地域の相談窓口を案内した。(妊娠・出産SOS事業) ●市内の助産所に産婦が宿泊、来所、又は助産師が自宅に訪問することにより、産婦の体力の回復の支援や育児支援を行った。(産後ケア事業) 								
<p>●実績</p> <p>○母子保健相談件数 1,756件</p> <p>○妊娠期サポート事業(両親学級) 開催回数:12回 参加者数:378人(うちオンライン実施は5回、128人)</p> <p>○妊娠・出産SOS相談件数 136件(うちメール相談が44件)</p> <p>○産後ケア 宿泊型 延1031人(実221人) 訪問型 延634人(実449人) 日帰り型 延167人(実119人)</p>								
新型コロナウイルス感染症による取組への影響								
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容							
<input type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容							
<input checked="" type="checkbox"/> なし	妊娠期サポート事業(両親学級)をオンラインに切り替えて実施した。							
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績				
1	産後ケア事業の利用人数	宿泊型、訪問型、日帰り型の産後ケアの利用人数	1,020人	1,832人				
2								
目的・目標の達成に向けた課題								
<p>産後ケアは、産後のケアや育児支援だけでなく、産婦の休息を目的とした利用についても対象とし、希望する方が広く利用できるようにしていることから、今後も産後ケアを必要とする方が利用につながるように、妊娠期から制度の周知を行い、制度利用が必要と思われる方を捉え、個別に紹介を行な必要がある。</p> <p>また、産後に心身に不調を抱える産婦への対応のため、様々な社会資源や制度のあり方について検討を行う必要がある。</p>								
今後の取組の改善の方向性								
<p>予期しない妊娠に関する悩みを抱える方が、適切な相談につながり、また必要な情報が得られるように、インターネットを活用した相談窓口の周知や、関係団体と連携した取組を推進する。</p> <p>妊娠届出時や個別支援等の場面で産後ケアを必要とする方に職員が適切な支援を行うことができるよう、職員に情報提供を行うとともに、委託事業者と職員の情報共有を促進する。</p>								
所管課								
こども未来局 こども保健福祉課								

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実					
取組番号	44	取組名称	子ども・子育て支援					
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、保護者や子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施し、対処するための体制を整備し、充実させる。							
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性		
1	児童虐待防止対策事業	124,828千円	40,608千円	121,368千円	あり	なし		
2	児童相談所運営事業	418,049千円	91,170千円	452,353千円	なし	なし		
3								
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)								
<p>●取組内容</p> <p>各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。</p> <p>また、各区役所保健福祉センター(現:各区役所地域みまもり支援センター)、各地区健康福祉ステーションにおいて、保健師、助産師、社会福祉職、心理職、こども教育相談員等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。</p> <p>相談内容により、関係機関等と密に連携を図りながら対応している。</p>								
<p>●相談回数</p> <p>令和2年度の児童相談所における相談件数は6,128件だった。また、心理職による心理療法・カウンセリング等の実施回数は9,336件であった。</p> <p>令和2年度区役所、支所における相談件数は2,954件であった。</p>								
新型コロナウイルス感染症による取組への影響								
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容							
<input type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容							
<input checked="" type="checkbox"/> なし	妊娠期サポート事業(両親学級)をオンラインに切り替えて実施した。							
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績				
1	児童相談所における相談件数	児童相談所において養護相談、障害相談、非行相談、育成相談等を実施した件数。なお、数値は目標ではなく実績管理のもの。	4,012件	6,128件				
2	区役所における相談件数	各区役所保健福祉センター(現:各区役所地域みまもり支援センター)、各地区健康福祉ステーションにおいて、養護相談、障害相談、非行相談、育成相談等を実施した件数。なお、数値目標は設定していない。	—	2,954件				
目的・目標の達成に向けた課題								
<p>児童相談所、区役所、支所において、児童虐待等を含む困難を抱える子どもや保護者の相談が複雑・多様化しており、児童家庭支援の充実・強化が求められている。</p>								
今後の取組の改善の方向性								
児童相談所の体制整備及び児童家庭支援の充実・強化に向けた取組を推進する。								
所管課								
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室								

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書																								
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実																					
取組番号	45	取組名称	子ども専用・24時間子供SOS電話相談																					
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。																							
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性																		
1	児童生徒支援・相談事業	529,166千円	40,142千円	526,663千円	なし	なし																		
2																								
3																								
取組実績																								
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)																								
上記構成事務事業の一部で、24時間電話相談対応事業として、下記の取り組みを実施している。																								
<p>●電話相談の実施内容 相談者は匿名でも相談できる。市立小・中学校の全児童生徒に相談カードを配布し、心配なこと、困っていることへの相談活動を行った。</p> <p>○電話相談(教育一般) ○子ども専用電話相談 ○24時間子供SOS電話相談</p> <p>●電話相談数 電話相談(教育一般)・子ども専用電話相談:994件 24時間子供SOS電話相談:244件</p>																								
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響</p> <table border="1"> <tr> <td>影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 電話相談員研修会3回/年全て中止</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>あり</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>なし</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>取組の中で重視している 主要指標</th> <th>指標の説明(概要及びポイント)</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> <tr> <td>1 電話相談件数</td> <td>電話相談(教育一般)・子ども専用電話相談件数</td> <td>-</td> <td>994件</td> </tr> <tr> <td>2 電話相談件数</td> <td>24時間子供SOS電話相談件数</td> <td>-</td> <td>244件</td> </tr> </table> <p>目的・目標の達成に向けた課題 心配なこと、困っていることなどの相談内容に対して、適切に応えることができるようになることが必要である。</p> <p>今後の取組の改善の方向性 緊急性がある場合、早急に関係機関に情報を伝えるように、常に連携体制を整えていく。</p> <p>所管課 教育委員会事務局 総合教育センター</p>							影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 電話相談員研修会3回/年全て中止	<input checked="" type="checkbox"/> あり		<input type="checkbox"/> なし		取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績	1 電話相談件数	電話相談(教育一般)・子ども専用電話相談件数	-	994件	2 電話相談件数	24時間子供SOS電話相談件数	-	244件
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 電話相談員研修会3回/年全て中止																							
<input checked="" type="checkbox"/> あり																								
<input type="checkbox"/> なし																								
取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績																					
1 電話相談件数	電話相談(教育一般)・子ども専用電話相談件数	-	994件																					
2 電話相談件数	24時間子供SOS電話相談件数	-	244件																					

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書																								
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実																					
取組番号	46	取組名称	川崎市立学校インターネット問題相談																					
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、ネット、携帯端末等を使ったインターネット問題に関する子どもの悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備する。																							
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性																		
1	児童生徒支援・相談事業	529,166千円	40,142千円	526,663千円	なし	なし																		
2																								
3																								
取組実績																								
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)																								
上記構成事務事業の一部で、下記の取り組みを実施している。																								
<p>●電話・メール相談の実施状況 ○市立学校に通う児童生徒に関わるインターネットトラブルの相談を受けている。 ○相談内容に応じて再相談や他の適切な相談窓口を紹介するなど、慎重かつ丁寧な対応を心掛けている。 ○相談者については、児童生徒本人もあるが相談件数の割合は少なく、学校や保護者からの相談が多い。 ○電話及びメールによるインターネットトラブルに関する相談は年間41件。</p> <p>●トラブル防止のための取組状況 ○学校裏サイト、掲示板等をネットバトロールとして監視している。トラブルにつながる恐れのある事案に対しては、相談者や学校に情報共有するとともに、情報を共有して連携することの必要性を理解してもらうよう相談にあたっている。 ○Twitter等SNSでのトラブルが多く発生てきており、そのような背景から、小学校1年生から高等学校3年生までの保護者向けに、未然防止、家庭での意識づけ等を目的とする、リーフレット(「川崎市版保護者のためのインターネットガイド」)を作成し、毎年配付している。</p>																								
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響</p> <table border="1"> <tr> <td>影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>あり</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>なし</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>取組の中で重視している 主要指標</th> <th>指標の説明(概要及びポイント)</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>今後の取組の改善の方向性</p> <p>所管課 教育委員会事務局 総合教育センター</p>							影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容	<input type="checkbox"/> あり		<input checked="" type="checkbox"/> なし		取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績	1				2			
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容																							
<input type="checkbox"/> あり																								
<input checked="" type="checkbox"/> なし																								
取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績																					
1																								
2																								

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書												
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実									
取組番号	47	取組名称	児童・青少年電話相談									
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、青少年の悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。											
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性						
1	児童相談所運営事業	418,049千円	91,170千円	452,353千円	あり	なし						
2												
3												
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)												
上記の構成事務事業の一部として、下記の内容を実施している。												
<p>●取組内容 おおむね24歳までの児童と青少年の養護・障害・非行・人間関係・社会生活などに関する悩み事や困り事の電話相談を実施している。 開設時間は平日9時～20時</p> <p>●電話相談数 令和2年度の相談件数は、250件であった。</p>												
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響</p> <table border="1"> <tr> <td>影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>あり</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>なし</td> <td></td> </tr> </table>							影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容	<input type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容	<input checked="" type="checkbox"/> なし	
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容											
<input type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容											
<input checked="" type="checkbox"/> なし												
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績							
1	電話相談件数	0～24歳の児童と青少年の悩み事や困り事に対する電話相談の件数。なお、数値目標は設定していない。		—	250件							
2												
<p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>児童や青少年の発達課題に関連して生じる悩みに適切に対応していくため、さらなる相談体制の充実が求められる。</p>												
<p>今後の取組の改善の方向性</p> <p>上記内容と兼ねる。</p>												
<p>所管課</p> <p>こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室</p>												

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書												
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実									
取組番号	48	取組名称	コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)									
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、職に関する悩みや困難を解消するよう、社会参加や職業的自立を目指す若者を支援する体制を整備し、充実させる。											
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性						
1	雇用労働対策・就業支援事業	53,491千円	29千円	70,690千円	あり	なし						
2												
3												
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)												
上記構成事業の中でも、コネクションズかわさきを運営している。												
<p>●制度の仕組 「コネクションズかわさき」は、若年無業者等の職業的自立に向けて、国事業の「かわさき若者サポートステーション事業」と連携し、心理カウンセリング、職業人セミナー、職場体験、社会参加継続支援、保護者向けセミナー等を実施することにより、総合的な支援に取り組んでいる。</p> <p>●支援メニューごとの参加実績(令和2年度) 登録者: 160人 心理カウンセリング: 101回 職業人セミナー: 18回 職場体験: 10回 社会参加継続支援セミナー: 2回 保護者向けセミナー: 2回</p> <p>●就労実績 進路決定者数: 115人 (内訳: 就職106人、進学等9人)</p>												
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響</p> <table border="1"> <tr> <td>影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 職業人セミナー:企業より辞退申し出1件あり 保護者向けセミナー:緊急事態宣言発令のため1回中止</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>あり</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>なし</td> <td></td> </tr> </table>							影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 職業人セミナー:企業より辞退申し出1件あり 保護者向けセミナー:緊急事態宣言発令のため1回中止	<input checked="" type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容	<input type="checkbox"/> なし	
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 職業人セミナー:企業より辞退申し出1件あり 保護者向けセミナー:緊急事態宣言発令のため1回中止											
<input checked="" type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容											
<input type="checkbox"/> なし												
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績							
1	職場体験の実施数	「コネクションズかわさき」が行う職場体験事業の年間実施数		70回	10回							
2												
<p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>コネクションズかわさきを利用する各個人が抱える悩み、困難は多種多様であり、様々な支援機関による連携した支援が必要である。また、就職決定については、雇用情勢の変化等の外的要因に大きな影響を受ける。</p>												
<p>今後の取組の改善の方向性</p> <p>継続して事業を実施するとともに、若年無業者に対する職業的自立に向けた支援を実施していく。</p>												
<p>所管課</p> <p>経済労働局 労働雇用部</p>												

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充				
取組番号	49	取組名称	市民相談の実施				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、市民の悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。						
			構成事務事業	予算額 うち補助金等	決算額 外部委託の有無		
1	区相談事業	18,118千円	0千円	13,338千円	あり なし		
2							
3							
			取組実績				
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●相談内容	○市民生活・市政等相談:市職員及び市民相談員が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、相談の総合案内を行ったり日常生活での困り事などの相談に応じる。 ○特別相談:弁護士、司法書士、専門相談員等が、各区役所地域振興課において、市内に在住・在勤・在学の方を対象に、専門知識が必要な相談に応じる。 (令和2年度特別相談:弁護士相談、司法書士相談、認定司法書士相談、行政書士の相続・遺言・成年後見相談、交通事故相談、(専門相談員)弁護士)、労働相談、税務相談(税理士/税務相談員)、宅地建物相談、まちづくり相談、住宅相談、ろうあ者相談、難聴者相談、人権相談、行政相談)						
●市民相談の件数	市民生活・市政等相談件数:11,886件(令和2年度 全区合計件数) 特別相談件数:4,541件(令和2年度 全区合計件数)						
	新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 緊急事態宣言等を受けて、一部の対面相談の実施を中止。						
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 対面相談を中止した相談について、一部電話相談を実施。						
取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績			
1 相談件数	各区で受け付けた相談件数		—	16,427件			
2							
目的・目標の達成に向けた課題							
時代状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応し、相談窓口の体制を整備する。							
今後の取組の改善の方向性							
相談の利用率等を把握し、相談窓口の体制整備につなげていく。							
所管課							
市民文化局 市民活動推進課							

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充				
取組番号	50	取組名称	子どもの権利侵害・男女平等に関わる人権に関する人権オンブズパーソンによる相談等の実				
取組目的	子どもの権利の侵害や男女平等にかかる人権の侵害に関する相談及び救済の申立てへの適切な対応 人権オンブズパーソン制度や相談窓口を、幅広く周知するための広報・啓発						
			構成事務事業	予算額 うち補助金等	決算額 外部委託の有無		
1	人権オンブズパーソン運営事業	38,178千円	2,644千円	36,943千円	なし なし		
2							
3							
			取組実績				
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●取組内容	子どもの権利侵害と男女平等にかかる人権侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が得られるよう適切な助言や支援を行うとともに、関係機関と連携して救済の申立てに関する調査・調整等を適切に行つた。						
●相談及び救済の申立てへの適切な対応	新規の相談件数は141件で、そのうち、子どもの権利侵害にかかる相談が90件、男女平等にかかる人権侵害の相談が20件、その他の相談が31件だった。救済の申立ては全て子どもに関するもので6件あり、相談及び救済の申立てについて、それぞれ適切な対応を行つた。						
●制度や相談窓口の広報・啓発	「人権オンブズパーソン子ども教室」を、小学校8校、中学校4校で実施したほか、市内の小・中・高等学校等を通じて、全児童・生徒に相談カードを配布した。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、予定していた小学校1校や児童養護施設2施設での「子ども教室」及び男女共同参画センター(すくらむ21)と協働で実施している高校生を対象にした「データDV予防講座」は中止となつたため、人権オンブズパーソンに関するパンフレットを配布し相談窓口の周知を図った。						
	新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 上記の取組実績に記載のとおり、一部の「子ども教室」及び高校生向け「データDV予防講座」が中止となった。						
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容						
取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績			
1	各区で受け付けた相談件数		—	16,427件			
2							
目的・目標の達成に向けた課題							
いじめ等の子どもの権利の侵害やDV等の男女平等にかかる人権の侵害については、新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容の中、依然として深刻な状況が続いている。							
今後の取組の改善の方向性							
今後とも、より一層の制度の理解と周知に向け、市民に分かりやすい広報啓発に取り組んでいく。							
所管課							
市民オンブズマン事務局 人権オンブズパーソン担当							

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実				
取組番号	51	取組名称	男女共同参画センターにおける総合相談				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決し、自殺予防を図ることを目的とする。						
構成事務事業		予算額 うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性		
1	男女共同参画センター管理運営事業	118,818千円	0千円	118,794千円	あり	なし	
取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の一部で、下記の取り組を行っている。							
●制度の概要							
【女性のための総合相談】 ・ハローウィメンズ110番：(電話相談)こころ、からだ、性差別、家族、夫婦、子育て、女性に対する暴力、生き方、人間関係などの悩みの相談 ・面接相談：夫婦、子育て、家族、生き方などの悩みの相談 ・法律相談：女性弁護士による法律相談 相談員…11名(社会福祉士、産業カウンセラー、精神保健福祉士、心理士、その他経験者)							
【男性のための電話相談】(平成28年4月27日から常設) 男性相談員による、男性が抱える生き方、働き方、人間関係(家族、夫婦、親子、職場)などの悩みの相談 相談員…5名(社会福祉士、産業カウンセラー、精神保健福祉士、心理士、キャリアコンサルタント、その他経験者)							
●相談体制							
【女性のための総合相談】 ・ハローウィメンズ110番(電話相談) 日曜(12:00～17:00)、月～木曜(10:00～15:00)、金曜(15:00～20:00) ・面接相談 ※要予約 第1・3木曜(10:00～12:00)、第4金曜(16:00～20:00) ・法律相談 ※要予約 第1・3木曜(13:00～16:00) 【男性のための電話相談】 水曜(18:00～21:00) ※ 相談事業は祝日及び年末年始は休み							
●相談のカテゴリーとの件数 【女性のための総合相談】 ハローウィメンズ110番(電話相談)…5,179件 面接相談…47件 法律相談…73件 【男性のための電話相談】…233件							
新型コロナウイルス感染症による取組への影響							
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容						
<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 緊急事態宣言下において、休館期間(4月11日から5月末まで)があったため、面接相談を電話か対面か選択できるようにして実施した。						
取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績				
1 相談件数	男女共同参画センターで相談事業として行われている各種相談窓口に寄せられた相談件数の総数。なお、数値目標は設定していない。	-	5,532				
目的・目標の達成に向けた課題							
相談内容から潜在的課題を掘り起こし、自殺予防につなげるため、日常的な相談の更なる質の向上が必要である。また、男性電話相談については、男性の相談員に匿名で相談できることなどから、前年度比で46件増加しているように、同事業の需要があると考えられ、更なる周知活動が必要である。							
今後の取組の改善の方向性							
相談の質の向上に向けて、カンファレンスの実施のほか、市内・県内の会議等への出席による情報共有や相談関係者対象の研修会への参加を通じて相談スキルの更なる向上を図る。また、頻回相談者の把握に努め必要な支援に繋げていく。 男性電話相談については、周知活動の強化のため、相談カードやチラシの配布先の新規開拓を進めていく。							
所管課							
市民文化局 人権・男女共同参画室							

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実				
取組番号	52	取組名称	多重債務を含む消費生活相談				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決するためことが自殺予防につながることから、多重債務等の様々な消費者トラブルの解決に向けて、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。						
構成事務事業			予算額 うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	
1	消費生活相談情報提供事業		66,737千円	3,266千円	66,665千円	あり	なし
2							
3							
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
●取組内容 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの消費生活相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場であっせん等の処理に当たっている。相談には、違法な過量販売等の消費者被害や脆弱な自己管理等の理由により生活が困窮してしまったというような内容のものも含まれている。							
●多重債務に関する消費生活相談件数:61件 助言(自主交渉)27件・その他の情報提供30件・あっせん解決1件・あっせん不調0件・その他2件							
●多重債務者特別相談会(多重債務者相談強化キャンペーン2020期間中):1件 弁護士・生活支援相談員・就労専門の支援員・市職員が本人からのヒアリングをもとに現状を分析し、問題の解決方法を助言するとともに法テラスの案内及び予約を行った。							
新型コロナウイルス感染症による取組への影響							
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容						
<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容						
取組の中で重視している 主要指標	指標の説明(概要及びポイント)	目標	実績				
1 あっせん解決件数	受け付けた相談のあっせん解決が行われるように対応する。	5件	1件				
2							
目的・目標の達成に向けた課題							
多重債務等のトラブルの解決が生活再建の一助となり自殺の予防につながることから、様々なツール・媒体を通じて、センターの所在地や連絡先、相談の受付時間などの詳細を広報し、未だ相談をせずに悩みを抱えている市民(新規相談者)の掘起しを工夫する必要がある。毎年実施している「特別相談会」については、川崎区・麻生区・民課の「区民課番号表示システム」の活用やポスター掲示・チラシ配布等、庁内各局・区と連携した広報を行う。また、各区の相談情報担当課との連携を密にしながら、多重債務相談に対する体制の強化に取り組んでいく。							
今後の取組の改善の方向性							
未だ相談をせずに悩みを抱えている市民(新規相談者)の掘起しを行るために、「区民課番号表示システム」の活用やポスター掲示・チラシ配布等、庁内各局・区と連携した広報を行う。また、各区の相談情報担当課との連携を密にしながら、多重債務相談に対する体制の強化に取り組んでいく。							
所管課							
経済労働局 消費者行政センター							

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実				
取組番号	53	取組名称	労働相談の実施				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺防止につながることから、労働問題を抱えた労働者を守る立場に立って相談に応じるとともに、問題解決に役立つよう支援する。						
構成事務事業		予算額 うち補助金等	決算額	外部委託 の有無	事業変更 の可能性		
1	雇用労働対策・就業支援事業	53,491千円	29千円	70,690千円	なし	なし	
2							
3							
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の一部として、下記の取組を行っている。							
<p>・市役所及び区役所(中原)に労働に関する相談窓口を設置し、労働相談を実施。 【令和2年度実績】 相談件数 877件 相談人数 547人 ・神奈川県との共催により、月1回の弁護士労働相談と年7回の街頭労働相談会を開催。 【弁護士労働相談: 令和2年度実績】 相談件数 108件 相談人数 75件 【街頭労働相談: 令和2年度実績】 相談件数 266件 相談人数 207人 </p>							
新型コロナウイルス感染症による取組への影響							
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 街頭労働相談会の中止						
<input checked="" type="checkbox"/> あり							
<input type="checkbox"/> なし							
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績		
1	街頭労働相談会の実施	市内各所において年7回程度労働相談会を実施する。		7回	4回		
2							
目的・目標の達成に向けた課題							
労働相談会実施をより多くの労働者に知つてもらうために広報活動が必要である。							
今後の取組の改善の方向性							
継続して事業を実施、労働問題を抱えた労働者の相談に応じる。かわさき労働情報などを通じ、労働相談会の広報活動をしていく。							
所管課							
経済労働局 労働雇用部							

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実				
取組番号	54	取組名称	キャリアサポートかわさき				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、職に関する悩みや困難が解消されるよう、相談を実施するための体制を整備し、充実させる。						
構成事務事業		予算額 うち補助金等	決算額	外部委託 の有無	事業変更 の可能性		
1	雇用労働対策・就業支援事業	53,491千円	29千円	70,690千円	あり	なし	
2							
3							
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の中で、川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」を運営している。							
<p>●制度の仕組 川崎市就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、就職に関する総合相談窓口を開設し、個別相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、心理カウンセリング等を実施している。</p> <p>●令和2年度実績 相談件数:延べ2,527件 心理カウンセリング:延べ71件 就職決定者数:412人</p>							
新型コロナウイルス感染症による取組への影響							
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 緊急事態宣言下において、対面での相談対応を一時休止						
<input checked="" type="checkbox"/> あり							
<input type="checkbox"/> なし							
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績		
1	「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数	「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数		488人	412人		
2							
目的・目標の達成に向けた課題							
求職者に対する事業広報(新規登録者の獲得)、雇用情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の状況等への柔軟な対応							
今後の取組の改善の方向性							
事業HPへの相談予約フォーム設置、広報チラシの見直し(広報ターゲット別に細分化、発行頻度向上)、他就業支援事業と連携した広報の強化、オンライン相談窓口の設置、感染症対策の徹底、求人開拓体制強化継続等							
所管課							
経済労働局 労働雇用部							

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実					
取組番号	55	取組名称	中小企業の融資相談					
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、経営に関する悩みや困難が解消されるよう、相談や申請を受け付けるための体制を整備し、充実させる。							
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	
1	中小企業融資制度事業		19,705,350千円	19,240,000千円	36,283,068千円	なし	なし	
2	金融相談・指導事業		12,842千円	1,880千円	17,271千円	なし	なし	
3								
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)								
上記構成事務事業の一部として、下記の取り組みを実施している。								
●取組内容	経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障を生じている中小企業者等に対し、中小企業信用保険法「セーフティーネット保証制度」の申請を受け付け認定を行いました。							
	また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に対応するため、認定事務の緩和を実施しました。							
	なお、中小企業の経営や融資等に関する相談に対し、市融資制度をはじめ関連する情報を提供し、事業者の課題解決に向けた支援を行いました。							
●認定件数	11,632件							
●相談件数	7,853件							
新型コロナウイルス感染症による取組への影響								
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止した事業内容 新型コロナウイルス感染症に対応するため、認定事務の緩和を実施した。							
<input checked="" type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容							
<input type="checkbox"/> なし								
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績			
1	「セーフティネット保証制度」の認定件数	中小企業信用保険法に基づく「セーフティネット保証制度」の認定件数		100件	493件			
2								
目的・目標の達成に向けた課題								
今後の取組の改善の方向性								
所管課								
経済労働局 金融課								

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実					
取組番号	56	取組名称	介護者への支援					
取組目的	家族の介護による負担を軽減し、困難を家族のみで抱える孤立を防ぎ、介護疲れ等による自殺予防を目的とする。							
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	
1	認知症高齢者対策事業		78,148千円	52,851千円	69,342千円	あり	なし	
2								
3								
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)								
①認知症高齢者介護教室								
●事業概要	介護者が認知症高齢者を正しく理解し、日常生活で高齢者の残された機能を生かしながら働きかけ、生活の質を高めるような援助ができるようにすること、また、認知症高齢者をめぐる諸問題を、介護者・ボランティア等と共にし、介護者の孤立化を予防するとともに、地域での支え合いの重要性を啓発していく。							
●事業内容	各区役所地域みまもり支援センターにおいて、認知症等により要介護となった人の家族を対象に介護教室を開催し、認知症や介護方法、支援制度等の理解を深めるとともに、家族相互の情報交換、ボランティア等との交流の機会としている。							
②認知症コールセンター								
●事業概要	認知症介護の経験者によるピアカウンセリングや、認知症専門医による医療・介護に関する指導・傾聴など認知症の人や家族に寄り添った相談支援を行っている。							
●事業内容	電話・訪問・来所による相談 認知症専門医による介護指導・傾聴 「川崎市認知症ネットワーク」(家族会)との連携・認知症高齢者家族のコーディネート							
新型コロナウイルス感染症による取組への影響								
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止した事業内容 認知症高齢者介護教室(一部)・認知症コールセンター(医師による面談は電話相談に変更)							
<input checked="" type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 認知症コールセンター(医師による面談は電話相談に変更)							
<input type="checkbox"/> なし								
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績			
1	コールセンターによる相談の実施	認知症の人と家族の地域生活を支援するための相談		-	413件			
2								
目的・目標の達成に向けた課題								
今後の取組の改善の方向性								
今後も継続し支援を行う。								
所管課								
健康福祉局 地域包括ケア推進室								

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実					
取組番号	57	取組名称	介護予防・生活支援サービス事業					
取組目的	介護予防・健康づくりにより、地域住民の不安や悩みが解消され、心の健康が実現されるよう、実施内容の充実を図る。							
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性		
1	介護予防事業		2,683,465千円	2,330,047千円	2,055,884千円	あり なし		
2								
3								
取組 実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)								
上記構成事務事業の一部で、いよいよ元気広場事業として、下記の事業に取り組んでいる。								
<p>●取組の概要 ・広く介護予防を普及啓発し、高齢者が要介護・要支援状態等となることを防ぐことを目的とする。 ・事業参加者が、外出や運動等の習慣を身につけるとともに、仲間づくりや地域で行われている様々な活動にも継続して取り組めることを目指し、そのきっかけ作りとするための通いの場として、事業を実施した。</p>								
<p>●対象者 ・市内在住65歳以上(要介護認定者は除く)</p>								
<p>●市内48か所の老人いのいの家の開催回数、延べ参加者数 ・開催回数…1,741回 ・延べ参加者数…8,792人</p>								
新型コロナウイルス感染症による取組への影響								
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 令和2年2月28日(金)～令和2年6月30日(火)まで事業休止。令和2年7月から感染症対策と定員制限を行ひながら順次再開。							
<input checked="" type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 閉じこもりの可能性の参加者を抽出しダイレクトメールにて自宅でできる介護予防の情報や自粛生活によるフレイ儿の進行を予防するためのチラシ(日本老年医学会作成)を送付。							
<input type="checkbox"/> なし								
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績			
1	延べ参加人数	介護予防の意識醸成と介護予防活動のきっかけの場とするため、参加者数の増加を目標としている。		増加 (21,821人以上)	8,792人			
2								
目的・目標の達成に向けた課題								
感染症対策を講じながら、介護予防活動の普及啓発を行うこと。また、地域ごとの参加者数の差が生じている。								
今後の取組の改善の方向性								
事業終了後の聞き取り等による参加者の介護予防活動の継続状況は回答者の90%以上は「継続」しており、引き続き事業への参加呼びかけを行う。								
所管課								
健康福祉局 健康増進課								

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書									
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実						
取組番号	58	取組名称	地域生活支援の充実						
取組目的	障害者総合支援法に基づく各種サービスの提供や多様なニーズに対応した支援体制の充実等の取組により、障害のある方が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるようにすることを目的とする。								
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性			
1	障害者相談支援事業		814,256千円	236,336千円	784,927千円	あり なし			
2	障害者日常生活支援事業		9,162,301千円	5,753,470千円	8,944,350千円	あり なし			
3	障害児施設事業		5,908,643千円	4,271,756千円	6,379,764千円	あり なし			
4	ノーマライゼーションプラン推進事業		25,948千円	1,542千円	46,076千円	なし なし			
5	障害者支援制度実施事業		126,107千円	4,983千円	130,079千円	なし なし			
6	施設障害福祉サービス事業		15,670,430千円	9,156,193千円	15,609,331千円	あり なし			
取組 実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)									
上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。									
<p>根拠法令:障害者総合支援法</p> <p>●事業概要 障害のある方の在宅生活や日中活動の場を充実させるため、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや日中活動系サービス、地域の実情に応じて本市が実施する地域生活支援事業等の様々なサービスを提供するとともに、サービスの充実に向けた取組を行った。</p> <p>●介護・訓練等サービスの提供(令和3年3月1日時点) 短期入所:24か所 168床、生活介護:77か所、自立訓練:15か所、就労移行支援:34か所、就労継続支援:68か所</p>									
新型コロナウイルス感染症による取組への影響									
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 令和2年2月28日(金)～令和2年6月30日(火)まで事業休止。令和2年7月から感染症対策と定員制限を行ひながら順次再開。								
<input checked="" type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 閉じこもりの可能性の参加者を抽出しダイレクトメールにて自宅でできる介護予防の情報や自粛生活によるフレイ儿の進行を予防するためのチラシ(日本老年医学会作成)を送付。								
<input type="checkbox"/> なし									
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)			目標	実績			
1	短期入所利用者数の増加	短期入所の増床を図り、利用者数を増加させる。			693(人/月)	525(人/月)			
2	生活介護利用者数の増加	生活介護事業所数の増加を図り、利用者数を増加させる。			3,057(人/月)	2,714(人/月)			
3	地域生活支援拠点の整備	障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点の施設数			3施設	3施設			
目的・目標の達成に向けた課題									
障害のある方が、住み慣れた地域や本人が望む場で安心して自立した生活をしていくためには、身近な地域において多様なニーズに対応した保健・福祉・医療などの総合的な支援を効果的かつ効率的に受けることができる仕組みが必要になっている。 短期入所や生活介護事業所の数が不足しており、今後も増加に向けた取組を進める必要がある。									
今後の取組の改善の方向性									
障害者総合支援法に基づく各種サービス等を引き続き提供するとともに、サービスの充実に向けた取組を行う。 支援ネットワークのコーディネート機能等を提供する「地域生活支援拠点」や介護・訓練等サービスの提供施設について、障害のある方の支援ニーズの多様化などを踏まえながら充実に向けた取組を実施する。									
所管課									
健康福祉局 障害計画課									

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実		
取組番号	59	取組名称	地域移行・地域定着支援事業		
取組目的	川崎市内への地域移行を希望する市内外精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院が可能な者を、支援者が入院中の病院に出向き、地域活動支援センター、相談支援センター、地域みまもり支援センター、入所施設等多くの期間の協力を得ながら、退院意欲の喚起及び社会的自立を促し、社会的入院の解消を図る。				
構成事務事業		予算額 うち補助金等	決算額	外部委託 の有無	事業変更 の可能性
1	障害者日常生活支援事業	9,162,301千円 5,753,470千円	8,944,350千円	あり	なし
2					
3					
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
上記構成事務事業の一部で、地域移行・地域定着支援として、下記の取組を行った。					
<p>「支援のすそ野を広げる」ことを目的として、川崎市では市自立支援協議会に精神障害地域移行・地域定着支援専門部会を設置し、抽出された課題に対して4つのワーキンググループを作り、取り組みを進めた。</p> <p>1 連携チーム 顔の見える関係づくり 2 人材育成チーム 人材育成(事例検討・バックアップ体制の充実) 3 社会資源チーム 社会資源の普及啓発 4 居住支援チーム 居住資源の充実</p> <p>「支援のすそ野を広げる」という長期的なテーマで活動に取り組んできたが、今年度は新型コロナウイルスの影響により、病院等との協同が限定的となった。</p>					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止した事業内容 北部圏域におけるモデル事業について、中止となった。				
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	<input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時的に実施した事業内容 部会について書面会議やオンラインでの会議を実施した。				
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績
1 川崎市地域自立支援協議会精神 障害者地域移行・地域定着支援專 門部会開催数	地域移行に係る関係者による課題別メニューの実行		6回	6回 (書面開催を含む)	
2 地域移行のモニタリング	市内全相談支援事業所にアンケート調査を実施		1回	1回	
目的・目標の達成に向けた課題					
テーマの「支援のすそ野を広げる」の達成度について数値目標としての評価が困難であったため、令和3年度は「条件が整えば退院可能な対象者全員にも必要な支援を届ける」を新たな目標として設定した。					
今後の取組の改善の方向性					
新型コロナウイルスの影響により取り組みが困難となってしまった種々の事業に関して、コロナ禍の中においても実施可能な事業や取組について再検討・再構築を図っていく。					
所管課					
健康福祉局 精神保健課					

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実			
取組番号	60	取組名称	障害者に対する相談支援事業			
取組目的	障害者等からの相談に応じ、情報の提供、サービス事業者との調整を行うなど、相談支援体制の充実を図る。					
構成事務事業			予算額 うち補助金等	決算額	外部委託 の有無	
1	障害者相談支援事業	814,256千円 236,336千円	784,927千円	あり	あり	
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部として、下記の取組を行っている。						
<p>1 障害者相談支援センターの運営については、28か所(4か所×7区)を委託により実施した。 根拠法令等:障害者総合支援法第77条第1項(市町村の地域生活支援事業)、障害者総合支援法第77条の2(基幹相談支援センター)、平成18年8月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」(相談支援事業)、川崎市障害者相談支援センター事業(障害者相談支援事業)実施要綱</p> <p>2 障害者相談支援センターが総合相談を適切に実施できるよう、職員の質の向上を目指し、研修や制度説明等を行う障害者相談支援センター等合同連絡会を3回開催した。</p> <p>3 地域自立支援協議会の開催については、全体会議を2回開催した。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、全体会議は1回中止、連絡会は開催できなかったが、適時必要な情報をメール等で関係機関へ提供した。 根拠法令:障害者総合支援法第89条の3</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止した事業内容 障害者相談支援センター等合同連絡会(1回中止)、地域自立支援協議会全体会議(1回中止)、地域自立支援協議会連絡会(中止)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容</p>					
取組の中で重視している 主要指標			指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績
1	障害者相談支援センター等合同連絡会の開催		障害者相談支援センターが総合相談を適切に実施できるよう、職員の質の向上を目指し研修や制度説明等を行う連絡会を開催		6回	3回
2	川崎市地域自立支援協議会の開催回数		障害者の地域生活における課題の抽出、解決のための全体会議の開催及び各区の活動報告を中心とした地域自立支援協議会連絡会の開催		4回	2回
目的・目標の達成に向けた課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・地域相談支援センターの増設及び地区担当制の導入や、基幹相談支援センターの機能強化とそれに伴う再編 ・新型コロナウイルス感染症等の影響を受けにくい業務の運営 						
今後の取組の改善の方向性						
<ul style="list-style-type: none"> ・地域相談支援センターの増設及び地区担当制の導入や、基幹相談支援センターの機能強化とそれに伴う再編を行うことにより、身近な地域において多様なニーズに対応した相談支援を効果的かつ効率的に受けられる体制の整備を図る。 ・目標が未達成であった、会議等の開催については、感染症等の影響を受けて、対面実施ができない場合にも、適時に必要な情報提供やオンライン会議等が開催できるよう、対象者や事業所の状況により、柔軟に対応できる実施方法を提供していく。 						
所管課						
健康福祉局 地域包括ケア推進室						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実			
取組番号	61	取組名称	障害特性を踏まえた就労マッチング事業			
取組目的	情報共有や事例検討等を通じた就労支援スキルを強化する場を設置するなど就労支援ネットワークを構築する。 就労継続に向けた支援の仕組みの構築や自らの特性を理解するための「セルフケア」を重視した支援手法やツールの開発などを実施し、職場定着機能を強化する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	障害者就労支援事業	228,424千円	21,907千円	227,349千円	なし	なし
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記事務事業の一部で、下記のような取り組みを行っている。						
<p>●事業概要 地域就労援助センターにおいて一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、就労に関する個別相談や求職活動及び職場定着支援等を実施する。</p> <p>また、市内就労移行支援事業所等と連携し、川崎南部・中部・北部の地区別に就労支援ネットワーク会議を開催し、「福祉施設から一般就労への移行」に向けた取組を実施。</p> <p>市内の就労移行支援事業所とともに、「セルフケア」を促すための支援ツールである「川崎就労定着プログラム(K-STEP)」を共同開発し、市内外の就労支援機関等において実施。</p> <p>●就労支援ネットワーク会議の開催数 南部地区:4回(うち勉強会1回)、中部地区:4回(うち勉強会1回)、北部地区:3回(うち勉強会1回)</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 就労支援ネットワーク会議(勉強会)開催数の減少					
<input checked="" type="checkbox"/> あり						
<input type="checkbox"/> なし						
新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 コロナの影響による解雇者の状況(就労援助センター就労定着相談者)の調査						
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	就労支援ネットワーク会議の参加人数	3地区でのネットワーク会議参加者の合計人数(延べ人数)		—	223人	
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
就労移行支援事業所においては、職員の異動等が多いことや新設の就労移行支援事業所もあることから、本市の取組や就労支援ネットワーク会議について、周知していく必要があります。						
今後の取組の改善の方向性						
新設の事業所等に対して、就労支援ネットワーク会議の開催情報を周知するとともに、ネットワーク会議や勉強会を通じて、本市の取組を共有する。						
所管課						
健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実			
取組番号	62	取組名称	児童支援活動の推進			
取組目的	小学校において、家庭環境・友達関係・発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童に対して、ニーズに応じた支援体制を構築し、早期に適切な支援を実施するために児童支援活動を充実・推進する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童生徒支援・相談事業	529,166千円	40,142千円	526,663千円	なし	なし
2						
3						
取組実績						
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記構成事務事業の一部で、下記の取り組みを実施している。						
<p>全小学校への児童支援コーディネーター配置を継続するとともに、スキルアップに向けた研修の実施については、市立全小学校に専任化した児童支援コーディネーターの研修を新任を対象に6回、全員を対象に1回実施し、特別支援教育コーディネーター連絡会議を4回、児童生徒指導連絡会議を7回実施した。</p> <p>●児童支援コーディネーターの機能</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 相談窓口 いつでも相談できる体制。発達障害等への保護者や子どもの不安を軽減し、早期対応につなげる。 2. 課題の早期発見 校内巡回、教室訪問等を行い、気になる子どもや行動の発見に努める。小さな変化を見逃さず、早期改善につなげる。 3. 支援の継続 担任が変わっても、保護者との関係を保ちながら、一貫した対応で、継続して課題の改善を図る校内のキーパーソンとなる。 						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により研修方法等を一部変更					
<input checked="" type="checkbox"/> あり						
<input type="checkbox"/> なし						
新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容						
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	支援の必要な児童の課題改善率	各小学校において把握している、支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある(12月時点)児童の割合		95.0%以上	90.9%	
2	支援の必要な児童に対する支援の未実施率	各小学校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった(12月時点)児童の割合		0%	0%	
目的・目標の達成に向けた課題						
児童支援コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、実践に生かせるよう内容の充実が必要である。						
今後の取組の改善の方向性						
児童支援コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、実践に生かせるよう内容の充実を図りながら継続する。						
所管課						
教育委員会事務局 指導課						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実				
取組番号	63	取組名称	自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携の場の設置				
取組目的	各機関での相談・取組が有機的に連携することを目的とした、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議を設置し、対策を総合的に推進するための体制を整備する。						
構成事務事業		予算額 うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性		
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	なし	なし	
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の中で、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議を開催している。							
根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例							
●会議設置目的 川崎市自殺対策の推進に関する条例に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため。							
●参加機関及び団体 精神保健福祉関係(学識経験者)、神奈川県弁護士会、神奈川県司法書士会、川崎市医師会、川崎商工会議所、日本労働組合総連合会神奈川県連合会川崎地域連合、川崎南地域産業保健センター、川崎市社会福祉協議会、川崎市私立中学高等学校長協会、川崎市立中学校長会、川崎いのちの電話、全国自死遺族総合支援センター、神奈川県警察本部、川崎市健康福祉局障害保健福祉部、川崎市教育委員会事務局学校教育部、川崎市各区役所地域みまもり支援センター							
●内容 ○第1回(令和2年10月2日開催) 1 各種自殺統計分析について 2 新型コロナウイルス感染症の影響による現状と今後の課題について 3 第3次川崎市自殺対策総合推進計画案について ○第2回(令和3年3月5日開催) 1 川崎市こころの健康に関する意識調査及び直近の自殺統計について 2 第3次川崎市自殺対策総合推進計画案について 3 ゲートキーパーリーフレットの作成について							
新型コロナウイルス感染症による取組への影響							
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 開催方法を一部変更した。						
<input checked="" type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 感染予防対策の一環として、オンラインを併用した会議とした。						
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績		
1	会議の開催回数	川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議の年間開催回数		2回	2回		
2							
目的・目標の達成に向けた課題							
今後も会議の設置目的を達成できるよう参加機関と連携しつつ、川崎市自殺対策総合推進計画の推進を川崎市全体で行えるよう情報共有等を進めていく必要がある。							
今後の取組の改善の方向性							
今後も年2回の開催を基本とし、川崎市自殺対策総合推進計画の推進を川崎市全体で行えるよう情報共有等を進めていく。							
所管課							
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 (精神保健福祉センター)							

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針2 自殺防止のためにつながる		項目 実	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実				
取組番号	64	取組名称	生活困窮者の支援				
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、生活困窮者の悩みや困難が解消されるよう、早期に本人の状態に応じた包括的な相談支援を実施することにより、その者の日常的な社会的経済的な自立に資する。						
構成事務事業		予算額 うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性		
1	生活困窮者自立支援事業	196,785千円	146,001千円	918,643千円	あり	あり	
2							
3							
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記事務事業の一部で、生活自立・仕事相談センター事業として下記の取り組みを実施している。							
●取組の内容 中高年事業団やまて企業組合への委託により、川崎駅前にある川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター、以下「センター」という。)において、月曜から金曜(祝日及び年末年始を除く)の午前10時から午後6時まで相談窓口を開設し、失業を中心に、住まい、債務、メンタルなど生活困窮者の複合的な課題に対応できるよう就労支援員、精神保健支援員、居住支援員、家計改善支援員などの相談支援員を配置し、個々の状況に合わせた就労支援などを行った。 また、センターでは神奈川県弁護士会等と連携し、専門相談も実施した。 なお、高津・宮前・多摩・麻生区役所において、月曜から金曜(祝日及び年末年始を除く)の午前9時から午後5時まで出張相談を実施した。							
新型コロナウイルス感染症による取組への影響							
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点及び急増した住居確保給付金の申請に対応するため、4月から5月の緊急事態宣言下では、緊急性の低い継続相談については延期をお願いした。						
<input checked="" type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 急増した住居確保給付金の申請に対応するため、だいJOBセンターの相談員及び事務員を増員し、迅速な支給に努めた。						
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績		
1	新規相談申込者数	川崎市生活自立・仕事相談センターへの新規相談申込者数		1,500人	1,819人		
2	就職率	川崎市生活自立・仕事相談センターにおいて、就労支援の対象となった人のうち、就職が決定した人の割合		75%	56%		
目的・目標の達成に向けた課題							
新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、厳しい雇用情勢が続いており、就職が難しくなっている。また、住居確保給付金をはじめとした制度の相次ぐ改正に対応する必要がある。							
今後の取組の改善の方向性							
国の制度改正に迅速かつ適切に対応できる体制を整備する必要がある。また、雇用情勢は引き続き厳しい状況が見込まれるが、きめ細かな相談支援により利用者の希望の幅を広げていくこと、ハローワーク等の就労支援機関とのより一層の連携や企業開拓による求人の掘り起こしに努める。							
所管課							
健康福祉局 生活保護・自立支援室							

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実			
取組番号	65	取組名称	生活保護制度による支援			
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながることから、生活保護対象者の悩みや困難が解消されるよう、支援を行いうための体制を整備し、充実させる。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	生活保護業務		58,406,594千円	43,918,453千円	56,837,676千円	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●相談体制の整備状況 市内9箇所の福祉事務所にて、生活保護専門の面接相談員を配置。生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個々人の相談内容に応じた適切な助言を行っており、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言している。</p> <p>●生活保護相談件数 全市年間延べ 9,457件</p> <p>●訪問回数 全市年間延べ 50,667件</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から、4月から5月までの緊急事態宣言下では、原則として訪問調査は実施しないこととし、また、5月の緊急事態宣言解除後は、訪問計画に基づく訪問は6か月毎の頻度を自安に1年に2回実施することで生活状況等を把握し、世帯の状況に応じて適宜、臨時訪問や電話等により生活状況を把握することとした。					
<input checked="" type="checkbox"/> あり						
<input type="checkbox"/> なし						
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	居住安定化支援実績	転居により住居が安定し、社会的なつながりを回復することで、社会生活自立をした人数		180人	350人	
2	年金専門員事業実績	年金専門員による年金受給にむけた自立支援を行うことで減少した生活保護費		300,000千円	238,448千円	
目的・目標の達成に向けた課題						
保護率は、大きな変動はありませんが、高齢単身世帯については、増加傾向です。						
今後の取組の改善の方向性						
国の法定受託事務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進していきます。						
所管課						
健康福祉局 生活保護・自立支援室						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実			
取組番号	66	取組名称	地域見守りネットワーク事業			
取組目的	地域住民と接することの多い民間事業者等と連携することなどにより、日ごろから周囲を気にかけるとともに、要援護者を早期に発見し、必要な支援を行うなど、地域社会全体で見守りのための体制を築く。					
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	地域見守りネットワーク事業		2,756千円	354千円	2,482千円	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●支援体制の整備 協力事業者と行政機関、関係機関等は、見守りネットワークの構築に取り組み相互連携を図っている。協力事業者は、事業活動の中で、異変に気づいたり何らかの支援を必要としている方を発見した場合は、行政機関に連絡を行い、連絡を受けた行政機関は、住民に対して適切な支援や対応を行っている。</p> <p>●民間事業者等協定数 ホームページ、チラシ等による周知を行い、民間事業者等へ認知度の向上を図るとともに、協定締結に向けた調整を行った結果、新たに協力事業者となった数は7団体であり、合計で69団体となった。</p> <p>●通報件数 43件(令和2年1月～12月)</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容					
<input type="checkbox"/> あり						
<input checked="" type="checkbox"/> なし						
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	協力事業者数	ネットワーク構築に向けた協力事業者		62社	69社	
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
事業者に協力してもらえるよう、本事業の意義、事業者の役割等を理解してもらうための啓発を継続して行う必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
市ホームページ、リーフレット等様々な機会をとらえ啓発を行っていく。						
所管課						
健康福祉局 高齢者在宅サービス課・地域包括ケア推進室						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書								
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実					
取組番号	67	取組名称	川崎いのちの電話への支援					
取組目的	精神的危機にある方を対象に、ボランティアによる電話相談事業を行っている社会福祉法人川崎いのちの電話に対し、運営費を補助する。また、講演やフリーダイヤル事業等の広報協力を行う。							
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性		
1	障害者団体育成等事業	18,162千円	67千円	16,579千円	なし	なし		
2								
3								
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)								
上記構成事務事業の一部で、社会福祉法人川崎いのちの電話へ運営費補助事業を行っている。								
<p>●事業内容 精神的危機に直面し、助け、慰め、励ましを求めている人々に、電話による対話の場を提供し、悩みの軽減、または開放を図り、社会生活を営めるよう支援することを目的として電話相談事業を行っている社会福祉法人川崎いのちの電話に対して、その活動及び、相談員ボランティアの募集及び資質の向上を図るために補助を行い、社会福祉の増進に努めた。 また、社会福祉法人川崎いのちの電話の活動の周知のため、定期刊行物や相談員募集講座、チャリティイベントについて、市政だより等を通じた広報協力も行った。 川崎市との共催事業として、「こころの健康セミナー（市民向け講演会）」をオンラインで実施。また、川崎市主催事業の中でも社会福祉法人川崎いのちの電話の活動紹介を行った。</p> <p>●社会福祉法人川崎いのちの電話への相談件数 11,002件</p>								
新型コロナウイルス感染症による取組への影響								
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載) <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止した事業内容 緊急事態宣言の発令に伴い、4月8日～5月6日まで電話相談業務を休止。チャリティーコンサートは1年延期。							
	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 令和2年度中にすでに研修開始していた新規相談員については、一時研修を中断しながらも15名の新規相談員が認定されたが、令和2年度中に開始予定であった新規相談員の募集・研修は全て中止（令和3年度の新規相談員数は0人見込み）。							
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績			
1	相談件数	川崎いのちの電話への電話相談件数。		-	11,002件			
2	新規相談員ボランティアの確保	新規で電話相談員ボランティアとなった人数。		10人	15人			
目的・目標の達成に向けた課題								
自殺予防において、社会福祉法人川崎いのちの電話が担っている役割は非常に大きいものであるが、コロナ禍でいのちの電話の活動内容について各種報道で取り上げられ、関心が高まる中、自殺予防において大きな役割を担っていくものと思われる。今後も連携した取り組みを行っていくとともに、同法人の事業維持のため、運営費の補助だけでなく、相談員募集等の広報協力の機会を確保していくことが必要。								
今後の取組の改善の方向性								
社会福祉法人川崎いのちの電話との協力体制を維持しながら、特に広報面での支援を強化する。								
所管課								
健康福祉局 精神保健課								

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書										
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援							
取組番号	68	取組名称	市民向け講演会の共催							
取組目的	自殺やこころの健康、病気についての知識を広く普及、理解をはかり、身近な人の不調への気づきやゲートキーパーの役割について関心を深める。									
構成事務事業			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無				
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		19,384千円	13,254千円	13,186千円	あり				
2										
3										
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)										
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。										
根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例										
<p>●事業概要 川崎いのちの電話と共に、「こころの健康セミナー」として、幅広く市民対象に、こころの健康や精神疾患、自殺予防について市民向け講演会を行った。</p> <p>開催日時:令和3年3月20日(土) 13時00分～16時00分</p> <p>開催方法:オンライン</p> <p>開催内容:第1部 講演「子どもと家族のこころの健康」 (講師)小野 和哉 先生(聖マリアンナ医科大学神経精神科学教室特任教授) 第2部 シンポジウム「こころの健康と相談」 (シンポジスト)社会福祉法人川崎いのちの電話 特定非営利活動法人あなたのいばしょ 川崎市健康福祉局</p>										
参加者数:80名										
新型コロナウイルス感染症による取組への影響										
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載) <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止した事業内容 例年開催時期を9月としているが、3月に開催時期を変更した。									
	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 感染予防対策の観点からオンラインによる講演会とした。									
取組の中で重視している主要指標			指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績				
1	参加者数		こころの健康セミナーへの参加者数		200人	80人				
2										
目的・目標の達成に向けた課題										
新型コロナウイルス感染症の影響により、例年の開催時期及び方法を変更したが、参加者数が大幅に減少した。テーマの選定を含め、次年度以降の開催方法や周知方法の検討を行う。										
今後の取組の改善の方向性										
令和2年度に実施した市民意識調査「川崎市こころの健康に関する意識調査」の結果も踏まえながら、市民の興味・関心のあるテーマ設定や、幅広く参加可能な方法等も検討し、引き続き市民向け講演会を開催する。										
所管課										
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課（精神保健福祉センター）										

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書												
方針2 自殺防止のためにつながる		項目	民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援									
取組番号	69	取組名称	かながわ自殺対策会議の設置									
取組目的	自殺対策の総合的な推進を図るために、「かながわ自殺対策会議」を神奈川県、横浜市、相模原市と共同で開催する。											
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性						
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	なし	なし						
2												
3												
取組実績												
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)												
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例												
<p>●事業概要</p> <p>自殺の背景には、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等多くの社会的要因があることにかんがみ、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討と自殺対策の総合的な推進を図るために、学識関係者や司法、報道、医療、労働、経済、福祉、教育などの様々な関係機関や民間団体、行政機関により構成される「かながわ自殺対策会議」を平成19年度から設置している。会議は神奈川県、横浜市、相模原市とともに四県市で連携し、開催した。</p> <p>かながわ自殺対策会議は自殺対策に係る情報の共有に関する事、自殺対策に係る協議及び連携にすること等を目的としており、その趣旨に基づき、自殺の実態(統計)、ゲートキーパー養成、自殺街頭キャンペーンなど地域ごとの取組について共有を図った。</p> <p>4県市共同開催の他に、神奈川県計画「かながわ自殺対策計画」の進捗確認及び評価のため、県独自開催をさらに1回実施された。</p>												
<p>●開催回数</p> <p>4県市共同開催:1回(令和2年7月・書面開催) 神奈川県独自開催:1回(令和3年2月・書面開催)</p>												
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響</p> <table border="1"> <tr> <td>影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 開催方法を書面開催とした。</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>あり</td> <td>新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>なし</td> <td></td> </tr> </table>							影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 開催方法を書面開催とした。	<input checked="" type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容	<input type="checkbox"/> なし	
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 開催方法を書面開催とした。											
<input checked="" type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容											
<input type="checkbox"/> なし												
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績							
1	かながわ自殺対策会議への参加	川崎市の取り組みを他県市と共有する機会として参加する。		3回	2回							
2	かながわ自殺対策会議後援名義事業の開催	神奈川県及び横浜市、相模原市と協調し、自殺対策に関する普及啓発事業を開催する。		1回	1回							
目的・目標の達成に向けた課題												
神奈川県全体の取組について参加機関との情報共有や意見交換ができる場として活用していく。												
今後の取組の改善の方向性												
今後も神奈川県及び横浜市、相模原市と共同で、県内の自殺の実態を共有し、共同での取り組みを進めていく。												
所管課												
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 (精神保健福祉センター)												

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備		
取組番号	70	取組名称	精神科医療体制の整備		
取組目的	自殺企図の可能性がある患者に、早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備を目的とする。				
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	
1	精神科救急医療対策事業	276,533千円	100,409千円	308,982千円	
2					
3					
取組実績					
(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
<p>●外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害の恐れのある場合の警察官通報を、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て、24時間体制で実施した。</p> <p>【令和2年度実績】 初期救急・二次救急相談件数:913件(初期救急紹介: 26件、二次救急紹介: 887件) 三次救急通報件数:428件(うち診察実施件数: 304件)</p> <p>●通報等の対象となった市民が適切な支援を継続的かつ包括的に受けられることを目的として、措置入院者の退院後支援の取組を開始した。</p> <p>【令和2年度実績】 計画作成申込数:33 計画作成数:25</p>					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容				
<input checked="" type="checkbox"/> あり					
<input type="checkbox"/> なし					
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績
1	精神科救急体制を神奈川県及び横浜市、相模原市とともに適正に実施する	精神科救急である初期救急、二次救急、警察官通報を神奈川県、横浜市、相模原市との協調のもと24時間体制で適正に実施する		実施する	実施した
2	退院後支援の実施	川崎市における措置入院患者等の退院後支援を円滑に実施する		実施する	実施した
目的・目標の達成に向けた課題					
市民の適切な医療の提供のためには、精神保健指定医数が十分とは言えない状況である。 退院後支援を効果的に実施するために、手引きの見直しとともに関係機関での役割の見直しが必要。					
今後の取組の改善の方向性					
精神保健指定医の確保に向けて、各関係機関に協力を求めたうえで調整を図っていく。またより一層安定的な精神科救急体制の確保のため、4県市協調で、後方移送受入病院に対し丁寧な連絡調整を行うほか、多様な精神疾患に対し専門治療が可能な病院へ後方移送できる仕組みづくりを検討していく。 実効性のある退院後支援が提供できるように、支援の検証を行い、実態に即した内容に手引きの修正を適宜行う。					
所管課					
健康福祉局 精神保健課					

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備		
取組番号	71	取組名称	DPAT体制整備事業		
取組目的	DPAT(Disaster Psychiatric Assistance Team:災害派遣精神医療チーム)は、自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、被災地域の都道府県の派遣要請により被災地域に入り、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下した場合に、専門的な知見に基づいて、被災地域の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握し、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う。				
構成事務事業		予算額 <small>うち補助金等</small>	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神科救急医療対策事業	276,533千円	100,409千円	308,982千円	なし なし
2					
3					
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
上記構成事務事業の一部で、DPAT体制整備事業を行っている。					
<令和2年度の取組> 他都道府県への派遣の際に、必要機材の購入など体制整備をすすめている。今後も神奈川県内、市内における災害発生についても、市で実施した保健医療調整本部の設置訓練で得られた課題等も重点を置き、体制整備を進めて行く。					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 かながわDPAT研修・訓練の開催(4県市圏域での研修・訓練の開催)が実施できなかった。				
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容				
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績
1	かながわDPAT研修・訓練の開催	4県市圏域での研修・訓練の開催		2回	0回
2					
目的・目標の達成に向けた課題					
DPATが国の防災基本計画に位置付けられたことを踏まえて、災害発生時を想定した保健医療調整本部の設置訓練を実施しており、DMATとともに関東地域における大規模災害発生時に迅速に活動できるよう、専門的な研修と訓練を受けたDPATチームの編成と体制整備は、喫緊の課題といえる。市内・県内の研修や訓練開催に際して、引き続き精神科医療機関の参加を働きかけていく。					
今後の取組の改善の方向性					
神奈川県と協力し、研修・訓練開催の際に精神科医療機関に対して、参加の周知を行う。また、多数の医療チームとの連携や役割分担等を訓練等を通じ確認していく。					
所管課					
健康福祉局 精神保健課					

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備		
取組番号	72	取組名称	自殺未遂者の救急搬送		
取組目的	自殺未遂者を迅速かつ適切に救急医療搬送するための体制を整備する。				
構成事務事業			予算額 <small>うち補助金等</small>	決算額	外部委託の有無 事業変更の可能性
1	救急活動事業費		48,445千円	5,069千円	64,490千円 なし なし
2	救急隊整備事業		0千円	0千円	0千円 なし なし
3					
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
●救急搬送体制の整備状況 市内全救急事案に対して、29隊の救急隊で迅速かつ適正な救急搬送体制を整備している。					
●搬送件数 令和2年中の出動件数は、66,951件であり、うち自損行為の出動は602件(0.90%)であった。 また、令和2年中の搬送件数は、56,235件であり、うち自損行為の搬送人員は445件(0.79%)であった。					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容				
<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容				
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績
1					
2					
目的・目標の達成に向けた課題					
今後の取組の改善の方向性					
所管課					
消防局 救急課					

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺未遂者に対する支援		
取組番号	73	取組名称	自殺未遂者・家族等へのリーフレットの配布		
取組目的	自殺未遂者・家族等へ支援窓口や体制を伝えるためのリーフレットを作成し、必要に応じて当事者(本人や家族)へ配布する。				
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	なし
2					
3					
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。					
根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例					
<p>●相談先リーフレットの作成及び配布 神奈川県及び横浜市、相模原市とともに、自殺の原因・動機を踏まえ、健康問題や経済・生活問題、労働問題等の各種相談先を掲載したリーフレット「あなたにじってほしい」を作成した。また、同リーフレットには、自死遺族電話相談やわがちあいの会の情報も掲載した。また、作成したリーフレットを区役所や関係機関等に配架の上、市民等に配布した。 発行部数:5,000部</p>					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容				
<input type="checkbox"/> あり					
<input checked="" type="checkbox"/> なし					
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績
1	リーフレットの作成	自殺未遂者・家族等へ支援窓口や体制を伝えるためのリーフレットの作成		作成する	作成した
2					
目的・目標の達成に向けた課題					
相談先のリーフレットは継続的に作成し、配布するとともに、新型コロナウイルス感染症等により、紙媒体での配布に頼らない相談先等の情報発信を検討していく必要がある。					
今後の取組の改善の方向性					
相談先のリーフレットは継続的に作成し、配布するとともに、インターネット等を活用した効率的な相談先の周知を検討するとともに、関係機関等と連携し、さらなる周知方法の検討を行う。					
所管課					
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 (精神保健福祉センター)					

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺未遂者に対する支援		
取組番号	74	取組名称	自殺未遂者及びその家族への支援		
取組目的	自殺未遂者やその家族等に対する支援について、関係機関による連携体制を構築し、支援を行う。				
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	あり
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。					
根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例					
<p>●川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業の実施 <目的> 川崎市中部地区の三次救急医療機関を受診した自殺未遂患者等を救急医療機関退院後から継続的に支援し、地域の支援につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る支援モデルの構築に向けた検討を行った。 <背景> 川崎市における自殺未遂者の実態ならびに支援の現状を把握することで、自殺未遂者ならびにその家族をより効果的に支援するための基礎資料とすることを目的とし、平成29年に川崎市自損事故救急事例研究会が行った「川崎市における自損事故による救急搬送事例調査」において、自損の原因・動機には、「家庭問題」、「経済・生活問題」、「健康問題」、「勤務問題」などがあり、自損行為後もつらい気持ちや生きづらい状況が続いている者も少なくないことが明らかになった。その一方、自損行為をした多くの人々にとって、主要な相談相手・支援者は医療者(精神科・心療内科)と家族であり、相談機関の利用も少なかった。この調査の結果を踏まえ、自殺未遂患者等について、地域におけるフォローアップを行いつつ、必要な支援につなぎ、退院後のQOLの向上と再企図の防止を図る地域の支援体制の構築が必要と考えられた。 <事業概要> 川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業・連携会議及び川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業・運営会議を合計7回開催し、自殺未遂者等への支援状況を共有しながら、自殺未遂者が抱える困難や課題等について把握し、連携支援のための情報共有及び検討を行った。</p>					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止した事業内容 毎月いずれかの会議を開催する予定であったが、緊急事態宣言及びBCP(業務継続計画)発動により、一部中止とした。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容 会議については、一部中止したが、事業進捗の共有のため、オンライン会議にて実施した。</p>				
<input type="checkbox"/> あり					
<input checked="" type="checkbox"/> なし					
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績
1	自殺未遂者支援での連携を目的とした会議の開催数	川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業・連携会議の開催数		6回	5回
2					
目的・目標の達成に向けた課題					
川崎市中部地区におけるこれまでの取組を基盤にしながら、持続可能な形での事業展開の検討及び、川崎市南部及び北部地区への展開の検討。					
今後の取組の改善の方向性					
川崎市中部地区においては、これまでの事業で構築した医療機関等との連携体制を維持しながら、対象者を継続的に支援できる体制を整備し、事業に取り組む。また、川崎市中部地区での実践を1つの形とし、川崎市全域での事業展開に向け、南部及び北部の自殺未遂者の原因・動機等の背景や、特徴等の把握を継続できるよう医療機関をはじめとする関係機関との関係構築を進めるとともに、各相談支援機関等と把握した特徴を共有できる仕組みづくりと支援に携わる人材育成を進めていく。					
所管課					
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課 (精神保健福祉センター)					

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援			
取組番号	75	取組名称	遺児支援における連携			
取組目的	遺児の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、関係機関が連携して遺児支援を実施する。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	児童相談所運営事業	418,049千円	91,170千円	452,353千円	なし	なし
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
<p>●相談状況 各児童相談所において、児童福祉司、児童心理司、保健師等が、0歳から18歳未満までの子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談を実施している。その中で遺児に関する相談も受けている。 令和2年度の遺児に関する相談は、29件であった。</p> <p>●連携の状況 遺児については、児童養護施設等に入所したり、里親に委託されることが多いため、施設職員や里親との連携が必須となる。施設入所や里親委託となった児童については、施設の指導員や心理士、里親と児童相談所の児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行っている。</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容					
<input type="checkbox"/> あり						
<input checked="" type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容					
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績	
1	遺児関連の相談件数	各児童相談所において、保護者や子どもの相談支援を行うなかで、遺児に関する相談への対応件数。なお、数値目標は設定していない。		—	29件	
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
施設職員や里親と連携して遺児の心理的ケアを行っており、引き続き、各関係機関の専門性を活かしつつ、多職種で連携しながら支援をしていく。						
今後の取組の改善の方向性						
上記内容と兼ねる。						
所管課						
こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書							
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援				
取組番号	75	取組名称	遺児支援における連携				
取組目的	遺児の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、関係機関が連携して遺児支援を実施する。						
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性	
1	児童生徒支援・相談事業	529,166千円	40,142千円	526,663千円	なし	なし	
2							
3							
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)							
上記構成事務事業の一部で、下記の取り組みを実施している。							
遺児支援に当たっては、スクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーを派遣し、遺児やその親族等の心のケアにあたるとともに、教職員と情報共有しながら支援をすすめ、必要に応じて区・教育担当、スクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携して、支援を実施する体制を整えた。							
新型コロナウイルス感染症による取組への影響							
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーとの合同会議が第1回目が中止となり、年3回の開催となった。						
<input checked="" type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容						
<input type="checkbox"/> なし							
取組の中で重視している 主要指標			指標の説明(概要及びポイント)			目標	実績
1	学校巡回カウンセラー派遣回数		小学校、特別支援学校、高等学校への派遣回数(カッコ内には年間相談人数)			—	426回 (2,209人)
2	スクールソーシャルワーカー派遣回数		スクールソーシャルワーカー派遣回数(カッコ内は年間相談人数)			—	2,548回 (196人)
目的・目標の達成に向けた課題							
スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーの配置・派遣について、今後も効果的な相談体制を維持する必要がある。 スクールソーシャルワーカーの配置・派遣について、今後も各区1名以上の体制を維持し、効果的な支援体制を維持する必要がある。							
今後の取組の改善の方向性							
スクールソーシャルワーカーについて、事例研修・専門研修の継続・充実を通して専門性の向上や一定の統一感を持った対応等を図っていく。 スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関との連携強化を図っていく。							
所管課							
教育委員会事務局 教育政策室							

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援		
取組番号	76	取組名称	自死遺族支援リーフレット等の配布		
取組目的	自死遺族の自尊心や社会的役割、人生の回復を支援するため、自死遺族に遺族支援のリーフレットやチラシ等を配布する。				
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	※当該でのリーフレット等の作成はないため、構成事務事業はなし				
2					
3					
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
<p>●取組内容 ポスター掲示 チラシを職員健康相談室のカウンターに配架</p>					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容				
<input type="checkbox"/> あり	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容				
<input checked="" type="checkbox"/> なし					
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績
1					
2					
目的・目標の達成に向けた課題					
遺族向け・管理監督者向け・同僚向けのリーフレットの具体的な配布は職員並びにご家族との接点は無い中での配布は難しく、職員が所属していた職場への依頼となる。そのため、令和2年度の配布はなかった。					
自死した職員の管理監督者に早い時期でのリーフレットの配布、同僚職員への面談を適正な時期に実施し、リーフレットを配布していく。					
所管課					
総務企画局 職員厚生課					

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援			
取組番号	77	取組名称	自死遺族の集いの開催			
取組目的	自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止を図る。					
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円	13,254千円	13,186千円	あり なし	
2						
3						
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
根拠法令等:自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例						
<p>●事業概要 大切な人を自死で亡くされた方に、安心して体験を語れる場を提供する。自助グループ等の運営支援及び相談機関の情報提供等を行います。</p> <p>○開催回数及び参加者数 開催回数:5回(奇数月) ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、1回未実施 参加者数:延べ24人</p> <p>●自死遺族支援事業担当課連絡会議 自死遺族の集いを定期的に開催している神奈川県内および近隣自治体を加えた8自治体及び全国自死遺族総合支援センター、大和・生と死を考える会が出席。それぞれの活動状況や課題について意見交換を行った。</p> <p>○開催市及び実施日 相模原市精神保健福祉センターにて、令和2年12月11日に実施</p>						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響						
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止とした事業内容					
<input checked="" type="checkbox"/> あり	自死遺族の集いを1回中止					
<input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容					
取組の中で重視している 主要指標		指標の説明(概要及びポイント)			目標	実績
1	自死遺族の集いの開催数	自死遺族の集いの令和2年度の開催数			6回	5回
2						
目的・目標の達成に向けた課題						
運営については、特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センターの協力を得ながら実施。センターの担当者と共に認識を持ちながら、参加者が安心して語れる場の確保を継続していく必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
実施前にはセンター担当者と参加者の情報を共有し、当日の運営方法について検討。わかりやすいクールダウンの時間配分を状況に合わせて調整し、参加者が話しやすい場づくりを心掛ける。また体調が懸念される参加者へは、必要に応じて個別対応をしていく。 担当課連絡会議については、地域の独自性を保つつつ共通した質を担保するために継続実施の予定。						
所管課						
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター こころの健康課 (精神保健福祉センター)						

令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針3 自殺防止のために支える		項目	自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援		
取組番号	78	取組名称	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施		
取組目的	自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会を確保し、心理的負担の軽減や孤立防止をはかる。				
構成事務事業		予算額 うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	19,384千円 うち補助金等 13,254千円	13,186千円	あり	なし
2					
3					
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)					
上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。					
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例					
<p>●事業概要 自殺に対する社会的偏見が残る中、誰にも話せずに悲しみや無力感を抱えることによりうつ病等の重篤な状態に陥る場合もあるため、支援が必要である。 また、来所による相談には多くの時間を要するため支援が行き届かない場合も想定されることから、電話による相談事業を展開することで必要な情報を提供し、併せて遺族の孤立を防止することが必要であり、自殺により遺された人々が安心して話せる電話相談支援を行い、必要な情報提供も併せて実施した。</p>					
<p>●開設回数及び相談件数 月2回(第2・第4木曜日) 12:00~16:00 相談実績：19件</p>					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響					
影響の有無 (ありの場合 右欄に記載)	新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止した事業内容 令和2年4月については、相談を受ける体制が整わず、中止とした。				
<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時に実施した事業内容				
取組の中で重視している主要指標		指標の説明(概要及びポイント)		目標	実績
1	相談件数	自死遺族電話相談への相談件数		—	19件
2					
目的・目標の達成に向けた課題					
令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、4月について、相談体制が整わず、やむを得ず中止となつたが、相談件数は例年と同程度で推移した。					
今後の取組の改善の方向性					
相談件数自体は多くないものの、相談を必要としている方やニーズはあり、専用回線の設置をすることで、相談者自身の安心感につながっている。また、継続的に周知を行うことで、自死遺族支援の必要性についての啓発にもつながっており、今後もこれまで同様に事業を継続していく。					
所管課					
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課（精神保健福祉センター）					

2 本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見

本報告書は、条例第11条第1項に基づき、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価及び市の自殺の概要についてとりまとめ、議会に提出するとともに、公表することを目的に作成した。

本報告書を作成するにあたり、令和3年10月1日に開催した川崎市自殺対策評価委員会より、条例第11条第2項に基づいて、以下の意見が出された。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の取組への影響について取り纏めたものは、他自治体の状況をみてもまだほとんどない。できたものとできなかったものをリスト化し、自殺対策に与えた影響についての考察について記載があると良い。
- (2) 各取組項目の主要指標が設定されている点は良いが、活動を指標とするものが中心となっているため、成果が見えにくい部分がある。定性的な評価の面で、今後、可能な範囲で成果を指標にするものを取り入れていくことが望ましい。

「川崎市自殺対策の推進に関する条例」抜粋

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講じるものとする。

～中略～

2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策の関する定量的な目標を定めるものとする。

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

資料

川崎市自殺対策の推進に関する条例

平成 25 年 12 月 24 日条例第 75 号

改正 平成 27 年 3 月 23 日条例第 17 号

人の命は、何ものにも代え難い。しかし、自ら命を絶つ人が川崎市でも跡を絶たない。

自殺に至る背景には、個人的な要因だけではなく、社会的な要因もあり、それらが複合的に重なっていることから、その対策も個々の自殺発生の危機への対応だけではなく、誰もが健康で生きがいをもって暮らすことのできる社会の構築まで一貫したものでなければならない。

そのため、川崎市においても、自殺を個人の問題としてのみではなく、社会全体で取り組む問題として捉えていく必要があり、市民一人ひとりが自殺を自らと決して無関係ではない問題として意識し、自殺対策に関心と理解を深めていくことが重要となっている。

ここに、川崎市は、自殺対策を推進して、自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実を図るとともに、誰もが自殺に追い込まれない社会の実現に向けて、市民その他関係者と共に取り組んでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、自殺対策に関し、基本理念を定め、市の責務、市民の役割等を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めることにより、自殺の防止等に対する市民の意識の高揚を図りつつ、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進し、もって市民が互いに支え合い、健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 自殺対策は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- (1) 自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があり、その多くを防ぐことができる問題であることを踏まえて、社会的な取組とすること。
- (2) 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即したものとすること。
- (3) 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策とすること。
- (4) 市及び関係機関等(国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の自殺対策に関する者をいう。以下同じ。)相互の密接な連携の下に行われるものとすること。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等と連携しつつ、自殺に関する現状を把握し、市の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の規定による関係機関等との連携、現状の把握並びに施策の策定及び実施に当たっては、これらの行為が各区又は地域の実情に応じたものとなるよう配慮するものとする。

3 市は、一定期間に発生した自殺の原因、方法、件数等から判断して急を要すると認めるときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策において重要な役割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 事業主は、市及び他の関係機関等と連携して、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(保健医療サービス等を提供する者の責務)

第5条 保健医療サービス、福祉サービス等(以下「保健医療サービス等」という。)を提供する者は、自殺対策に直接関係すること又は寄与し得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題その他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 保健医療サービス等を提供する者は、市及び他の関係機関等と連携して、保健医療サービス等の利用者に係る自殺の防止等に資するよう、適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(学校等の責務)

第6条 学校その他これに類する教育機関(以下「学校等」という。)は、自殺対策において重要な役

割を果たし得ることを認識し、自殺及びその背景にある心の健康の問題、いじめその他の問題に対する正しい理解を深めるよう努めるものとする。

2 学校等は、市、他の関係機関等、児童、生徒等の保護者等と連携して、児童、生徒等が心身ともに健康な生活を営むことができるよう、前項の問題に関する支援その他の適切な措置を講ずることに努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、自殺が自己に關係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺対策に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第8条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(自殺対策総合推進計画の策定等)

第9条 市長は、市の状況に応じた自殺対策を総合的に推進するための計画(以下「自殺対策総合推進計画」という。)を定め、及びこれに基づき次に掲げる事項に関し必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
- (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
- (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
- (5) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
- (6) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
- (7) 自殺未遂者に対する支援
- (8) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援
- (9) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

2 自殺対策総合推進計画においては、自殺に関する市の状況を勘案し、自殺対策に関する定量的な目標を定めるものとする。

(留意事項)

第10条 市長は、自殺対策総合推進計画の策定及びこれに基づく施策の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 各区又は地域の実情に配慮すること。
- (2) 次に掲げる役割を業務の性質上担うことが可能であると認められる職業の団体に対し、心の健康又は自殺の防止に関する知識の普及に資する情報提供その他の必要な支援が行われるようにすること。
 - ア 自殺及び自殺に関連する事象に関する正しい知識を普及する役割
 - イ 自殺の兆候に気付いて、当該兆候を示した者に話しかけ、又は話を聞き、必要に応じて専門的な機関、団体等から相談、助言等が受けられるよう支援し、又は当該兆候を示した者を見守る役割
- (3) 市民がそれぞれ自己の親族、知人その他の関係者の異変に気付いた場合に、前号イに掲げる役割を担って適切に行動することができるよう、必要とされる基礎的な知識の普及が図られること。

(評価及び報告書の作成等)

第11条 市長は、毎年度、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び第9条第2項の目標の達成状況について評価を行い、その結果及び市における自殺の概要に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 市長は、前項の評価を行おうとするときは、川崎市自殺対策評価委員会の意見を聴くものとする。

(自殺対策評価委員会)

第12条 前条第2項に定めるもののほか、自殺対策に係る重要事項について調査審議するため、川崎市自殺対策評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者、医師及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(連携のための仕組みの整備)

第13条 市長は、自殺対策を総合的かつ円滑に推進することができるよう、市及び関係機関等が相互に密接な連携を図るための仕組みを整備することに努めるものとする。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱

(趣旨)

第1条 川崎市自殺対策の推進に関する条例(平成25年条例第75号)に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る総合推進計画に関すること。
- (2) 自殺対策に係る関係機関等の情報交換に関すること。
- (3) 自殺対策に関する連絡調整に関すること。
- (4) 自殺対策事業に関する調査、研究及び情報収集に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 第1条の趣旨に則り、神奈川県下における4県市による「かながわ自殺対策会議」及び行政による「川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議」との連携を図る。

2 会議は、原則として、別表に掲げる学識経験者、機関及び団体において選出した者(以下「委員」という。)で構成するものとする。

(会議)

第4条 会議は、精神保健課長が招集する。

2 会議には、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させることができる。

(部会)

第5条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議は必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会は、部会に係る事項に関連する委員及び委員以外の者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

3 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議(部会に関する事項にあっては、部会)で定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

学識経験者	精神保健福祉関係
司法関係	神奈川県弁護士会
	神奈川県司法書士会
医療関係	川崎市医師会
経済・労働関係	川崎商工会議所
	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
	地域産業保健センター
福祉・教育等 関係	川崎市社会福祉協議会
	川崎市私立中学高等学校長協会
	川崎市立中学校長会
民間団体	川崎いのちの電話
	全国自死遺族総合支援センター
警察関係	神奈川県警察本部
行政	川崎市健康福祉局障害保健福祉部
	川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
	川崎市教育委員会事務局学校教育部
	川崎市役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)

川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策に係る庁内の関係課等の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議(以下「庁内連携会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内連携会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議、検討する。

- (1) 自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する情報交換及び調査、分析に関すること。
- (3) 庁内の関係課等が実施し、又は実施しようとする自殺対策に係る調整又は連携に関すること。
- (4) 庁内の関係課等による自殺対策の共同実施に関すること。
- (5) その他自殺総合対策の推進に関し、必要な事項

(組織及び構成)

第3条 庁内連携会議は議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、健康福祉局を所管する副市長とする。
- 3 委員の構成は、別表1のとおりとする。
- 4 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め議長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内連携会議は、議長が招集する。

- 2 委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 庁内連携会議には、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 庁内連携会議の所管事務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、座長及び幹事をもって組織する。
- 3 座長は、健康福祉局障害保健福祉部長とする。
- 4 幹事の構成は別表2のとおりとする。なお、各区役所においては幹事2名のうち、単年度ごとに1名を代表幹事とすることができます。
- 5 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、予め座長が指定する者がその職務を代理する。
- 6 幹事会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「座長」、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第6条 第2条に定める事項の調査及び検討を行うため、会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、調査の必要な事項に応じて置くものとし、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、議長が指名した者をもって充てる。
- 4 部会員は、部会長の指名した者をもって充てる。
- 5 専門部会の会議については、第4条の規定を準用する。この場合において、「議長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 庁内連携会議、幹事会及び専門部会の庶務は、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課及び総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内連携会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱(平成19年10月31日施行)は、廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

別表1(庁内連携会議)

1	総務企画局	総務企画局長
2	財政局	財政局長
3	市民文化局	市民文化局長
4	経済労働局	経済労働局長
5	環境局	環境局長
6	こども未来局	こども未来局長
7	まちづくり局	まちづくり局長
8	建設緑政局	建設緑政局長
9	港湾局	港湾局長
10	臨海部国際戦略室	臨海部国際戦略室本部長
11	会計室	会計管理者
12	川崎区役所	川崎区長
13	幸区役所	幸区長
14	中原区役所	中原区長
15	高津区役所	高津区長
16	宮前区役所	宮前区長
17	多摩区役所	多摩区長
18	麻生区役所	麻生区長
19	上下水道局	上下水道事業管理者
20	交通局	交通局長
21	病院局	病院局長
22	消防局	消防局長
23	市民オンブズマン事務局	市民オンブズマン事務局長
24	教育委員会事務局	教育次長
25	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長
26	監査事務局	監査事務局長
27	人事委員会事務局	人事委員会事務局長
28	議会局	議会局長
29	健康福祉局	健康福祉局長

別表2(幹事会)

1	総務企画局	行政改革マネジメント推進室担当課長
2	総務企画局	都市政策部企画調整課長
3	財政局	財政部財政課長
4	市民文化局	市民生活部企画課長
5	経済労働局	産業政策部庶務課長
6	環境局	総務部庶務課長
7	こども未来局	総務部企画課長
8	まちづくり局	総務部庶務課長
9	建設緑政局	総務部企画課長
10	港湾局	港湾振興部庶務課長
11	臨海部国際戦略室	臨海部事業推進部担当課長
12	会計室	審査課長
13	川崎区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
14	川崎区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
15	幸区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
16	幸区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
17	中原区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
18	中原区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
19	高津区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
20	高津区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
21	宮前区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
22	宮前区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
23	多摩区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
24	多摩区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
25	麻生区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)高齢・障害課長
26	麻生区役所	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域支援課長
27	上下水道局	総務部庶務課長
28	交通局	企画管理部庶務課長
29	病院局	経営企画室経営企画担当課長
30	消防局	警防部救急課長
31	市民オンブズマン事務局	市民オンブズマン事務局担当課長
32	教育委員会事務局	教育政策室担当課長
33	選挙管理委員会事務局	選挙部選挙課長
34	監査事務局	監査事務局行政監査課長
35	人事委員会事務局	人事委員会事務局調査課長
36	議会局	総務部庶務課長
37	健康福祉局	総務部企画課長

川崎市自殺対策評価委員会 委員名簿

(平成30年度～令和2年度)

分野	機関・団体名	職名	氏名
学識経験者	新潟大学	法学部 教授	南島 和久
	日本社会事業大学	社会福祉学部 准教授	贊川 信幸
	東京慈恵会医科大学	環境保健医学講座 講師	山内 貴史
医師	自治医科大学	精神医学講座 助教	加藤 梨佳
市職員	川崎市健康福祉局	医務監	坂元 昇

川崎市自殺対策評価委員会 委員名簿

(令和3年度～令和5年度)

分野	機関・団体名	職名	氏名
学識経験者・ 医師	筑波大学	医学部医療系 教授	太刀川 弘和
	龍谷大学	政策学部 教授	南島 和久
	日本社会事業大学	社会福祉学部 准教授	贊川 信幸
	東京慈恵会医科大学	環境保健医学講座 准教授	山内 貴史
市職員	川崎市健康福祉局	医務監	坂元 昇



川崎市自殺対策推進キャラクター
「うさっぴー」です

川崎市自殺対策の推進に関する報告書

(令和2年度版)

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話：044-200-3608
FAX：044-200-3932
E-mail：40seisin@city.kawasaki.jp